

(別冊)

水産農林部の事業概要

1 長 崎 市 の 水 産 業

2 長 崎 市 の 農 業

3 長 崎 市 の 森 林

1 長崎市の水産業



水産農林部

令和4年6月

目 次

1 長崎市の漁業地域の概況	1-1
2 海域ごとの漁業経営と漁場環境の現状	1-2
3 長崎市の漁業生産量及び生産額	1-3
4 市内8漁協の現状	1-5
5 水産加工業の現状	1-6
6 水産物流通の現状	1-7
7 水産物の消費の現状	1-9
8 長崎市の漁港	1-11
9 水産センターの種苗の生産・供給	1-12

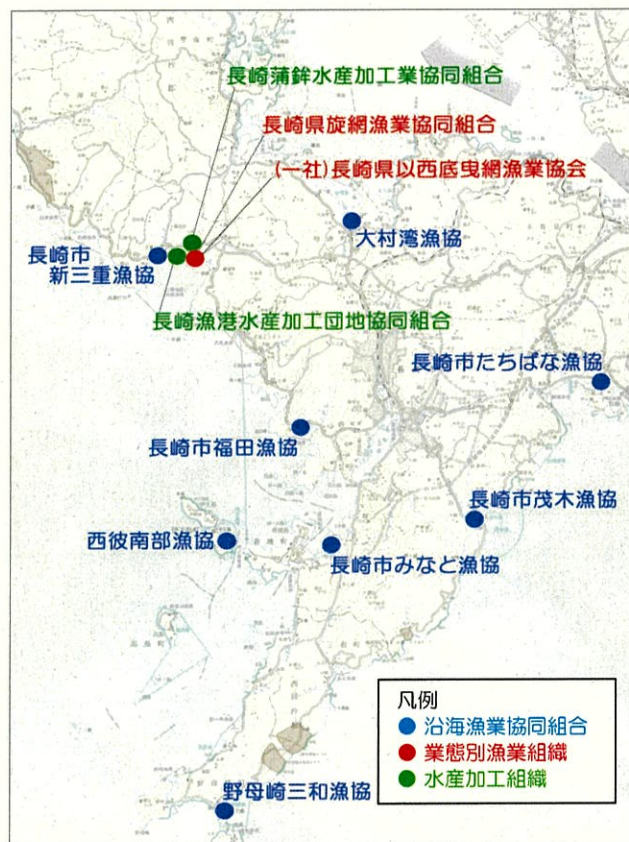
《参考資料》

所管施設一覧	1-13
長崎市の主な水産業振興制度	1-17

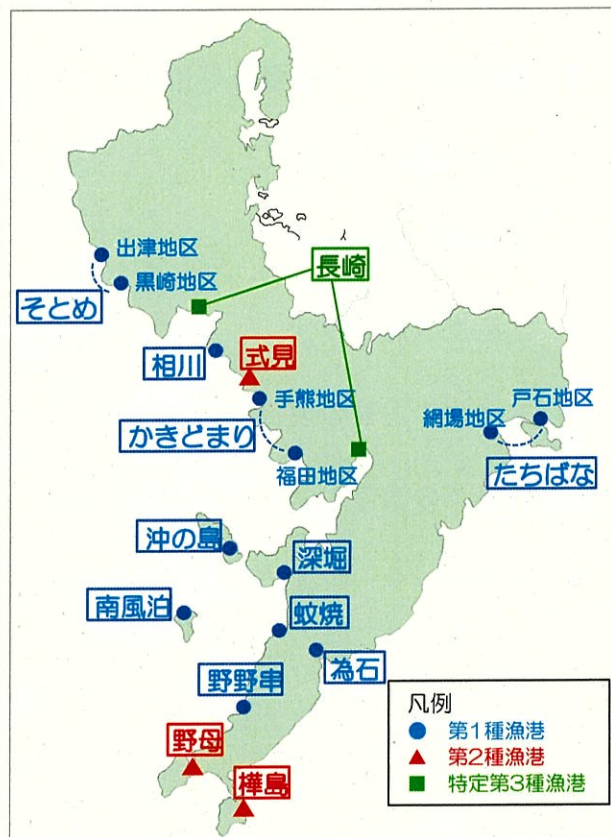
1 長崎市の漁業地域の概況

長崎市には8つの沿海の漁業協同組合*があり、また、業態別の漁業組織として、長崎県旋網漁業協同組合と一般社団法人長崎県以西底曳網漁業協会、水産加工組織として、長崎蒲鉾水産加工業協同組合と長崎漁港水産加工団地協同組合があります。

また、市内には、大小14の漁港※（うち、第1種漁港 10、第2種漁港 3、特定第3種漁港 1）が存在します。



水産関係組織位置図



漁港位置図

※漁業協同組合（漁協）

水産業協同組合に基づく法人で、漁業者の協同組織として、販売事業、購買事業などの経済事業及び共済事業、信用事業などの実施を通じた水産業の振興及び組合員の福祉の向上、漁業権の管理を中心とした資源や漁場の管理、水産業を核とした漁業地域の活性化等の広範な役割を果たしています。

令和3年3月末現在、長崎市内には、8漁協（新三重、福田、みなと、茂木、たちばな、西彼南部、野母崎三和、大村湾）があります。

※漁港

漁業に携わる人々が、漁獲した魚介類の陸揚げや燃油の補給、船の停泊などのために使用する場所で、様々な施設が整備されており、利用状況により次のように区別されています。

- ・第1種漁港……利用範囲が地元の漁業を主とする漁港。市町村で管理。
- ・第2種漁港……利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しない漁港。都道府県で管理。
- ・第3種漁港……利用範囲が全国的な漁港。そのうち、国が指定する特に重要な役割を担う漁港を特定第3種漁港と呼びます。都道府県で管理。
- ・第4種漁港……離島その他辺地にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要な漁港。都道府県で管理。

2 海域ごとの漁業経営と漁場環境の現状

現状

- 海底環境の悪化や磯焼け※など、漁場環境が変化しており、漁獲量に影響を与えています。
- 藻場※の保全や堆積物の除去など、漁場環境を改善させる取組みが、市内各地に広まっています。

- 長崎市は、橘湾海域、西彼海域、大村湾海域の3つに分けられ、それぞれ特性の異なる海域を有していますが、環境悪化による漁業への悪影響が生じています。

橘湾海域

西に長崎半島、東は島原半島に囲まれ、湾口は南西に大きく開いた橘湾に面しています。橘湾海域では養殖業が盛んに営まれ、他にも小型底曳網漁業や延縄漁業などの漁業種類が営まれています。

近年、海底環境の悪化が懸念されるほか、磯焼けの範囲が徐々に広がっています。また、夏場になると赤潮※が発生し養殖業などに影響を与えています。



西彼海域

対馬暖流が流れる五島灘に面しており、沿岸流との境界に多くの潮目が形成され、変化に富んだ海洋環境となっています。西彼海域ではまき網漁業や養殖業が盛んに営まれ、他にも小型定置網漁業や刺網漁業、採介藻漁業など多様な漁業種類が営まれています。

長崎市内でも磯焼けの範囲が広く、刺網の主要魚種となるイセエビの漁獲量などにも影響しています。



大村湾海域

針尾瀬戸と早岐瀬戸の2ヶ所のみで外海と接している閉鎖性が高い大村湾に面しています。大村湾海域では、小型底曳網漁業や小型定置網漁業が盛んに営まれ、他にもカキや真珠の養殖業などの漁業種類が営まれています。

大村湾の水質は陸地の都市化の影響を強く受けるほか、湾内の水温は気温の影響も大きいため、夏季は30℃を超え、冬季は10℃を下回るなど季節変動が極めて大きく、毎年、夏の終わりから秋にかけて貧酸素水塊※が発生しています。



- 水生生物の生息場所となる藻場を保全・再生させる活動や、堆積物を除去し環境改善を図る活動など、漁場環境を改善する取組みが市内各地で行われており、活動する組織数も増加しています。
- 一部の地域においては、活動の成果により海藻が回復している箇所もありますが、過去にウニ除去を実施した箇所においても、浮遊してきたウニ類幼生の着底及び成長が確認される等、今後も海藻が減少する可能性があります。

漁場環境再生の取組みを行う組織数

【単位：組織】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
活動組織数	4	5	7	9	10	11	12	12	12	12

(資料：長崎市)

※藻場（もば）

海藻（草）が繁茂している場所のこと。海藻（草）類を食べる生き物にとって重要な餌場になるだけでなく、魚介類のすみ場、産卵場、保育場になるため、「海のゆりかご」とも呼ばれています。また、水中の窒素やリンなどの栄養分を分解し、栄養塩類や炭酸ガスを吸収して、酸素を供給するなど海水の浄化に大きな役割を果たしています。

※磯焼け

外洋に面した岩礁や転石地帯で、今まで繁っていたコンブ、カジメなどの大型海藻類の群落が消え失せ、これまでは大型海藻の下草として生えていたサンゴモなどの石灰藻類だけが岩礁を白く覆ってしまい、大型海藻（クロメ、カジメ、ホンダワラ類、ワカメ等の海藻）が消えたままの状態が長い間続いてしまう現象。海藻がなくなり、焼けた後のように海底が白く見えることから磯焼けと呼ばれています。

※赤潮

植物プランクトンなどが異常に増えて、海が赤色や茶色などに染まったように見える現象。雨による山から海への栄養の流れこみや、水温や光などプランクトンが増殖しやすい条件が整った場合に発生します。赤潮が発生すると、プランクトンが魚のえらに触れ、えらに障害を起こして呼吸ができなくなったり、プランクトンが大量に酸素を消費するため海水中の酸素が不足して大量の魚が死んでしまうことがあります。

※貧酸素水塊

魚介類が生息できないほど、海水中に溶けている酸素の量（溶存酸素量）が少ない海水の塊。水中・泥中の有機物を餌として増殖するバクテリアの酸素消費が、酸素供給を上回ると貧酸素水塊が発生します。この貧酸素水塊が、強い風や潮の流れなどで岸辺や海面付近に上昇してくると、養殖魚など移動範囲が狭い生物の大量死につながる場合があります。

3 長崎市の漁業生産量及び生産額

現状

■ 漁業生産量については、水産資源や漁場環境の変化などの影響により増減があります。以西底びき網漁業や大中型まき網漁業は減少傾向にあります。また、中小型まき網漁業や養殖業は増加傾向にありましたが、ここ数年は減少しています。

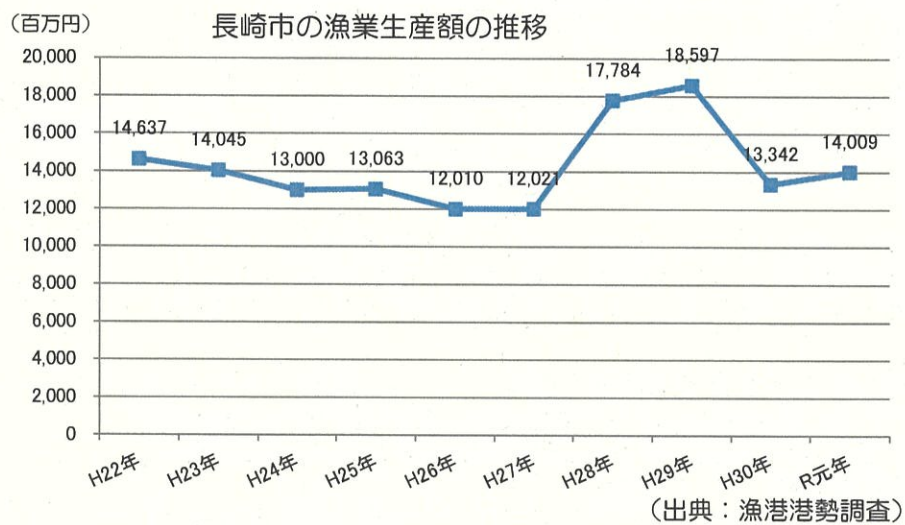
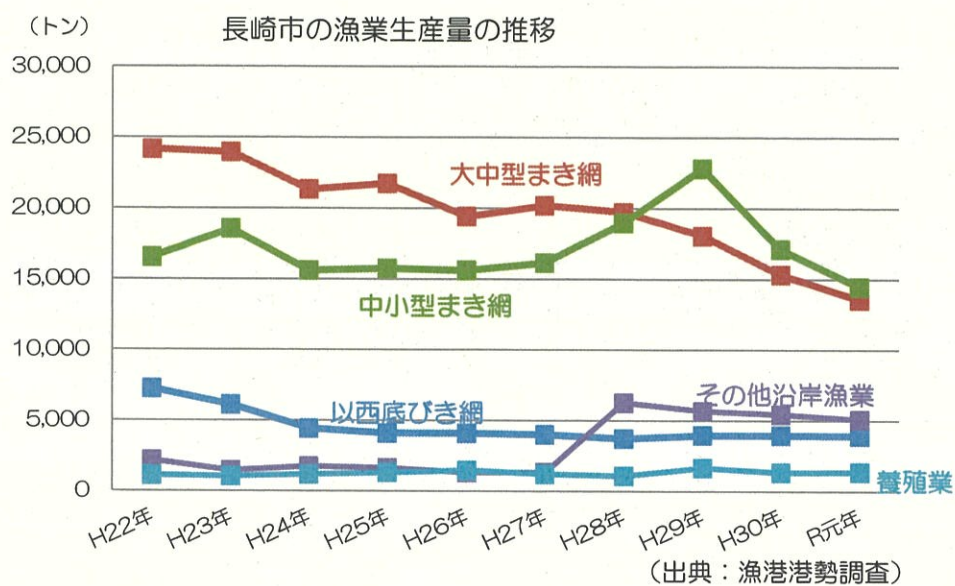
■ 生産金額についても生産量と同様に増減がありますが、近年は増加傾向にあります。

漁業種類ごとの漁業生産量の推移

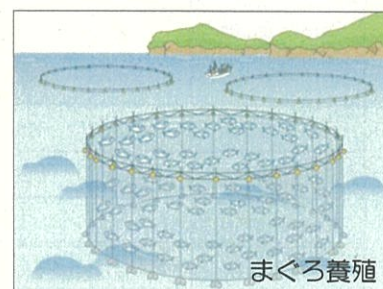
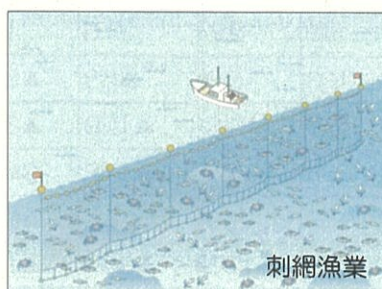
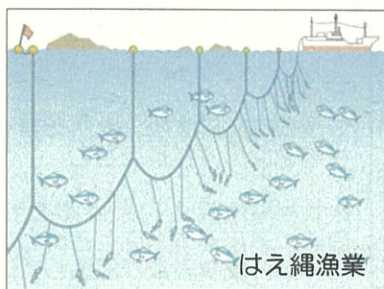
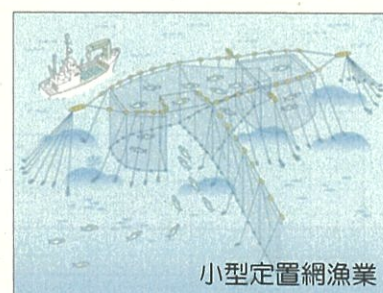
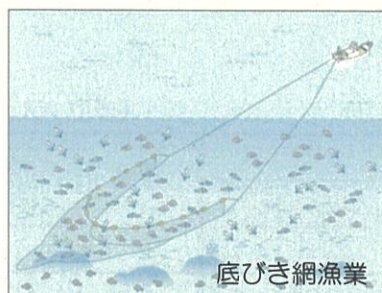
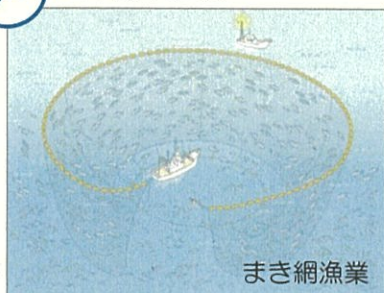
【単位：トン】

漁業種類	年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
全 国※		5,233,440	4,692,819	4,786,267	4,712,564	4,700,879	4,561,453	4,269,105	4,244,076	4,364,327	4,143,874
長 崎 県		282,433	321,172	273,348	271,020	275,620	333,367	329,724	330,164	316,830	254,009
長 崎 市		51,227	51,088	44,254	44,520	41,909	42,872	49,757	52,164	43,218	38,401
海面漁業	以西底びき網	7,258	6,113	4,429	4,098	4,092	4,002	3,726	3,955	3,957	3,918
	大中型まき網	24,154	23,949	21,315	21,741	19,415	20,192	19,731	18,062	15,325	13,563
	小型底曳網	281	171	185	212	237	198	147	181	207	199
	中小型まき網	16,541	18,542	15,593	15,742	15,602	16,140	18,963	22,824	17,123	14,468
	敷 網	-	-	-	0	0	0	0	14		
	刺 網	296	225	229	231	148	124	265	244	315	316
	小型定置網	278	217	288	181	146	233	416	353	342	299
	かご漁業	4	7	29	44	31	38	39	36	40	34
	はえ縄	420	93	77	83	79	75	1,242	1,150	1,048	940
	いか釣	12	1	1	1	1	1	35	42	31	28
	一本釣	466	359	337	368	320	300	3,348	3,135	3,019	2,723
	採 貝	15	11	12	14	11	20	44	15	23	18
	採 藻	31	6	17	16	10	9	1	3	4	5
	その他の漁業	374	356	560	480	343	336	718	498	438	532
小 計		50,130	50,050	43,072	43,212	40,435	41,668	48,675	50,513	41,872	37,043
海面養殖業	海面養殖:魚類	1,065	1,034	1,180	1,305	1,474	1,170	1,049	1,615	1,309	1,326
	海面養殖:貝類	32	4	2	3	0	34	33	36	37	32
	小 計	1,097	1,038	1,182	1,308	1,474	1,204	1,082	1,652	1,346	1,358
漁獲金額（百万円）		14,637	14,045	13,000	13,063	12,010	12,021	17,784	18,597	13,342	14,009

（出典：漁港港勢調査、（※のみ）海面漁業生産統計調査）



参考 主な漁業種類



4 市内8漁協の現状

現状

- 平成24年度以降の漁協取扱の漁獲金額は約60億円ですが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により大きく減少しました。
- 組合員数は減少しており、高齢化も進んでいます。

漁協取扱漁獲金額の推移

【単位：千円】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
漁獲金額	5,765,957	5,632,341	5,444,451	6,144,750	5,923,613	5,915,362	6,074,094	5,830,139	4,671,473

(出典：漁協業務報告書)

- 令和2年度の長崎市内の組合員数は8漁協合わせて1,725人で、平成24年度と比較して、8年間で307人減少しました。令和元年度からの1年間で見ると、53人減少しています。

組合員数

【単位：人、％】

	平成24年度	令和2年度	増減	増減率(%)
正組合員数	1,014	687	▲ 327	▲ 32.2
准組合員数	1,018	1,038	20	2.0
合 計	2,032	1,725	▲ 307	▲ 15.1

※長崎市外に本所、支所を有する大村湾漁協の漁業者を含む。

(出典：漁協業務報告書)

- 漁獲金額は減少（平成24年度：5,765,957千円→令和2年度：4,671,473千円）していますが、正組合員数が減少（平成24年度：1,014人→令和2年度：687人）していることから、平成24年度と比較して漁業者1人当たりの漁業生産額は約1,113千円増加しています。

漁業者（正組合員）1人あたりの漁業生産額

【単位：千円/人、％】

	平成24年度	令和2年度	増減	増減率(%)
漁獲金額／正組合員数	5,686	6,800	1,113	19.6

(出典：漁協業務報告書)

- 年齢別の漁業就業者数は、依然として60歳以上の割合が多く、全体の70％以上を占めています。

年齢別漁業就業者数

【単位：人、％】

	平成24年度		令和2年度		増減	増減率(%)
	人数	割合(%)	人数	割合(%)		
20歳未満	0	0.0	1	0.1	1	0.0
20～29歳	12	0.6	9	0.5	▲3	▲25.0
30～39歳	43	2.1	48	2.8	5	11.6
40～49歳	161	7.9	103	5.9	▲58	▲36.0
50～59歳	375	18.5	246	14.3	▲129	▲34.4
60歳以上	1,405	69.1	1,286	74.6	▲119	▲8.5
法 人 等	36	1.8	32	1.9	▲4	▲11.1
合 計	2,032	100	1,725	100	▲307	▲15.1

※長崎市外に本所、支所を有する大村湾漁協の漁業者を含む。

※大村湾漁協は平成31年4月に川棚漁協、多良見町漁協と合併したことに伴い、就業者数が増加している。

(出典：漁協業務報告書)

5 水産加工業の現状

現状

- 水産加工業は、小規模な加工業者が多く、生産量は減少傾向にあります。
- 加工品の種類は、冷凍水産物がほとんどを占めており、高次加工品の生産は少ない状況です。

- 長崎県では、1事業所あたりの従業員数が5人未満の工場が全体の約37%を占めており、全国平均と比べ、小規模な事業者の割合が高くなっています。
- 長崎市内の平成30年時点の水産加工場の数は96で、焼津市、静岡市に次ぎ全国三位の多さです。

従業者規模別工場数（平成30年）

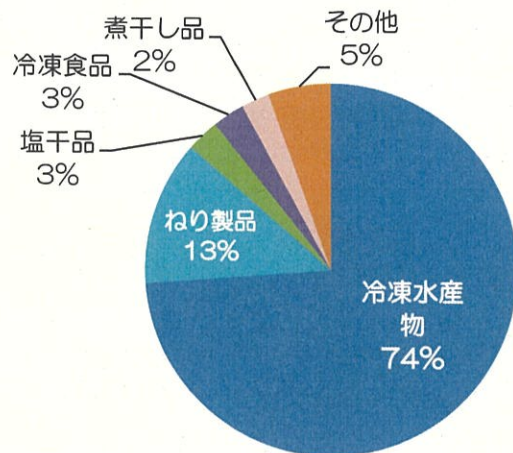
【単位：工場】

	1人	2人	3人	4人	5～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上	計
全 国	254	627	519	453	1,713	2,268	647	506	261	41	7,289
長崎県	32	67	31	30	120	104	23	12	7	-	426

（出典：H30年漁業センサス）

- 水産加工業における生産量の割合は、冷凍水産物が74%を占めており、高次加工品は少ない状況にあります。
- 冷凍水産物を除いた水産加工品の生産量は、珍珠等の其他加工品を除き、ほぼ横ばいから減少傾向となっています。

長崎市内の水産加工品別年次生産量（令和元年）



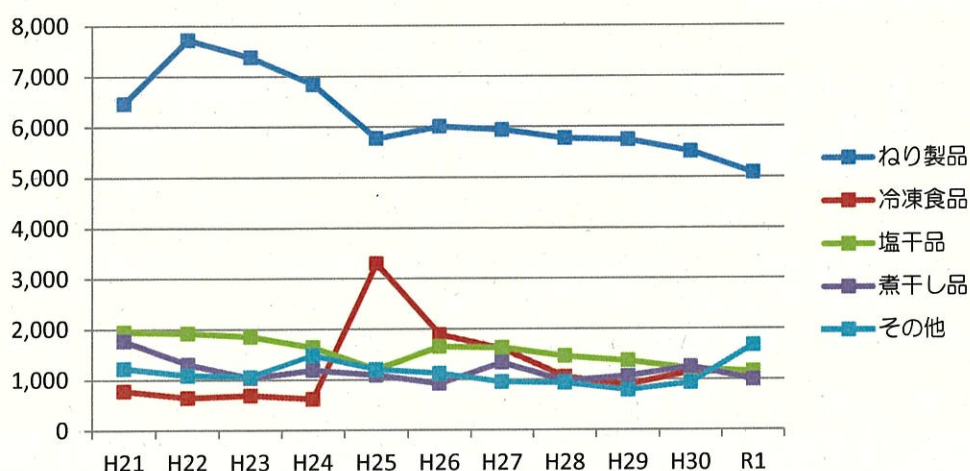
長崎市内の水産加工品別年次生産量

【単位：トン】

品 目	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
ね り 製 品	6,461	7,717	7,371	6,838	5,768	6,055	5,936	5,766	5,737	5,505	5,085
冷 凍 食 品	777	644	693	621	3,299	1,889	1,609	1,052	895	1,151	1,143
素 干 し 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塩 干 品	1,948	1,919	1,853	1,642	1,205	1,653	1,631	1,465	1,366	1,212	1,151
煮 干 し 品	1,765	1,308	1,037	1,191	1,091	922	1,337	971	1,064	1,249	996
塩 蔵 品	528	464	385	395	170	205	226	279	262	241	231
く ん 製 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
節 製 品	126	174	168	203	109	108	104	137	331	196	316
其他加工品(珍珠等)	1,222	1,084	1,058	1,483	1,201	1,121	950	931	783	1,408	1,672
小 計	12,827	13,310	12,565	12,373	12,843	11,952	11,795	10,601	10,437	10,961	10,594
冷 凍 水 産 物	48,652	48,063	48,624	48,863	47,328	43,011	48,125	45,800	49,230	49,666	29,923
合 計	61,479	61,373	61,189	61,236	60,171	54,963	59,920	56,402	59,667	60,628	40,517

（資料：漁業センサス、水産加工統計調査水産加工（陸上）調査票をもとに長崎市が推計）

(トン) 長崎市内の水産加工品別年次生産量（冷凍水産物を除く）



(資料：漁業センサス、水産加工統計調査水産加工（陸上）調査票をもとに長崎市が推計）

● 水産加工組織について

長崎市内では、県内で水揚げされるアジやイワシなどを原料とした、かんぼこ（かまぼこ）の生産が盛んに行われており、その消費額は全国トップクラスです。

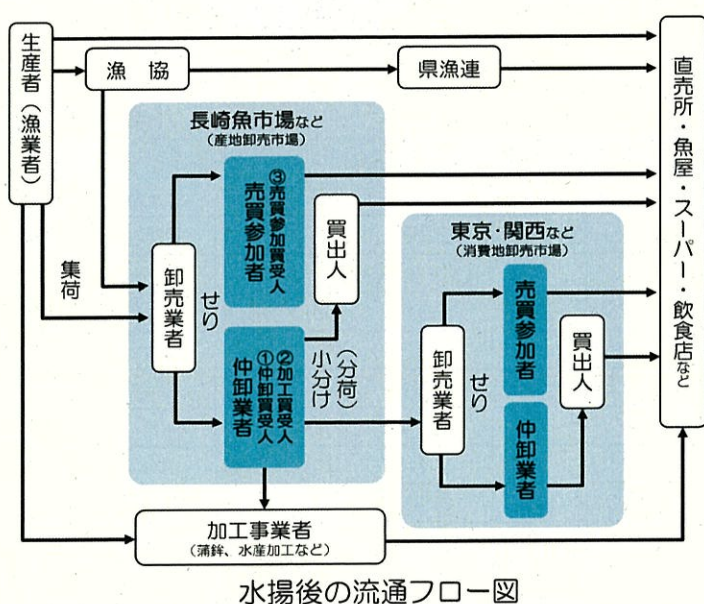
かんぼこの生産にあたり、長崎市内を中心とした蒲鉾製造業者による長崎蒲鉾水産加工業協同組合が組織されています。組合では、かんぼこの原料となるすり身の共同生産を行い、組合員へ安定的にすり身を供給しています。特にイワシのすり身は日本一の生産高を誇っており、組合の所有する加工場は、西日本でも屈指のすり身専門加工場として事業を展開しています。

また、長崎漁港水産加工団地における水産加工業の振興を図ることを目的として、長崎漁港水産加工団地協同組合が設置され、加工残さの処理、加工用水・海水の供給、加工品の販売事業、加工団地内のゴミの肥料化によるリサイクル等の取組みが行われています。

6 水産物流通の現状

● 水揚げ後の流通について

長崎市で水揚げされた水産物は、漁協の共販事業※として長崎県地方卸売市場長崎魚市場（長崎魚市場）等の産地卸売市場へ出荷されるほか、長崎県漁業協同組合連合会の系統販売※や、加工業者・地元飲食店との直接取引が行われるなど、生産者や漁協独自による取組みが行われています。



参考 卸売市場における買受人は、次のような分野に分かれています。なお、買受人の許可を受けるためには、開設者（長崎魚市場の場合は、長崎県）の承認が必要となります。

① 仲卸買受人

卸売を受けた魚を魚市場内の卸売市場で販売する者及び他の消費地に仕分・出荷して販売する者

② 加工買受人

卸売を受けた魚を原料として加工業を営む者

③ 売買参加買受人

卸売を受けた魚を自家消費するか、または魚市場外にある自己の店舗において販売する者

※共販事業

漁協等が組合員の漁獲物や加工品を一括集荷して共同販売する事業のこと。

※系統販売

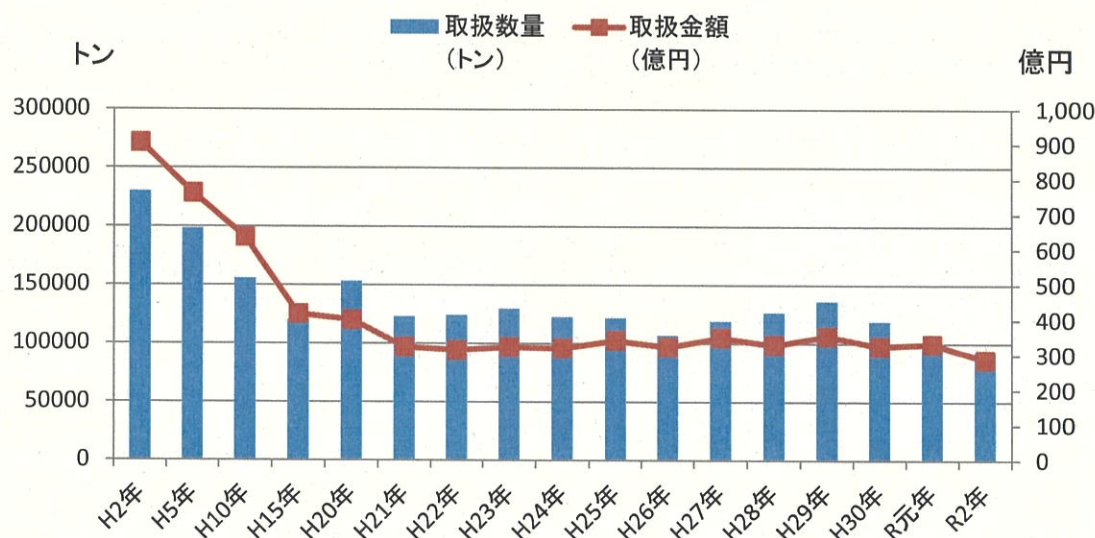
漁協等が上部系統団体（県漁連等）に出荷し、上部団体が一括販売すること。

● 長崎魚市場の概要

長崎魚市場における令和2年の取扱数量は92,983トン、取扱金額287億円で、近年は横ばいで推移しています。

なお、長崎魚市場は全国に316（令和元年度末現在）ある産地卸売市場の中で数量、金額ともに上位に入っており、多くの魚が水揚げされる重要な市場です。

長崎魚市場の取扱推移



（出典：長崎魚市場の概要）

参考

長崎魚市株式会社における取扱魚種ランキング（令和2年）

長崎魚市株式会社で取り扱われている魚種のトップ10をランキングとしてまとめました。

トップ3は取扱数量は、マアジ、サバ類、ブリで、数量の約7割、取扱金額は、マアジ、ブリ、サバ類で、金額の約5割を占めています。上位の魚種は長年にわたり上位を独占しており、小売店で見かけない日はなく、長崎の食卓には欠かすことのできない代表的かつ日常的な魚といえます。

他にもこのランキングでは、色々な魚種が取り扱われていることが確認でき、長崎は周辺の豊かな漁場や様々な漁業により、水産物に恵まれていることがうかがえます。

	取 扱 数 量			取 扱 金 額		
	魚 種	数量 トン	全体比 %	魚 種	金額 百万円	全体比 %
1	マアジ	15,797	32.0	マアジ	4,094	27.5
2	サバ類	12,737	25.8	ブリ	1,650	11.1
3	ブリ	7,456	15.1	サバ類	1,559	10.5
4	カツオ類	1,602	3.2	マグロ	1,240	8.3
5	ウルメイワシ	1,083	2.2	ムツ類	595	4.0
6	マダイ	995	2.0	マダイ	536	3.6
7	キダイ	835	1.7	カツオ類	475	3.2
8	マグロ	728	1.5	ハタ類	473	3.2
9	カタクチイワシ	602	1.2	イカ類	422	2.8
10	タチウオ	592	1.2	タチウオ	416	2.8

（出典：長崎魚市場の概要）

7 水産物の消費の現状

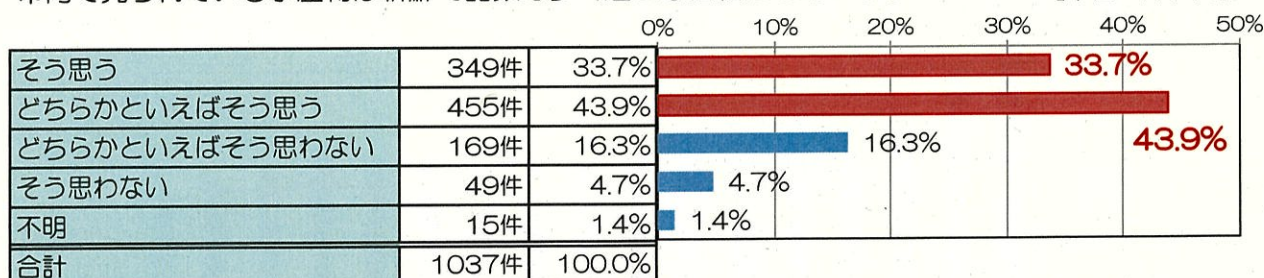
現状

- 長崎市民の水産物に対する満足度や長崎の魚に対する認知度は高いものの、消費量は肉より少なくなっています。
- 観光客が長崎市で水産物を消費する割合はあまり高くなく、長崎の魚の魅力を十分に伝えできていません。

- 市内で売られている水産物が新鮮で品数も多く適正な価格だと思う割合及びどちらかといえばそう思う割合は、約8割と高い数値となっています。

市内で売られている水産物は新鮮で品数も多く適正な価格だと思いますか

【単位：件、％】



(出典：令和3年度市民意識調査)

- ながさきの「食」市民意識調査によると、長崎市内で水揚げ・製造されている水産物及び加工品の認知度は8割以上であり、市民の長崎の魚に対する認知度が高いことがうかがえます。

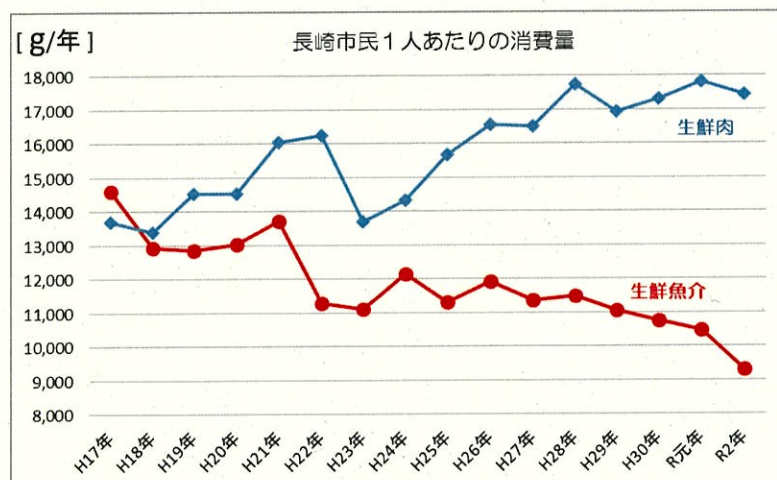
長崎市内産水産物・加工品についての認知度（市民対象）

【単位：％】

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
認知度	83.6	87.7	87.4	85.7	85.5	86.4	88.2	88.4

(出典：ながさきの「食」市民意識調査)

- 長崎市内での水産物に対する満足度及び認知度は高いものの、平成18年以降、生鮮魚介類の消費量は生鮮肉よりも少なくなっています。
- 1世帯あたりの魚介類消費額は、全国52都市のうち長崎市は22位であり、豊富な漁獲量と魚種に恵まれた環境にあるものの、消費額はあまり高くありません。



都道府県庁所在市別1世帯あたりの年間支出
(魚介類、令和元年～令和3年平均)

【単位：円】

順位	都市名	支出額
1	青森市	88,164
2	仙台市	87,423
3	札幌市	84,827
4	秋田市	84,818
5	富山市	84,014
...		
22	長崎市	75,676

(出典：「家計調査結果」(総務省統計局))

- 市内農水産物直売所の販売実績は、平成25年度の25.1億円から、令和2年度は2割増の30.1億円に増加していますが、大規模の直売所の販売実績が伸びたことによるもので、小規模の直売所の販売実績は横ばい、又は減少傾向にあります。
- 直売所の数も平成23年度は30ヶ所あったものが令和2年度は20ヶ所に減少しており、地域に密着した小規模直売所の存続が課題であることがうかがえます。

市内農水産物直売所の販売実績

【単位：億円】

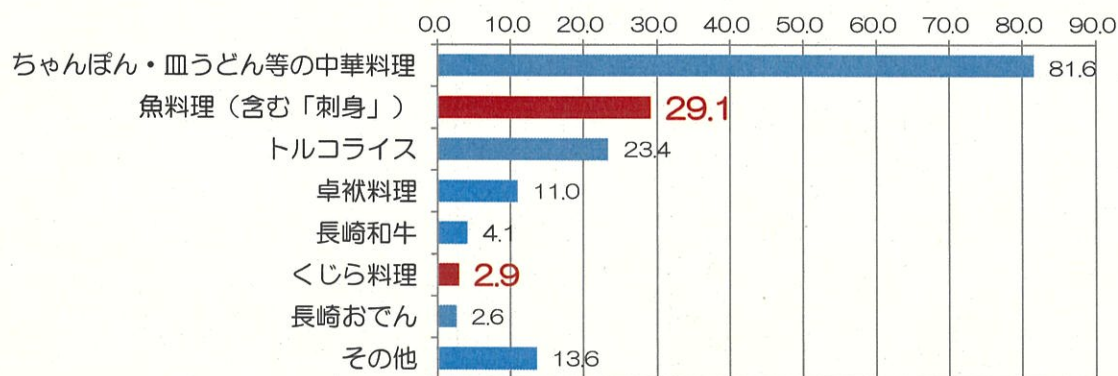
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
販売額	25.1	30.7	31.0	29.4	29.0	28.8	28.9	30.1

(出典：令和2年度 市内農水産物直売所の販売実績)

- 長崎市を訪れた観光客へのアンケートによると、観光客が長崎市で食べた（食べる）魚料理（「刺身」を含む）の割合は29.1%、くじら料理の2.9%を加えると3割を超えており、観光客に対して、「長崎の魚の魅力」が徐々に浸透してきていることがうかがえます。

長崎市で食べた（食べる）料理（観光客対象、複数回答）

【単位：%】



(出典：令和2年度 ながさきの「食」に関するアンケート調査)

8 長崎市の漁港

(1) 概要

現在、長崎市には、市が管理する漁港が10漁港、県が管理する漁港が4漁港あります。
市が管理する漁港では、漁港内の海岸保全施設整備や防波堤の整備などの水産基盤整備事業やタラップ、係船環、照明灯などの安全管理施設の整備等の事業を実施しています。
県が管理する漁港においても、防波堤、護岸、臨港道路等の整備事業を実施しています。

長崎市の管理漁港

区分 地区名	漁港名	漁港種別	利 用 隻 数			漁 協 名
			漁船 (隻)	フリジャー ボート (隻)	計 (隻)	
長 崎	相 川 漁 港	第 1 種	7	0	7	新三重漁協
	かきどまり漁港	第 1 種	80	61	141	福田漁協
	深 堀 漁 港	第 1 種	78	24	102	みなと漁協
	たちばな漁港	第 1 種	279	95	374	たちばな漁協
伊王島	沖 の 島 漁 港	第 1 種	25	7	32	西彼南部漁協
高 島	南 風 泊 漁 港	第 1 種	15	6	21	西彼南部漁協
野母崎	野 野 串 漁 港	第 1 種	28	7	35	野母崎三和漁協
外 海	そとめ漁港	第 1 種	42	24	66	みなと漁協
三 和	為 石 漁 港	第 1 種	84	32	116	野母崎三和漁協
	蚊 焼 漁 港	第 1 種	60	38	98	野母崎三和漁協
琴 海	—	—	—	—	—	大村湾漁協
合 計	10漁港		698	294	992	

(出典：令和元年漁港港勢調査)

長崎県の管理漁港

区分 地区名	漁港名	漁港種別	利 用 隻 数			漁 協 名
			漁船 (隻)	フリジャー ボート (隻)	計 (隻)	
長 崎	長 崎 漁 港	特定第3種	217	243	460	新三重漁協
	式 見 漁 港	第 2 種	39	10	49	新三重漁協
野母崎	野 母 漁 港	第 2 種	82	18	100	野母崎三和漁協
	樺 島 漁 港	第 2 種	72	7	79	野母崎三和漁協
合 計	4漁港		410	278	688	

(出典：令和元年漁港港勢調査)

9 水産センターの種苗の生産・供給

水産センターにおける令和4年度種苗生産及び供給計画は次のとおりです。

令和4年度 長崎市水産センターの種苗生産及び供給計画

事業区分	魚種	用途	規格	数量	供給
水産種苗生産費	クマエビ	放流用	体長30mm	800,000尾	令和4年8月
	ガザミ	放流用	全甲幅10mm	200,000尾	令和4年7月
	クロアワビ	放流用	殻長20mm	10,000個	令和4年12月
			殻長24mm	47,000個	令和5年2月
	アカガイ	放流用	殻長20mm	10,000個	令和4年11月
	イワガキ	養殖用	殻長30mm	10,000個	令和5年3月
			種板 1枚10個程度	5000枚	令和4年11月
	シマアジ	養殖用	全長70mm	70,000尾	令和5年5月

所管施設一覧

	長崎ペンギン水族館	野母崎高浜海岸交流施設
設置場所	長崎市宿町3番地16	長崎市高浜3963番地3
設置年月日	平成13年4月22日	平成26年7月15日
設置目的	市民にペンギン及び水族とのふれあいの場を提供することにより市民の自然環境に対する意識の高揚を図るとともに、健全な余暇の活用に資する。	市民に自然と親しみながら憩う場、地域交流の場及び地域の情報を発信する場を提供し、もって市民の福祉の向上及び地域の振興に資する。
管理運営	【指定管理者】 (一財)長崎ローブウェイ・水族館	【指定管理者】 高浜スカイアンドシー
職員配置	—	—
施設概要	◆施設の内容 1 水族館ゾーン ①水族館本体 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 2,694㎡ 亜南極ペンギン水槽、温帯ペンギン水槽 長崎の海水槽、プラーブック水槽、タッチプール 他 ②コガタペンギン飼育展示舎 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 548㎡ コガタペンギン飼育展示舎、保管室 ③予備飼育棟：鉄骨造平屋建 延床面積 244㎡ ④展示生物数等 約174種類、約6,960点（うちペンギン：9種類、182羽） 2 自然体験ゾーン ①ビオトープ 長崎の「里山」、自然河岸復元 延面積 4,300㎡ 自然河岸延長 250m ②海浜部 自然石突堤 180m、人工海浜 5,000㎡ 散策路 200m、タイドプール 100㎡、 ふれあいペンギンビーチ 他 ③海洋体験施設：軽量鉄骨造2階建 延床面積 272㎡ カヤック 30隻、シャワー設備 10基、休憩室 3 駐車場 ①第1駐車場 127台 ②第2駐車場101台 ◆観覧料（1人1回につき） 大人 520円（団体 410円） 小人 310円（団体 250円）※幼児、小中学生 ◆年間観覧料（1人1年） 大人 1,250円 小人 730円 ※幼児、小中学生 ◆駐車料金 バス 最初の1時間 1,040円、その後の1時間 520円 バス以外 最初の1時間 200円、その後の1時間 100円	◆施設の内容 1 遊泳面積 12,500 ㎡ 2 南棟 多目的（桟敷）スペース、 シャワー・更衣室、多目的トイレ、 カヌー艇庫、芝生広場 3 北棟 喫茶スペース、テラス、事務室、 厨房、トイレ、倉庫、円形階段 4 駐車場 交流施設横駐車場（約10台分） 道路横駐車場（約50台分） ◆使用料 多目的スペース 夏期（桟敷）：大 人 830円/日 小中学生 410円/日 夏期以外 ： 2,619円/時間 駐車場 普通・小型・軽自動車520円/回 二輪自動車260円/回 温水シャワー 100円/回 コインロッカー 200円/回 カヌー 1人乗り523円/時間 2人乗り785円/時間 パラソル 628円/日

所管施設一覧

	飛島磯釣り公園	高島海水浴場
設置場所	長崎市高島町1726番地	長崎市高島町2709番地5
設置年月日	平成9年7月20日	平成9年7月20日
設置目的	市民が海と自然に親しみながら行うレクリエーション等の活動の場を提供し、市民の福祉の増進に資する。	市民が海と自然に親しみながら行うレクリエーション等の活動の場を提供し、市民の福祉の増進に資する。
管理運営	【指定管理者】 西彼南部漁業協同組合	【指定管理者】 高島振興協同組合
職員配置	—	—
施設概要	◆施設の内容 1 北側釣り場 L = 60 m 2 東側釣り場 L = 120 m 3 南側釣り場 L = 192 m 4 休憩所 鉄筋コンクリート造3階建 768㎡ 1階 空間部分 2階 トイレ、シャワー室等 3階 休憩所、倉庫等 5 事務所 鉄筋コンクリート造1階建 40㎡ 6 売店 鉄筋コンクリート造1階建 20㎡ ◆使用料 大人 520円(見学等 100円) 小中学生 260円(見学等 50円)	◆施設の内容 1 敷地面積 砂浜面積 4,400 ㎡ 遊泳面積 20,090 ㎡ 養浜工 13,180 ㎡ 2 管理棟 鉄筋コンクリート造2階建 235㎡ 1階 男女温水シャワー室 水洗トイレ、更衣室 無料水シャワー 多目的トイレ 2階 監視人室、テラス 3 女子温水シャワー室(棟) 46㎡ 4 売店 6棟(25㎡×6) ◆使用料 温水シャワー 200円 コインロッカー 100円・200円

所管施設一覧

	高島ふれあいキャンプ場	長崎市伊王島海水浴場交流施設
設置場所	長崎市高島町2709番地5	長崎市伊王島町1丁目2129番地
設置年月日	平成9年4月1日	平成12年7月1日
設置目的	市民が海と自然に親しみながら行うレクリエーション等の活動の場を提供し、市民の福祉の増進に資する。	市民に海水浴の休息の場及び地域交流の場を提供し、市民の福祉の向上に資する。
管理運営	【指定管理者】 高島振興協同組合	【指定管理者】 ㈱KPG HOTEL&RESORT
職員配置	—	—
施設概要	◆施設の内容 1 敷地面積 2,957 m² 2 常設テント 10基 3 炊飯棟 2棟 4 バーゴラ 1棟 ◆使用料 大人 100円 小中学生 50円 台座付テント 1,571円 組立式テント 523円 バーベキューセット 261円	◆施設の内容 1 敷地面積 4,723m² 2 建設面積 1,103m² 3 休憩舎棟 2棟 (364m²×2) 4 水廻り棟 167m² 温水シャワールーム ロッカールーム トイレ 倉庫 5 管理棟 91m² 管理室 サービス室 倉庫 6 売店 2棟 (58m²×2) 7 プール 2箇所、芝生公園 ◆使用料 棧敷料 大人 410円 高校生 200円 温水シャワー 100円 コインロッカー 100円・200円・300円

所管施設一覧

	長崎市水産センター	長崎市クルマエビ幼稚仔保育場
設置場所	長崎市牧島町1619番地	長崎市飯香浦町地先
設置年月日	昭和49年4月1日	昭和52年4月1日
設置目的	「つくり育てる漁業」を推進するため、有用水産種苗の生産及び供給を行うことにより、沿岸漁業の振興を図る。	栽培漁業の一環として放流するクルマエビの歩留率を高めるため、幼稚仔を一定期間自然の状態で中間育成する。
管理運営	長崎市	長崎市
職員配置	所長 1名、種苗育成係 3名、調査開発係 3名 再任用職員 1名、会計年度任用職員 2名	—
施設概要	- 敷地面積 13,548.1㎡ - 管理棟 鉄筋コンクリート造 3階建 683.5㎡ - 取水施設 ドルフィン式鋼製 L=42m - ろ過機械棟 鉄筋コンクリート造 3階建 205.6㎡ - 魚類生産棟 鉄骨造 1部2階建 778.3㎡ - ウニ生産棟 鉄骨造平屋建 782.4㎡ - 甲殻類生産棟 鉄骨造 1部2階建 579.6㎡ - 貝類生産棟 鉄骨造平屋建 308.2㎡ - 親魚育成棟 鉄骨造 2階建 215.0㎡ - 餌料培養水槽・ウニ飼育水槽 - 調餌冷蔵庫棟 鉄骨造平屋建 151.8㎡ - 浮桟橋 FRP被覆鋼製 4m×8m 連絡橋 L=15m - 海上いかだ 11台 - 管理・作業船 3隻 - 作業員控室棟 木造2階建 108.3㎡	- 人工干潟 4,877㎡ - 外郭施設 防波堤 L=110m 突堤 L=19m - 給排水施設 取水桟橋 L=80m 取水管(150^φ) 80m×1本 - 水流発生装置 水車式 4台 ジェット噴射式 2台 - 関連道 幅員3.5m L=285m

長崎市の主な水産業振興制度

1	新規漁業就業促進事業費補助金	1-18
1-1	漁業就業実践研修	1-18
1-2	新規着業者フォローアップ	1-18
2	水産種苗放流事業費補助金	1-19
3	金融制度	1-20
3-1	長崎市漁業近代化資金等利子補給補助金	1-20
3-2	長崎市漁業資金債務保証料補助金	1-21
4	魚食普及事業	1-22
5	持続可能な新水産業創造事業	1-23

1 長崎市新規漁業就業促進事業費補助金

～ 新規の漁業就業者が行う漁業の研修等にかかる経費に対する支援制度 ～

1-1 漁業就業実践研修事業

区分	補助の対象となる者	補助額	補助対象期間
(1) 経営者育成コース (一本釣、延縄、刺網、小型定置網等の独立型漁業)	漁業協同組合の長が推薦する 60 歳未満の者で、次に掲げるいずれかに該当するもの ア これまでに 1 年間を超えて、主として漁業に従事した経験がなく、新たに漁業を始める者。ただし、漁家子弟にあっては、次のいずれかに該当するもの (ア) 漁家から生計独立した者 (イ) Uターンした者	(1) 研修費（月額）125,000 円 （2 親等以内の親族と生計を一緒にする者は 100,000 円） (2) 漁業経費（年額）50,000 円 [対象経費] ア 保険加入料 イ 漁業資材購入費 ウ その他研修に必要な経費	2 年間 または 3 年間
(2) 従業者育成コース (定置網、養殖、まき網漁業等の雇用型漁業)	(ウ) 学校卒業後 3 年以内かつ年度ごとの研修期間の 3 分の 1 以上を 2 親等以内の親族以外の漁業者又は水産加工業者に就いて 2 親等以内の親族が従事する漁業又は水産加工業以外の技術を習得する研修に取り組む者 イ 雇用型漁業から独立型漁業へ転換する者		1 年間
(3) 漁家子弟コース	上記アの漁家子弟のうち、(ア) から (ウ) まで以外の者であって、直近 3 年の漁家の平均漁業所得が 5,000,000 円未満の者	(1) 研修費（月額） 1 年目 100,000 円 2 年目 80,000 円 (2) 漁業経費（年額）50,000 円 [対象経費] ア 保険加入料 イ 漁業資材購入費 ウ その他研修に必要な経費	2 年間
(4) 経営者育成コースの指導者支援	経営者育成コースの指導を行う者であって、漁業協同組合の長が推薦する者かつ前年の水揚げ金額が 180 万円以上の者。	指導者謝金（月額） 150,000 円	指導を行う期間

1-2 新規着業者フォローアップ事業

(1) 対象者

漁業就業実践研修事業を終了した者で、かつ、研修終了後、1 年以内に着業した者であって、漁業就業実践研修事業の研修期間も含め 1 年以上独立型漁業に従事している者

(2) 補助額

1 か月あたり 50,000 円とし、1 年間限りの交付とする。

2 水産種苗放流等事業費補助金

～ 水産種苗の放流に対する支援制度 ～

(1) 事業の目的

資源の維持及び増大を図るための取組を支援し、つくり育てる漁業の振興に資することで、漁家経営の安定を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

市内漁業協同組合

(3) 補助の対象となる取組

- ①水産種苗等の放流
- ②いか産卵場の造成

(4) 補助の対象となる経費

- | | |
|-----------|--------------|
| ①水産種苗等の放流 | 種苗等の購入に要する経費 |
| ②いか産卵場の造成 | 資材費の購入及び用船料等 |

(5) 補助率

- | | |
|-----------|----------------|
| ①水産種苗等の放流 | 補助対象経費の 1/2 以内 |
| ②いか産卵場の造成 | 補助対象経費の 1/2 以内 |

※②については1地区あたりの上限額を100,000円とする。



抱卵イセエビ放流状況



いか産卵場設置(アオリイカの産卵状況)

3 金融制度

3-1 長崎市漁業近代化資金等利子補給補助金

漁業者等が資本整備の高度化及び経営の近代化を図るため利用する漁業近代化資金、漁業経営改善支援資金、沿岸漁業等振興資金を長期かつ低利で融通できるよう県の利子補給に上乗せで補助を行う制度で、「長崎市漁業近代化資金等利子補給要綱」に基づき、実施している。

目 的	漁業者の資本整備の高度化及び漁業経営の近代化に資するため、漁業近代化資金、漁業経営改善支援資金、沿岸漁業等振興資金の貸付けを受けた漁業者等に対し、融資機関等を通じて利子補給金を交付するもの。		
対 象	漁業協同組合・水産加工業協同組合の組合員等		
資金の種類	漁業近代化資金	漁業経営改善支援資金	長崎県沿岸漁業等振興資金
資金 使途	漁船建造・改造・取得、 漁船以外の養殖、加工 資金等	漁船の建造、改造、取得 等	漁業経営の安定・改善 資金、災害資金等
市の行 う利子 補給率 (年)	県の利子補給率の 1/2 以内又は年 1.5% (20t以 上は 1.0%) のうちいずれ か低い率。 但し、借受者の末端利 率が 1.0% を下回らない よう調整。 ※30 歳未満の新規就労 者は末端利率が年 0% となるよう利子補給率を 加算できる。	漁業近代化資金におけ る市補給率に準じる。	年 0.5% 以内で市長が定 める率。 但し、借受者の末端利率 が 1.0% を下回らないよう 調整。 ※30 歳未満の新規就労 者は末端利率が年 0% と なるよう利子補給率を加 算できる。
利子補 給期間	資金の貸付を受けた日 から償還完了の日まで (償還期限 20 年以内)	資金の貸付を受けた日 から償還完了の日まで (償還期限 15 年以内、う ち据置期間 3 年以内)	資金の貸付を受けた日 から償還完了の日まで (償還期限 10 年以内)

3-2 長崎市漁業資金債務保証料補助金

漁業資金の融資を受けた漁業者等の債務に付された信用保証料について、その一部を市が補助する制度で「長崎市漁業資金債務保証料補助金交付要綱」に基づき、平成 14 年度から実施している。漁業近代化資金及び漁業経営改善支援資金の貸付を受ける際、長崎県漁業信用基金協会に債務保証料を支払うが、その保証料について市に補助申請をし、市が適当であると認めた場合、その保証料の 1/2 を補給するもの。

目 的	漁業資金の融資を受けた漁業者等の債務に付された信用保証について、当該漁業者等の負担の軽減を図り、経営の健全化及び事業の安定化に寄与するため、長崎市漁業資金債務保証料補助金を交付するもの。
対 象	漁業資金の融資を受けた者（漁業協同組合・水産加工業協同組合の組合員等）
対象資金	漁業近代化資金、漁業経営改善支援資金
補 助 率	保証料の 1/2
補助期間	資金借入後から 5 年

4 魚食普及事業

令和3年度の 主なイベント		開催月												期日
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
旬の魚イベント 拡大支援費	伊王島朝市 「春の大売り出し」													4/25
	戸石はも・かに祭り													中止(7月～8月)
	もぎたて新鮮市 「大漁まつり」													中止(8月)
	伊王島豊漁祭													中止(10月)
	戸石とらふぐ・かき祭り (かき焼バーベキュー)													11/7～3月末
	伊王島朝市 「歳末大売り出し」													12/26
のもぎき伊勢エビまつり (応援キャンペーン)														9/5～9/30
とらふぐ料理フェア														11/29～2/28
長崎さかな祭り														中止(10月)
長崎県水産加工振興祭 展示即売会														12/10～12/12
長崎食の博覧会														中止(10月)
ながさき実り・恵みの感謝祭														11/27～11/28

5 持続可能な新水産業創造事業(県単独の補助事業の間接補助)

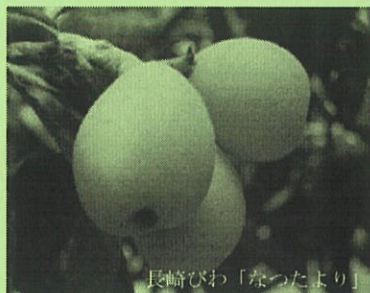
(1)事業の目的

長崎県が、長崎県総合計画及び長崎県水産業振興基本計画において定められた基本理念「多様な人材が活躍し、環境変化に強い持続可能な水産業と賑わいのある漁村づくり」に基づき、最先端機器の導入や資源管理型漁業の推進等による持続可能なスマート漁業の実現を目指す漁業者等への支援により所得向上を図るとともに、共同利用施設の持続化や新たな生活様式に対応した水産物の供給体制の整備により地域・漁村の活性化を図るため、水産業者等が実施する各種事業に対し支援するもので、市は県の間接補助と併せて、継ぎ足し補助を行うもの。

(2)補助対象事業・取組、補助対象者・補助率

事業種目<事業種類>	補助対象事業・取組	補助対象者・補助率
1 経営計画支援対策事業		
(1)スマート経営体育成対策	最先端機器の導入や資源管理型漁業の推進等による持続可能なスマート漁業の実現に向けた取組に要する経費	経営計画に基づく取組を行う漁業者、漁業法人に対し、左記経費の3分の1以内。3者以上の漁業者グループに対し、左記経費の2分の1以内。 但し、市が県費以外に当該経費の6分の1以上補助する場合に限る。
(2)所得向上支援対策	経営計画に定めた所得目標の達成のために必要な取組や新たに生じた課題に対応するための取組に要する経費	経営計画に基づく取組を行う漁業者、漁業法人に対し、左記経費の6分の1以内。独立後3年以内の漁業者及び令和2年度までに策定したモデル型経営計画の場合は左記経費の3分の1以内。 但し、市が県費以外に当該経費の6分の1以上補助する場合に限る。
2 地域施策展開支援対策事業		
(1)浜の生産・流通・経営基盤強化対策	「浜の活力再生プラン」、「地域別施策展開計画」に基づく地域一体となった漁業者の生産性向上、経費削減の取組に要する経費	漁協等に対し、左記経費の2分の1以内。 但し、市が県費以外に当該経費の6分の1以上補助する場合に限る。
(2)漁協合併支援対策	合併した漁協が行う販売事業・指導事業の強化を目的とした取組や施設の統合の取組に要する経費	漁協に対し、左記経費の2分の1以内。 但し、市が県費以外に当該経費の6分の1以上補助する場合に限る。
3 漁場生産力維持回復緊急対策事業		
(1)漁場生産力維持回復対策	自己の責によらない赤潮、災害等による漁場生産力の低下防止、維持回復を図る取組に要する経費	漁協等に対し、左記経費の2分の1以内。但し、原則として市が県費以外に補助又は負担する額と同額以内とする。

2 長崎市の農業



長崎びわ「なつたより」



「長崎和牛・出島ほらいろ」



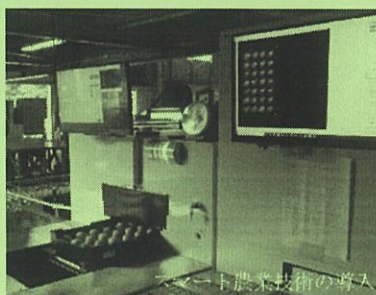
長崎いちご「ゆめのか」



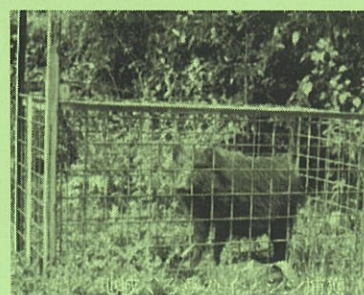
人・農地プラン集落会議



農業技術研修



スマート農業技術の導入



県産牛肉の生産現場

水 産 農 林 部

令和4年6月

新編中華書局



新編中華書局

新編中華書局

新編中華書局

新編中華書局

新編中華書局

新編中華書局

新編中華書局

新編中華書局

新編中華書局

目 次

第1章 農 業

第1 農業の現状	 2-1
第2 農家の現状	 2-2~2-7
1 農家数	 2-2
2 主副業別販売農家数	 2-3
3 経営耕地面積規模別経営体数	 2-4
4 販売金額規模別農業経営体数	 2-5
5 農業就業人口	 2-6
6 経営耕地面積と遊休農地	 2-7
第3 農産物販売金額	 2-8
第4 作物別の現状	 2-9~2-13
1 果樹	 2-9
2 普通作物	 2-10
3 野菜	 2-11
4 花き・花木	 2-12
5 畜産	 2-13
第5 その他	 2-14~2-26
1 認定農業者	 2-14
2 認定新規就農者	 2-15
3 市民農園	 2-15
4 長崎市農業センター	 2-16~17
5 (一財)長崎市地産地消振興公社	 2-18~19
6 有害鳥獣対策	 2-20~26

目 次

第2章 長崎市の主な農業振興制度

1 人・農地プラン	 2-27~2-28
2 農業振興地域制度	 2-29
3 中山間地域等直接支払制度	 2-30
4 多面的機能支払交付金	 2-31
5 認定農業者制度	 2-32
6 新規就農者育成総合対策事業	 2-33
7 農業次世代人材投資資金交付金事業	 2-34
8 中高年新規就農者給付金事業	 2-35
9 担い手農家支援特別対策事業	 2-36
10 農業新規参入促進事業	 2-37
11 有害鳥獣対策事業	 2-38~2-42
12 農業ヘルパー制度	 2-43
13 農業振興会制度	 2-44
14 経営所得安定対策	 2-45
15 農業金融制度	 2-46
16 グリーンツーリズム推進事業	 2-47
17 農地中間管理事業	 2-48
18 環境保全型農業直接支払交付金	 2-49
○ 参考資料 所管施設一覧	 2-50~2-54

第1章 農 業

第1 農業の現状

長崎市の農業は、経営規模が零細で耕地は分散し、その大半は急傾斜の山腹に階段状に展開している。

営農類型は、単一経営（施設野菜、果樹類、肉用牛など）と準単一複合経営（施設花き＋その他、施設野菜＋その他など）並びに複合経営（各種品目）に大別される。

生産量日本一を誇るびわは「茂木びわ」・「長崎びわ」として全国的にも知られており、現在、従来品種に代わる露地びわの優良品種「なつたより」について、積極的にブランド力の向上に努めている。

野菜類では、施設園芸の主要品目である「いちご」が、日吉地区、東長崎地区、琴海地区等で栽培され、農業関係者による優良品種の検討と産地への普及が行われている。現在は、収量性が高い品種である「ゆめのか」が県内で推進され、長崎県・JAによる消費宣伝活動も活発に行われており、新規就農者が多い品目である。

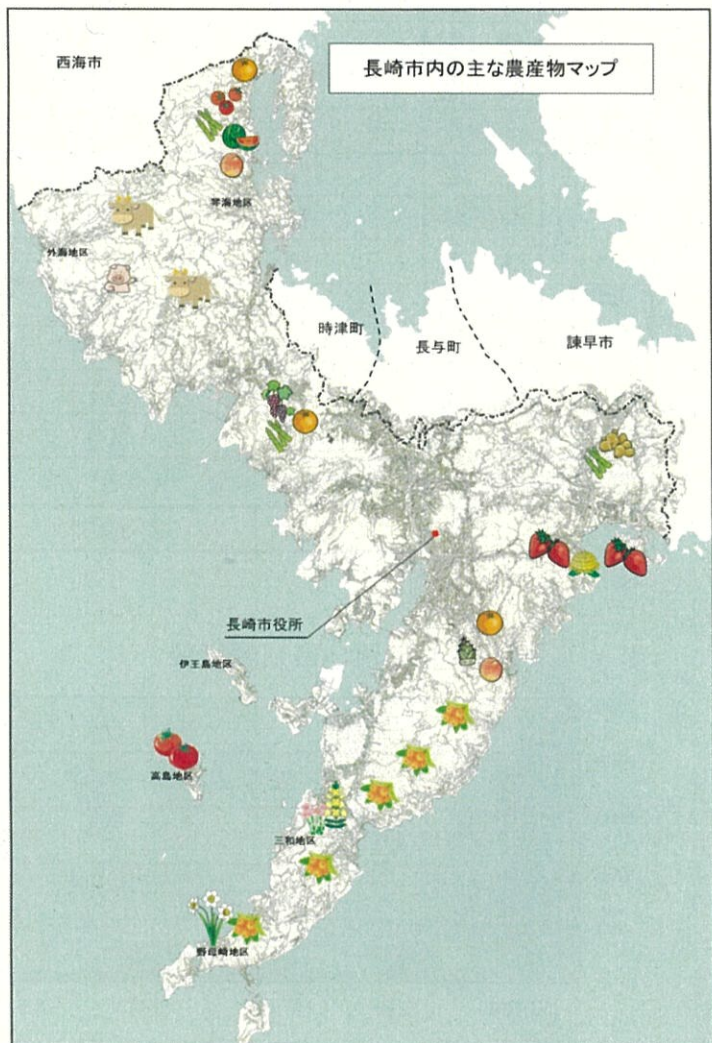
また、琴海地区や東長崎地区では、「アスパラガス」の施設栽培が行われている。

このほか、長崎赤かぶ・長崎白菜・紅大根等の「ながさき伝統野菜」は、西山地区を中心に産地の育成と消費拡大などに向けた取り組みを行っている。

さらに、花き類は、施設園芸による輪ギクやトルコギキョウ等の切花栽培が中心である。

特に、輪ギクにおいては、生産者の組織化が進み、栽培技術も優れており、県内外の市場において高い評価を得ている。

畜産関係では、三重地区を中心に肉用牛が肥育されており、その中でもJA長崎せいひ長崎地区肥育牛部会で生産された「長崎和牛・出島ばらいろ」を地域ブランドに位置づけ、知名度の向上、消費拡大及び高付加価値販売などの取り組みを進めている。



第2 農家の現状

1 農家数

令和2年の総農家数は、2,343戸で、10年前の平成22年と比べると約30.6%減少している。

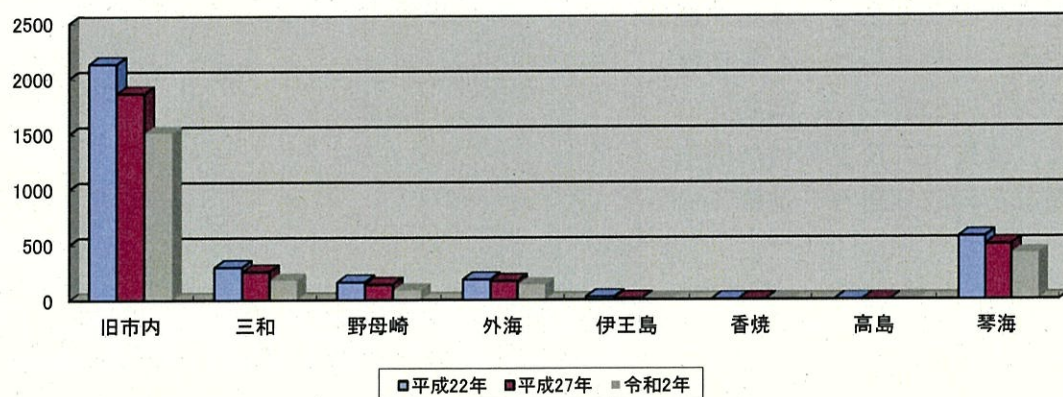
【表-1】 地区別農家数の推移

(単位：農家数・%)

地 区 名		平成22年	平成27年	令和2年	10年前対比	5年前対比
旧市	古 賀	238	206	175	73.5	85.0
	戸 石	150	125	94	62.7	75.2
	矢 上	227	203	154	67.8	75.9
	日 見	111	95	72	64.9	75.8
	茂 木	670	584	497	74.2	85.1
	旧 市	376	332	267	71.0	80.4
	福 田	140	121	102	72.9	84.3
	式 見	81	80	72	88.9	90.0
	三 重	116	97	66	56.9	68.0
	深 堀	23	22	11	47.8	50.0
	横 尾	1	1	1	100.0	100.0
旧長崎市小計		2,133	1,866	1,511	70.8	81.0
旧町	三 和	297	256	179	60.3	70.0
	野母崎	161	139	88	54.7	63.3
	外 海	185	171	138	74.6	80.7
	伊王島	26	12	7	26.9	58.3
	香 焼	2	3	3	150.0	100.0
	高 島	...	...	...	...	...
	琴 海	570	500	417	73.2	83.4
旧 7 町 小 計		1,241	1,081	832	67.0	77.0
合 計		3,374	2,947	2,343	69.4	79.5

資料：農林業センサス

【図-1】 年別地区別農家数



- ※1 農家：経営耕地(※2)面積が10a以上又は、10a未満で農産物販売金額が15万円以上の世帯
 ※2 経営耕地：自家で所有し耕作している耕地と借りて耕作している農地の合計
 経営耕地＝所有耕地－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

2 主副業別販売農家数

販売農家（※1）における主副業別の推移をみると、副業的農家はやや横ばい傾向であるが、主業農家及び準主業農家の減少が進んでいる。

【表-2】主副業別販売農家数の推移

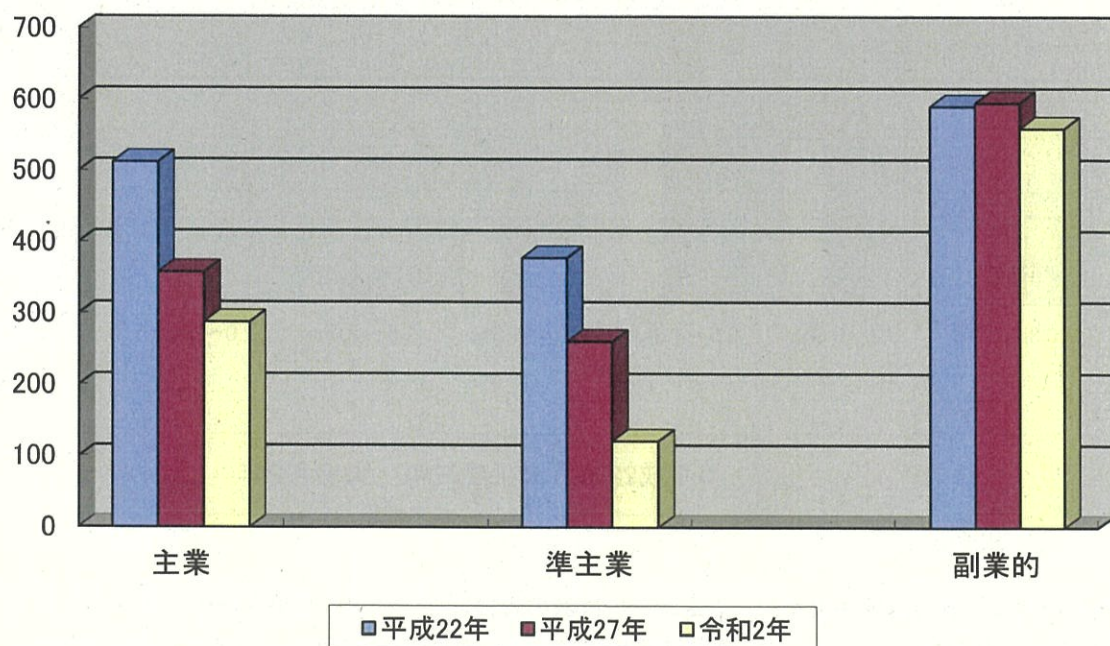
（単位：販売農家数・％）

区 分	平成22年	平成27年	令和2年	10年前対比	5年前対比
※2 主業農家	512	358	288	56.3	80.4
※3 準主業農家	378	261	122	32.3	46.7
※4 副業的農家	591	596	560	94.8	94.0
合 計	1,481	1,215	970	65.5	79.8

資料：農林業センサス

- ※1 販売農家：経営耕地面積が30a以上又は、30a未満で農産物販売金額が50万円以上の農家
 ※2 農業収入 > 農外収入 かつ65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
 ※3 農業収入 < 農外収入 かつ65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
 ※4 65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家

【図-2】年別主副業別販売農家数



3 経営耕地面積規模別経営体数

令和2年の農業経営体(※)について、経営耕地面積規模別にみると、0.5ha～1.0haの農業経営体が最も多く、全体の36.7%となっている。

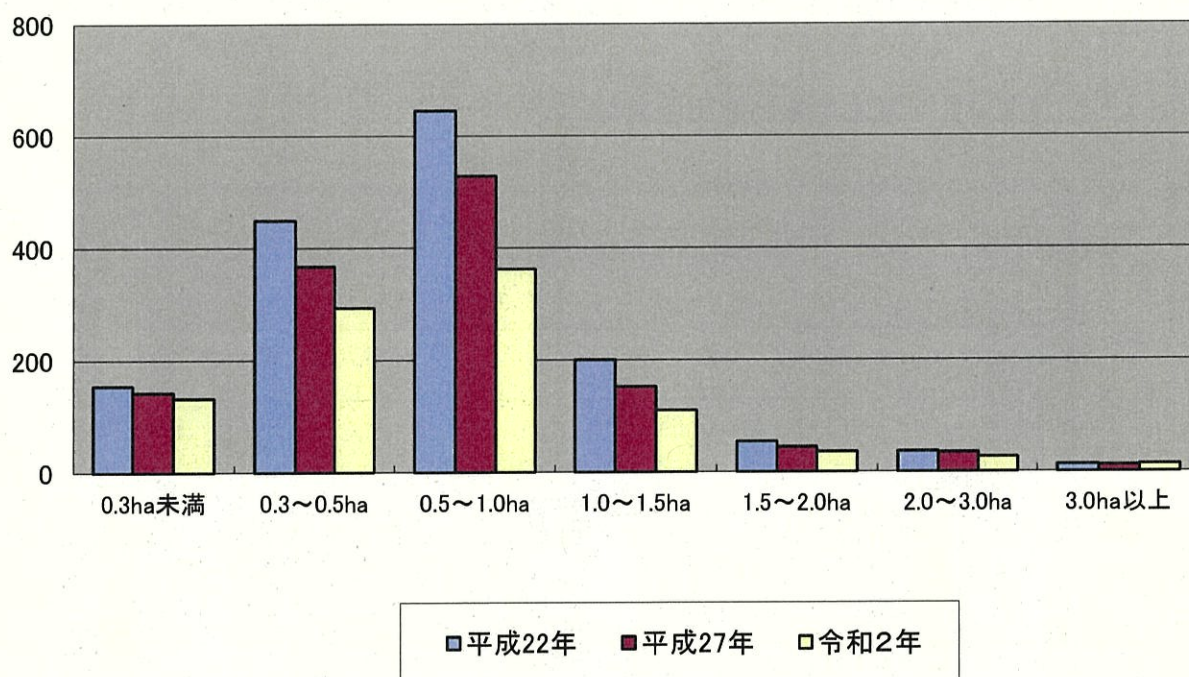
【表-3】 経営耕地面積規模別経営体数の推移

(単位：経営体)

	合 計	経営耕地なし	0.3ha未満	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0ha以上
平成22年	1,569	16	154	449	645	200	54	36	12
平成27年	1,295	17	142	367	528	152	44	34	11
令和2年	986	15	132	293	362	110	35	26	13

資料：農林業センサス

【図-3】年別経営耕地面積規模別経営体数



※農業経営体：経営耕地面積が30a以上あるいは次の規模以上又は農作業の受託の事業を行う者
 ・露地野菜作付面積15a ・施設野菜栽培面積350㎡ ・果樹栽培面積10a ・露地花き栽培面積10a
 ・施設花き栽培面積250㎡ ・搾乳牛飼養頭数1頭 ・肥育牛飼養頭数1頭 ・豚飼養頭数15頭
 ・ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽 ・採卵鶏飼養羽数150羽
 ・年間農業生産物の総販売額50万円に相当する規模

4 販売金額規模別農業経営体数

令和2年の農業経営体について、農産物販売金額規模別にみると、500万円未満の農業経営体が全体の84.5%を占めている。

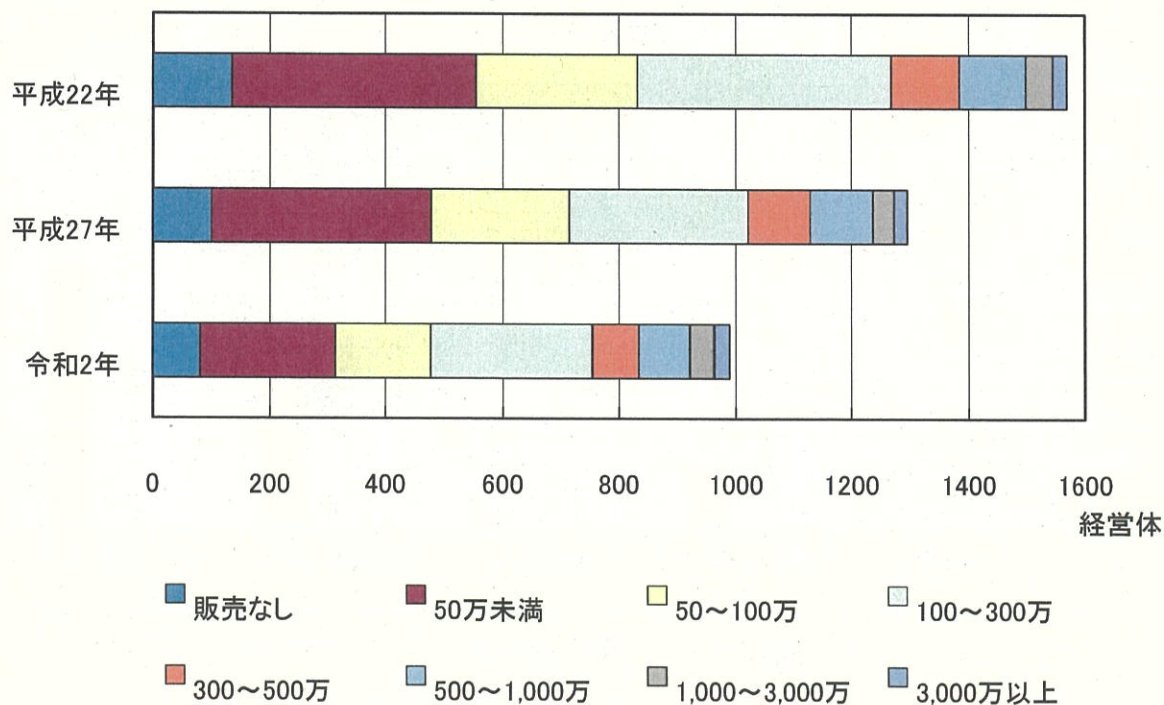
【表-4】 販売金額規模別農業経営体数

(単位：円、経営体)

年度	合計	販売なし	50万未満	50万～100万	100万～300万	300万～500万	500万～1,000万	1,000万～3,000万	3,000万以上
平成22年	1,569	135	419	278	435	117	115	46	24
平成27年	1,295	100	378	237	306	108	107	36	23
令和2年	986	80	233	164	277	79	86	41	26

資料：農林業センサス

【図-4】 販売金額規模別農業経営体割合



5 農業就業人口（農業従事者のうち主として農業に従事）

令和2年の販売農家の農業就業人口は、1,783人で、10年前の平成22年に比べると760人減少し（70.1%）、15歳～29歳では22人減少している（33.3%）。

また、令和2年の女性の農業就業人口は765人で全体の42.9%を占めている。年齢層別にみると、65歳以上が全体の64.6%を占めている。

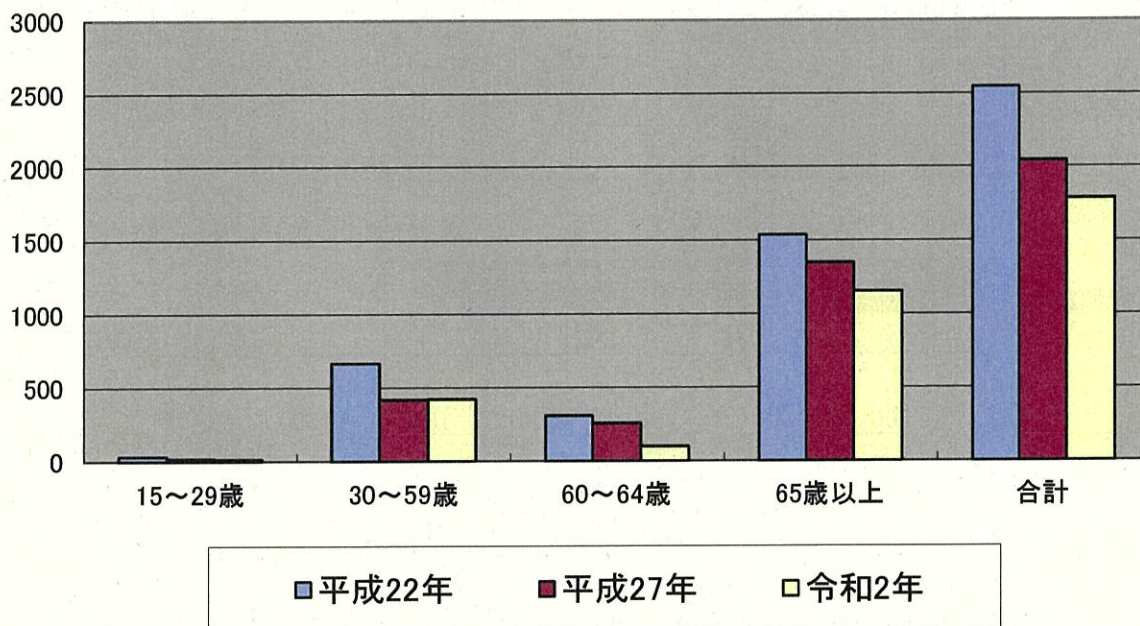
【表-5】 男女別農業就業人口

（単位：人）

区 分			15～ 29歳	30～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上	計
平成22年	長崎市	男	27	376	147	808	1,358
		女	6	290	162	727	1,185
		計	33	666	309	1,535	2,543
平成27年	長崎市	男	15	241	129	703	1,088
		女	2	177	129	644	952
		計	17	418	258	1,347	2,040
令和2年	長崎市	男	10	266	115	627	1,018
		女	1	156	84	524	765
		計	11	422	199	1,151	1,783

資料：農林業センサス

【図-5】 年別年齢層別農業就業人口



6 経営耕地面積と遊休農地

令和2年の総農家における経営耕地面積は869haで、5年間（平成27年対比）で256ha（22.7%）、10年間（平成22年対比）で500ha（36.5%）減少している。

令和2年の経営耕地面積のうち、644ha（74.1%）を販売農家が占めているが、自給的農家が占める割合は、10年間の推移をみると、平成22年（10年前）22.3%、平成27年（5年前）24.4%、令和2年は25.9%と増加傾向にある。

農業委員会が実施した令和3年度農地利用状況調査では、長崎市全体の遊休農地は393.5ha（うち農振農用地区域内154.7ha）である。

【表-6】 経営耕地面積

（単位：ha）

平成22年			平成27年			令和2年		
計	販売農家	自給的農家	計	販売農家	自給的農家	計	販売農家	自給的農家
1,369	1,063	306	1,125	850	275	869	644	225

資料：農林業センサス

【表-7】 農業委員会による遊休農地全体調査集計表

（単位：ha）

① 遊休農地		② 山林化した農地		③合 計（①+②）	
合 計	内農用地 区 域	合 計	内農用地 区 域	合 計	内農用地 区 域
393.5	154.7	2,770.9	653.7	3,164.3	808.4

※①・・・人力・農業用機械で草刈り等を行うことにより直ちに耕作可能農地

②・・・森林・原野化しており、農地に復元しても利用不可能な農地

【表-8】 農業委員会による遊休農地率

④管内農地 （農地利用状況調 査より）	遊休農地率 ①／④ 【活用すべき遊休農地】	遊休農地全体調査によ る遊休農地率 ③／④
5,610.7ha	7.0%	56.4%



第3 農産物販売金額

農産物販売金額について、【表-9】農産物販売金額（JA・市場・直売所等）の推移のとおり、表中調査先より入手した長崎市内分の抽出データを基に示している。

令和3年度は、農産物販売金額50.3億円となっており、前年度と比較して102.1%となった。

【表-9】

農産物販売金額（JA・市場・直売所等）の推移

（単位：千円）

調査先 / 区分	平成30年度	令和元年度	伸び率 H30→R 元	令和2年度	伸び率 R元→ R2	令和3年度	伸び率 R2→ R3	備考
農産物販売額	5,400,809	5,425,833	100.5%	4,927,559	90.8%	5,030,265	102.1%	
長崎市中心卸売市場	595,475	545,037	91.5%	529,644	97.2%	520,600	98.3%	
野菜	285,621	137,943	48.3%	158,297	114.6%	128,750	81.3%	
果実	309,854	407,094	131.4%	371,347	91.2%	391,850	105.5%	
農協系統（農産物）	1,820,212	1,980,966	108.8%	1,694,331	85.5%	1,736,600	102.5%	
果実類	869,524	961,040	110.5%	694,980	72.3%	799,139	115.0%	
温州みかん	150,283	147,049	97.8%	111,483	75.8%	156,926	140.8%	
ハウスみかん	0	0	-	0	-	0	-	
その他柑橘類			-		-		-	
露地びわ	336,982	420,687	124.8%	268,094	63.7%	309,019	115.3%	長崎西彼農協
ハウスびわ	271,140	271,127	100.0%	216,184	79.7%	231,151	106.9%	
ハウスもも	17,670	22,049	124.8%	19,652	89.1%	19,652	100.0%	
その他果実	93,449	100,128	107.1%	79,566	79.5%	82,390	103.5%	デコポン、ぶどう等
野菜類	706,673	775,061	109.7%	804,146	103.8%	712,959	88.7%	
いちご	565,591	580,134	102.6%	628,601	108.4%	576,648	91.7%	
アスパラガス	76,467	87,402	114.3%	73,520	84.1%	63,183	85.9%	
トマト	52,362	58,415	111.6%	48,417	82.9%	42,068	86.9%	
その他野菜	12,253	49,110	400.8%	53,608	109.2%	31,060	57.9%	生姜、馬鈴薯、 すいか、かぼ ちや等
花き類	244,015	244,865	100.3%	195,205	79.7%	224,502	115.0%	
農協系統（畜産物）	2,436,439	2,393,142	98.2%	2,216,007	92.6%	2,293,872	103.5%	
肉用牛の部	2,264,563	2,222,843	98.2%	2,056,231	92.5%	2,134,461	103.8%	●長崎西彼農協 ●開拓ながさき農協
子牛	90,405	91,996	101.8%	77,228	83.9%	83,674	108.2%	
乳用牛の部	33,688	31,337	93.3%	32,116	102.5%	36,278	113.0%	ながさき県酪農協
豚	47,883	46,966	98.1%	50,432	107.4%	39,559	78.4%	長崎西彼農協
農協系統直売所	386,179	363,596	94.2%	348,077	95.7%	330,426	94.9%	
果実類	79,865	75,218	94.2%	64,992	86.4%	65,169	100.3%	
葉菜類	42,816	37,625	87.9%	33,855	90.0%	27,656	81.7%	
果菜類	53,410	45,176	84.6%	43,085	95.4%	41,235	95.7%	●びわっちファ ーム
豆類	10,700	10,514	98.3%	9,752	92.8%	9,513	97.5%	●東長崎ふれあ い市（東長崎・ 新大工・大浦・ 住吉）
根菜類	24,017	21,520	89.6%	20,583	95.6%	18,627	90.5%	●夕陽が丘そと め
いも類	14,405	13,792	95.7%	14,161	102.7%	14,283	100.9%	
穀類	3,155	3,001	95.1%	2,762	92.0%	2,414	87.4%	
花卉類	135,526	135,220	99.8%	135,795	100.4%	132,068	97.3%	
林産物類	11,744	11,651	99.2%	12,957	111.2%	10,985	84.8%	
たまご類	10,541	9,879	93.7%	10,135	102.6%	8,476	83.6%	
長崎花市場	162,504	143,092	88.1%	139,500	97.5%	148,767	106.6%	

※長崎市中心卸売市場、農協系統（農産物、畜産物、直売所）、長崎花市場の取扱高又は販売実績資料による。

※取扱高（または販売実績）のうち、長崎花市場は税抜き（商品の取り扱い上、税込みによる集計が困難であるため）、そのほかについては税込みによる。

第4 作物別の現状

1 果樹

長崎市は、土壌や気象条件等に恵まれ、昔からびわやみかんの栽培が盛んである。

「びわ」は、長崎市が全国トップの栽培面積と生産量を誇っているが、平成16～18年産、平成23～24年産、平成28年産、平成30年産、令和2年産と重なる気象災害の都度、生産量が減少しているとともに、栽培農家の高齢化や後継者不足など、様々な問題を抱えている。



長崎びわ「なつたより」

このような状況を克服するため、生産者・ＪＡ・市・県が一丸となり、『日本一のびわ産地』の継続とさらなる発展をめざし、びわ園地の整備や農道・園内道整備、施設化や優良品種への植栽を進めているとともに、災害リスク管理の強化として、共済・保険加入などを推進している。

また、平成21年2月に品種登録された「なつたより」は、従来の品種よりも大玉で甘く食味が優れている優良品種であることから、国、長崎県及び長崎市の支援制度を活用した改植・補植の推進と栽培技術指導の強化によって、令和4年度栽培面積60haをめざしているところである。

「温州みかん」については、透湿性被覆資材の導入や優良品種への品種構成転換を図り、高品質果実の安定生産をめざしている。また、中晩柑は、不知火、津之輝やせとか等が琴海地区を中心に生産されている。

長崎市には「ザボン」や「ゆうこう」といった歴史のある果実があり、市内外からの認知度も高まっているが、栽培面積や生産量が少ないため、消費拡大や加工品の開発に向けた取組みを推進し、生産地域の活性化を図る。

【表-10】 長崎市内の主な果樹の生産状況

	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	伸び率 (2010年比)
	作付農家数	作付農家数	作付農家数	
びわ	644経営体	577経営体	412経営体	64%
みかん	463経営体	360経営体	236経営体	51%
もも	57経営体	34経営体	15経営体	26%

果樹全般 栽培面積	546ha	435ha	—	—
--------------	-------	-------	---	---

資料：農林業センサス

2 普通作物

水稻については、規模が零細で、自家飯米用として栽培している農家が多い。また、経営所得安定対策事業等を推進しており、作付面積は減少傾向にある。

かんしょについては、生産に適した気象と土壌条件に恵まれているため長崎市内各所で栽培され、主に食用として消費されており、また、外海地区では地元の「かんしょ」を活用したかんころ餅や焼酎の生産が行われている。

【表-1 1】 長崎市内の普通作物の生産状況

	平成27年 (2015年)		令和2年 (2020年)		伸び率	
	作付農家数 (経営体)	栽培面積 (ha)	作付農家数 (経営体)	栽培面積 (ha)	作付農家数 (%)	栽培面積 (%)
米	214	83	147	63	69	76

資料：農林業センサス

※自家消費用の作付も含む

【表-1 2】 長崎市内のかんしょの生産状況

	平成27年 (2015年)		令和2年 (2020年)		伸び率	
	作付農家数 (経営体)	栽培面積 (ha)	作付農家数 (経営体)	栽培面積 (ha)	作付農家数 (%)	栽培面積 (%)
かんしょ	101	5	49	3	49	60

資料：農林業センサス



外海大中尾棚田



外海地区かんしょ収穫作業

3 野菜

野菜では、市場価値が高く経営安定を図ることができる施設園芸が、長崎市南部地区、東部地区及び琴海地区等で営まれ、いちご、アスパラガス及びミニトマト等が生産されている。

ねぎ、ほうれんそう等の軟弱野菜は、少量多品目にわたり栽培されており、特に鮮度が要求されるため地元市場へ出荷されるとともに、農産物直売所へのお荷が増加する等、地場消費が図られている。

その他に、すいか、きゅうり等の果菜類の作付けがなされているものの、各品目ともに規模が小さいのが現状であり、収量の安定と他作物との輪作体系により需要に即した生産を行っている。

また、長崎赤かぶ・長崎白菜・紅大根等の伝統野菜については、一部の地域で生産されており、活用の推進を図っている。

【表 1 3 - 1】 長崎市の野菜の生産状況

	平成22年 (2010年) 作付農家数 (経営体)	平成27年 (2015年) 作付農家数 (経営体)	令和2年 (2020年) 作付農家数 (経営体)	伸び率 (2020年/2010年) 作付農家数 (%)
い ち ご	117	87	73	62
ば れ い し ょ	284	146	70	25
ほうれんそう	292	187	104	36
ね ぎ	248	131	77	31
た ま ね ぎ	247	185	72	29
す い か	85	49	27	32
ト マ ト	131	92	45	34
さ と い も	241	135	78	32
き ゅ う り	235	144	72	31
な す	198	135	62	31
に ん じ ん	127	64	36	28

【表 1 3 - 2】 作付面積

	平成22年 (2010年) 作付面積 (ha)	平成27年 (2015年) 作付面積 (ha)	令和2年 (2020年) 作付面積 (ha)	伸び率 (2020年/2010年) (%)
野 菜 全 般	151	101	88	58

資料：農林業センサス

4 花き・花木

「花き」は、施設園芸による輪ギクやトルコギキョウ等の切花栽培が中心である。特に輪ギクにおいては、生産者の組織化が進み、栽培技術も優れており、県内外の市場において高い評価を得ている。

「花き」の生産農家は比較的年齢が若く、各種補助事業を活用しながら、低コスト耐候性ハウス・補強型ハウスの導入や、施設の省力化・自動化及び省力化品種への転換等に積極的に取り組み、生産コストと労力の低減を図ることで、農業経営の安定向上につなげている。

また、野母崎地区は日本水仙の産地であり、有利販売にむけた促成栽培に取り組んでいる。1月初めに開催される「水仙まつり」は冬の恒例イベントとして、市民のみならず、観光客にも人気を博している。

「花木」は、長崎市東部の古賀地区で多く栽培されており、その歴史は古く、庭園木や観賞用として高い評価を得ている。

【表-1 4】 長崎市内の花きの生産状況

	平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)		令和2年 (2020年)		伸び率 (2020年/2010年)	
	作付 農家数 (経営体)	作付 面積 (ha)	作付 農家数 (経営体)	作付 面積 (ha)	作付 農家数 (経営体)	作付 面積 (ha)	作付 農家数 (%)	作付 面積 (%)
【切り花】 主な品目 キク トルコギキョウ ユリ 水仙	234	74	206	58	156	52	67	70

資料：農林業センサス



低コスト耐候性ハウスの導入



輪菊の現地検討会

5 畜 産

家畜の飼養戸数は、飼養者の高齢化、後継者不足等に加え、飼料価格の高騰等の状況にあるが、横ばいとなっている。

畜産経営については、各種の融資制度及び補助事業等により、飼育頭数の維持・拡大及び飼養管理の省力化、低コスト生産を推進し、経営の安定を図っている。

また、口蹄疫や鳥インフルエンザ、豚熱等の家畜伝染病の予防強化と危機管理体制の充実を図るため、県・ＪＡ等と連携し、畜舎等への野鳥やイノシシの侵入防止対策に取り組むとともに、飼料及び薬品の使用記録の徹底や適切な糞尿処理について巡回指導を実施している。

第10回全国和牛能力共進会（平成24年10月25日～29日開催）においては、ＪＡ長崎せいひが誇る長崎市産のブランド牛「長崎和牛・出島ばらいろ」の生産者が含まれる長崎県チームが最高位にあたる名誉賞「内閣総理大臣賞」に輝いた。

【表-15】 長崎市内の畜産の生産状況

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	飼養戸数	飼養頭羽数	飼養戸数	飼養頭羽数	飼養戸数	飼養頭羽数	飼養戸数	飼養頭羽数
肉用牛	21戸	3,596頭	21戸	3,509頭	22戸	3,560頭	22戸	3,657頭
乳用牛	1戸	43頭	1戸	48頭	1戸	42頭	1戸	43頭
豚	4戸	3,559頭	4戸	3,229頭	4戸	3,769頭	4戸	3,519頭
鶏 卵	2戸	6,500羽	2戸	7,000羽	2戸	3,600羽	2戸	3,600羽
ブロイラー	3戸	370,000羽	3戸	375,000羽	3戸	372,000羽	3戸	370,000羽

資料：長崎県家畜・家きん飼養頭羽数等調べ



肥育牛



長崎和牛・出島ばらいろ

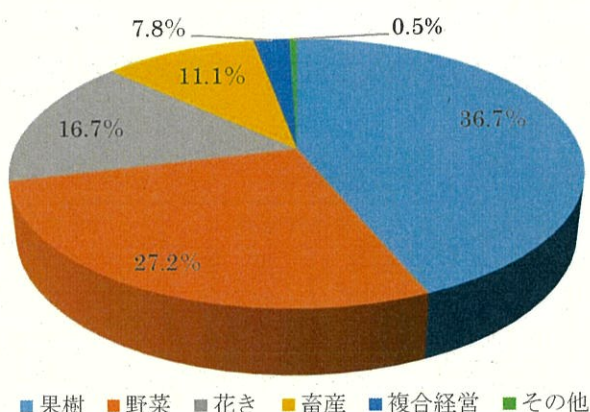
第5 その他

1 認定農業者

認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が作成する農業経営改善計画を長崎市が認定した農業者であって、令和3年度末現在で175経営体となっている。その、経営改善計画の作成や認定後の目標達成を図るため、長崎市と関係機関で組織する長崎市担い手育成総合支援協議会が中心となり指導・支援を行っている。

また、長崎市認定農業者連絡協議会が平成11年6月に設立され、研修会等積極的な活動を行っている。その支援体制としては、長崎市独自の施策のみならず、関係機関と組織する長崎市担い手育成総合支援協議会が中心となり、農業経営や技術等の指導や支援を行っている。

【図-7】 長崎市内の認定農業者の営農形態



【表-16】 長崎市内の認定農業者数の推移

(単位: 経営体)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
認定者数	162	129	154	283	316	334	366	352	345	249	254	236	246	213	219	206	193	185	180	175

【表-17】 長崎市内の認定農業者の年齢構成〔平均年齢61.7歳〕

(単位: 経営体)

	29歳以下	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	計
認定者数	0	1	2	6	9	17	20	23	31	38	147

※法人経営体(10法人)、共同申請(18組)を除く数値

【表-18】 地区別の認定農業者数

(単位: 経営体)

茂木南	茂木北	東長崎	その他旧市	日吉	三重	三和	野母崎	外海	琴海	計
14	18	19	5	30	10	29	0	3	47	175

2 認定新規就農者

認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等（※）が作成する青年等就農計画を長崎市が認定した者であって、令和3年度末現在で28経営体となっている。

認定農業者同様、青年等就農計画の作成や認定後の目標達成を図るため、長崎市と関係機関で組織する長崎市担い手育成総合支援協議会が中心となり、農業経営や技術等の指導・支援を行っている。

※青年（原則18歳以上45歳未満）、知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者が役員の過半を占める法人で、農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く

【表-19】 地区別の認定新規就農者数 (単位：人)

茂木南	茂木北	東長崎	その他 旧市	三和	三重	琴海	計
2	3	3	0	5	1	14	28

3 市民農園

就農者、農業後継者の減少により農地の荒廃が進行したため、遊休農地の有効活用と併せて、都市住民が土に親しむことで、農業に対する理解を深めてもらい、『都市と農村のふれあいの場』となることを目的として、昭和52年に平山地区で長崎市民農園（現在、平山市民農園）を開園した。その後、市民農園の入園希望者の増加に伴い、平成12年度に三重地区に市民農園を整備し、平成13年4月に開園した。

また、平成17・18年の市町合併により、高島市民農園・琴海赤水ふれあい農園を追加し、平成29年10月より、維持管理業務については、南・北総合事務所の業務とした。

【表-20】 市民農園施設概要 (令和4年4月1日現在)

場 所	平山市民農園	三重市民農園	高島市民農園	琴海赤水ふれあい 農 園
総 面 積	11,927㎡ (約20㎡/区画)	11,107㎡ (約30㎡/区画)	4,176㎡ (約30㎡/区画) (特別区画あり)	3,120㎡ (約30㎡/区画)
区 画 数	185区画	213区画	43区画	75区画
利 用 率	151区画 (81%)	166区画 (77%)	20区画 (46%)	58区画 (77%)
維持管理	南総合事務所	北総合事務所	高島地域センター	北総合事務所
付帯施設 駐車場	2 箇所 (普通車20台)	1 箇所 (普通車約20台)	—	1 箇所 (普通車10台)
トイレ	1 基	1 基	—	—
給水施設	給水槽7箇所 蛇口14箇所	給水槽8箇所 溜池1箇所 蛇口9箇所	水道1基 蛇口12箇所	水道1基 蛇口4箇所 管理棟1棟
その他	—	—	—	(便所・休憩室あり)

4 長崎市農業センター

(1) 事業の目的

農業を取り巻く情勢は、就農者の高齢化や担い手不足をはじめとした社会情勢の変化に伴い遊休農地が増加している状況であり、その解消が大きな課題となっていることから、平成15年度から長崎市内農業者の手助けを行う農業ヘルパーの育成のための研修など人材育成を目的とした農業研修施設「長崎市農業センター」を戸石町に開設している。



農業ヘルパー研修風景

(2) 農業センターの主な事業内容

ア 農業ヘルパー研修会の開催

平成15年10月～（第1～20期まで終了）

イ 農業ヘルパー研修修了生

〔研修修了生の一覧〕

令和4年3月31日現在

修了生	ヘルパー登録者	就農者	その他
387名	119名	67名	201名

ウ 農業ヘルパー人材あっせん事業

平成16年10月から職業安定法に基づく無料職業紹介業務の実施

令和3年度職業紹介実績 24件

令和4年3月31日現在

求人者数（雇用農家）実数	11戸（延べ24戸）
求職者数（農業ヘルパー）実数	17名（延べ58名）
ヘルパー就業従事日数	188日

主な仕事（農作業）の内容

野菜	イチゴ定植準備、ショウガ収穫
花き	菊の定植、芽摘み
果樹	ビワ収穫、ミカン収穫 など

エ 農業ヘルパー研修修了生の相談窓口

- ・栽培技術や新規就農について
- ・農地の賃貸借方法及び遊休農地の紹介について など

オ 農作業体験学習の実施

(ア) 目的

長崎伝統野菜の種まきから収穫まで一連の農作業を体験してもらうことで、次世代を担う子どもたちの「地産地消」に対する理解を深めるとともに、「農業」と「食」に対する関心を深めることを目的に実施。



農業体験学習（長崎伝統野菜）

(イ) 実施団体

【令和3年度実績】

長崎市立橘小学校 82名、長崎市立戸石小学校 89名、日見幼稚園 28名
 ピノキオ保育園 110名、戸石保育園 29名、結宅保育園 23名、
 あやめ東幼稚園 28名、友愛幼稚園32名 計 421名

(ウ) 実施内容

【令和3年度実績】

- ・ サツマイモの定植・収穫、大根の播種・収穫
- ・ ながさき伝統野菜（長崎赤かぶ・辻田白菜・長崎たかな・紅大根・長崎白菜）の播種・定植・収穫・地元婦人部の協力でタカナ漬づくり

カ 小型農業機械の貸出事業（平成19年2月1日～）

項 目	要 件	
貸 出 料 金	無料	
貸 出 機 械	耕運機	3馬力2台、4馬力1台 計3台
	破碎機	1台
対 象 者	①農家の農業に従事する者 ②新規就農希望者のうち農地を所有又は賃借している者 ③農業ヘルパー登録者 ④その他市長が必要と認める者	
R3年度貸出実績	29件（農家：26件 新規就農者：0件 その他：3件）	



小型耕うん機



破碎機

5 (一財)長崎市地産地消振興公社

(1) 運営の基本方針

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化・農業後継者の減少をはじめ社会経済情勢の変化に伴い耕作放棄地が増加するなど農業生産活動が停滞し、非常に厳しい状況下にある。また、消費者は、輸入農産物の増加や遺伝子組替食品の流通などにより「食」への安全・安心志向が高まっている。

このため、一般財団法人長崎市地産地消振興公社では、地域の生産者と消費者が一体となった「地産地消運動」を展開するなかで、農地中間管理事業を活用した農地流動化の促進や農業研修を通じた農業担い手の確保・育成などの各事業を実施するとともに、地域の農水産物を販売する長崎市三和農水産物加工直売所「みさき駅さんわ」を運営し、総合的な地域農水産業の活性化と地域の発展に努める。

(2) 事業計画

一般財団法人長崎市地産地消振興公社（以下「公社」という。）は、令和4年度においては、次の事業を行う。

ア 農地中間管理事業

公社は、農地流動化及び耕作放棄地解消策の一環として耕作放棄地を中間的に保有している。これによって、熟畑化しつつある農地については、長崎市及び農業委員会等関係機関の指導を受けながら認定農業者などの規模拡大農業者や新規就農者等に農地流動化を推進してきた。平成26年度から国の制度として始まった農地中間管理事業による農地流動化のあっせん業務の委託を受け、一層の農地流動化を推進し規模拡大及び新規就農者のための農地の確保と遊休化した農地の活用を図る。

また、高齢化等で農地の耕耘整地作業が困難な農業者の作業を公社が受託し、耕作放棄地の解消と農地の有効活用を推進する。

農地中間管理事業による農地流動化計画	50.0ヘクタール
中間保有農地面積による農地流動化計画	2.7ヘクタール
耕耘整地作業受託計画面積	1.0ヘクタール
平山市民農園管理	1.2ヘクタール

イ 人材育成事業

農業の担い手が不足するなかで、新規就農者等を育成・確保するため、露地野菜を中心とする実践的な栽培技術研修を行う。また、栽培した露地野菜等は、地元の農水産物直売所において販売する。

(ア) 期 間

令和4年4月上旬から令和5年3月末までの1年間の実地研修を予定

(イ) 農業研修募集者数 10名

(ウ) 研修栽培品目数 野菜20種類

(エ) 研修による成果品（生産物）販売計画 販売量 9,700kg

販売額 1,400千円

	研修期間	修了生	就農者	直売所会員
第1期生	H15.4.1～H16.3.31	6名	6名	5名
第2期生	H16.4.1～H17.3.31	7名	6名	5名
第3期生	H17.4.1～H18.3.31	7名	7名	6名
第4期生	H18.4.1～H19.3.31	13名	7名	3名
第5期生	H19.4.1～H20.3.31	5名	5名	2名
第6期生	H20.4.1～H21.3.31	10名	8名	8名
第7期生	H21.4.1～H22.3.31	8名	6名	4名
第8期生	H22.4.1～H23.3.31	7名	7名	4名
第9期生	H23.4.1～H24.3.31	13名	13名	5名
第10期生	H24.4.1～H25.3.31	11名	11名	5名
第11期生	H25.4.1～H26.3.31	11名	11名	3名
第12期生	H26.4.1～H27.3.31	9名	7名	1名
第13期生	H27.4.1～H28.3.31	5名	5名	4名
第14期生	H28.4.1～H29.3.31	3名	2名	1名
第15期生	H29.4.1～H30.3.31	4名	4名	3名
第16期生	H30.4.1～H31.3.31	2名	0名	0名
第17期生	H31.4.1～R2.3.31	0名	0名	0名
第18期生	R2.4.1～R3.3.31	4名	3名	1名
第19期生	R3.4.1～R4.3.31	3名	3名	1名
合 計		128名	111名	61名

ウ 地産地消振興事業

公社が農地流動化のため中間的に保有している農地を使って、露地野菜等を栽培するとともに、地域の農業者へ新品種、作型、栽培技術の普及を図る。また、栽培した露地野菜等は、地産地消運動に呼応して、地元の農水産物直売所へ供給するとともに、一部の生産物は、地域の農水産物加工所及び学校給食の原材料として供給する。また長崎県農林技術開発センターが開発したさとうきびによる黒砂糖シロップ製造技術の向上を図り農水産物加工品の開発のため原料を供給する。

礫の多い農地の有効活用のため、野菜袋培地栽培施設でトマト栽培の展示普及を図り耕作放棄農地の解消と地域農業の振興に寄与する。

栽培品目	露地野菜	18種類	さとうきび	1種類
生産物販売計画	販売量	8,300kg		
	販売額	1,200千円		
試験栽培	トマト袋培地栽培			

エ 農水産物直売所運営事業

長崎市から受託した長崎市三和農水産物加工直売所「みさき駅さんわ」の管理運営を円滑、かつ、適切に行うため、次の事業を行う。

(ア)	会員の確保	600名
(イ)	農水産物直売所運営協議会開催	年 3回
(ウ)	消費者モニター会議開催	年 2回
(エ)	地区別会員研修会開催(10会場)	年 2回
(オ)	野菜栽培技術講習会の開催	年 2回
(カ)	会員先進地視察研修会開催	年 1回
(キ)	エコバック及び食卓の日の普及・定着	
(ク)	イベントの開催(5月下旬、12月上旬)	年 2回
(ケ)	会員販売目標額	230,000千円
(コ)	各催しへの出店(ながさき実り・恵みの感謝祭ほか)	

6 有害鳥獣対策

(1) 被害の状況

有害鳥獣（イノシシ・シカ・カラス・アナグマ等）による農作物の食害・踏み倒し・掘り起こし等の農業被害及びイノシシによる石垣の倒壊・威嚇行為等の生活環境被害は長崎市内全域に及んでいる。

【各地区の有害鳥獣による相談件数】（上段R2、下段R3）

(単位:件)

地区	イノシシ	シカ	カラス	アナグマ	タヌキ	サル	その他	計
琴海	23	0	1	1	0	0	0	25
	17	0	0	0	0	0	1	18
外海	19	0	0	3	0	0	0	22
	29	0	0	0	0	0	0	29
稲佐・福田	109	0	0	15	1	0	1	126
	139	1	0	21	1	0	0	162
長崎・浦上	363	0	2	66	7	0	10	448
	260	3	3	62	4	1	8	341
式見・三重	59	0	0	37	1	0	4	101
	83	0	1	8	0	0	0	92
東長崎	162	0	0	10	1	0	6	179
	134	1	1	6	1	0	2	145
大浦・茂木	84	3	1	6	0	0	1	95
	92	4	0	2	0	0	0	98
三和・野母崎	419	44	0	5	3	1	2	474
	330	47	0	6	4	0	2	389
計	1,238	47	4	143	13	1	24	1,470
	1,084	56	5	105	10	1	13	1,274

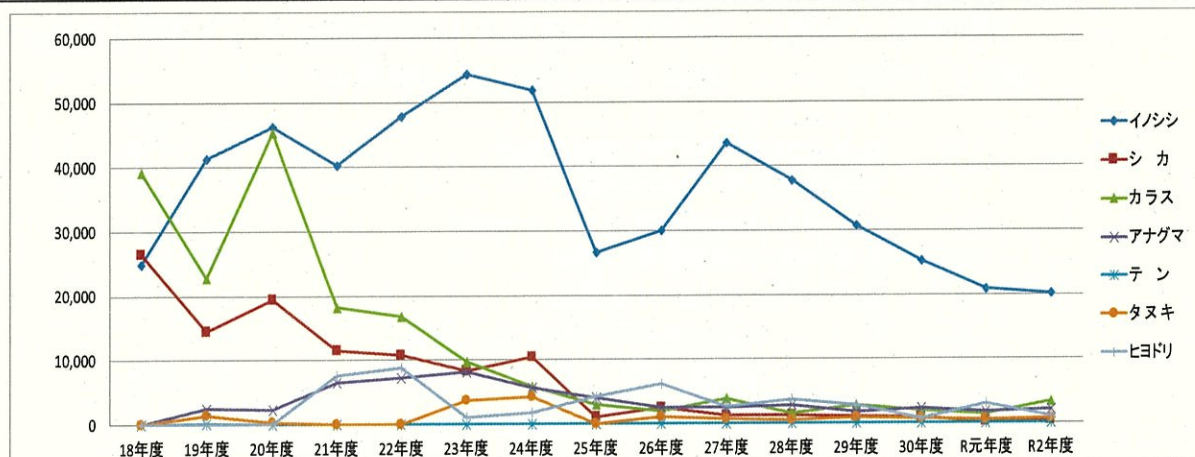
(単位:件)

内 容	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度
農業被害	239	216	208	348	313	462	420	185	472	471	562	427
生活被害	305	511	435	369	467	415	585	511	626	620	908	847
計	544	727	643	717	780	877	1,005	696	1,098	1,091	1,470	1,274

【農作物の被害金額】

(単位:千円)

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
イノシシ	24,890	41,218	46,224	40,273	47,919	54,285	51,900	26,671	29,953	43,571	37,712	30,790	25,252	20,826	20,155
シカ	26,450	14,386	19,380	11,493	10,799	8,322	10,443	1,121	2,502	1,267	1,173	1,105	794	243	283
カラス	39,220	22,730	45,301	18,106	16,815	9,752	5,824	3,037	1,937	3,835	1,616	2,765	1,843	1,416	3,341
アナグマ	—	2,400	2,343	6,568	7,211	8,119	5,596	4,046	2,410	2,497	2,843	1,782	2,226	1,772	2,087
テン	—	160	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
タヌキ	—	1,450	325	—	—	3,662	4,153	—	1,037	632	596	938	648	546	767
ヒヨドリ	—	—	—	7,619	8,861	1,093	1,709	4,182	6,234	2,638	3,666	2,816	744	3,076	1,119
その他	—	—	—	6,127	2,100	521	963	—	1,815	1,270	983	1,266	1,000	976	158
合 計	90,560	82,344	113,573	90,186	93,705	85,754	80,588	39,057	45,888	55,710	48,589	41,462	32,507	28,855	27,910



(2) 有害鳥獣捕獲実績

イノシ

単位:頭

捕獲項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度
協議会捕獲	292	282	124	211	181	130	2,495	2,618	2,824	2,782	3,518	2,814
捕獲隊 (免許非所持者従事者等委託)				33	195	560	728	928	907	1,027	1,717	1,156
個人捕獲	14	29	26	31	74	293	66	8	1	0	0	3
市委託⇒専門業者 有害鳥獣対策相談等委託				31	76	88	95	88	96	116	83	102
猟友会 委託	旧長崎市	179	358	351	369	349	561					
	旧外海	112	164	459	192	173	188					
	旧琴海	33	82	148	186	209	252					
	小計	324	604	958	747	731	1,001					
県委託⇒市対策協議会 イノシシ被害対策重点モデル	46	72	54	30								
計	676	987	1,162	1,083	1,257	2,072	3,384	3,642	3,828	3,925	5,318	4,075
猟期捕獲	336	520	576	430	221	317	241	233	129	103	59	
合 計	1,012	1,507	1,738	1,513	1,478	2,389	3,625	3,875	3,957	4,028	5,377	4,075

シカ

単位:頭

捕獲項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度
協議会捕獲	38	68	79	44	6	9	581	767	845	719	761	1,021
協議会猟期緊急捕獲					383							
捕獲隊 (免許非所持者従事者等委託)				0	30	86	93	163	109	91	53	58
個人捕獲	7	22	8	35	129	119	41	8	0	0	0	0
市委託⇒専門業者 有害鳥獣対策相談等委託				57	46	73	81	64	63	71	45	53
猟友会委託	80	101	162	210	282	154						
県委託⇒市対策協議会 イノシシ被害対策重点モデル	9	23	6	52								
計	134	214	255	398	876	441	796	1,002	1,017	881	859	1,132
猟期捕獲	58	104	156	133	19	120	70	40	11	23	22	
合 計	192	318	411	531	895	561	866	1,042	1,028	904	881	1,132

アナグマ・タヌキ・アライグマ等

単位:頭

捕獲項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度
協議会捕獲	23	82	28	41	239	296	492	357	480	499
市委託⇒専門業者(有害鳥獣対策相談等委託)		29	43	22	39	36	30	41	77	45
長崎市有害鳥獣対策チーム(市直営)	49	25								
個人・捕獲隊捕獲					6	11	9	3	0	0
合 計	72	136	71	63	284	343	531	401	557	544

カラス

単位:羽

捕獲項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度
協議会捕獲	0	9	7	0	25	0	773	852	506	675	788	726
個人等捕獲	1,192	822	817	550	601	870	943	794	645	886	701	693
猟友会委託	1,186	1,094	803	713	600	587						
合 計	2,378	1,925	1,627	1,263	1,226	1,457	1,716	1,646	1,151	1,561	1,489	1,419

(3) 被害防止を目的とした器具の無償貸与実績 (令和4年3月31日現在)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度
ワイヤーメッシュ(m)	1,786	2,455	1,845	2,242	1,969	4,994	27,580	41,494	38,297	38,975	57,385
電気牧柵器(基)	82	31	5	10	5	9	9	10	1	7	4
防止ネット(m)	8,680	2,180	3,050	1,610	200	0	0	0	0	0	0
箱わな・小型捕獲器(基)	34	38	74	60	121	194	254	232	294	333	347

※平成28年度までは、長崎市の貸与事業として実施していたが、より迅速な被害対策となるよう、平成29年度から長崎市有害鳥獣対策協議会の貸与事業として実施。



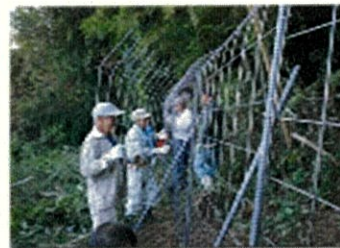
電気牧柵器



侵入防止ネット



箱わな



ワイヤーメッシュ (WM) 柵

(4) 侵入防止資材等整備補助 (1/2補助) 件数

	電気牧柵器		ワイヤーメッシュ		防止ネット		箱わな		件数	補助額(円)
	件数	基数	件数	延長(m)	件数	延長(m)	件数	基数		
24年度	42	47	20	4,640	3	600	1	2	66	2,646,000
25年度	21	22	26	4,390	4	530	-	-	51	1,797,000
26年度	33	42	20	3,290	-	-	1	1	54	2,120,000
27年度	32	34	52	9,475	1	60	-	-	85	4,292,000
28年度	15	19	78	13,377	-	-	17	34	110	5,976,000
合 計	143	164	196	35,172	8	1,190	19	37	366	16,831,000

※平成28年度までは、長崎市の補助事業として実施していたが、平成29年度からは長崎市有害鳥獣対策協議会の貸与事業として一本化。

(5) 網・わな猟免許取得助成実績

・免許申請 (5,200円)、狩猟講習会受講 (10,000円) に係る経費の一部を助成

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
6月受験	12	19	14	5	19	16	35	14	16	17		21
1月受験	17	9	24	12	53	32	38	23	25	32	28	17
計	29	28	38	17	72	48	73	37	41	49	28	38

(6) ながさき鳥獣被害防止総合対策事業（国庫ワイヤーメッシュ柵設置事業）

◆国庫ワイヤーメッシュ事業 実施延長

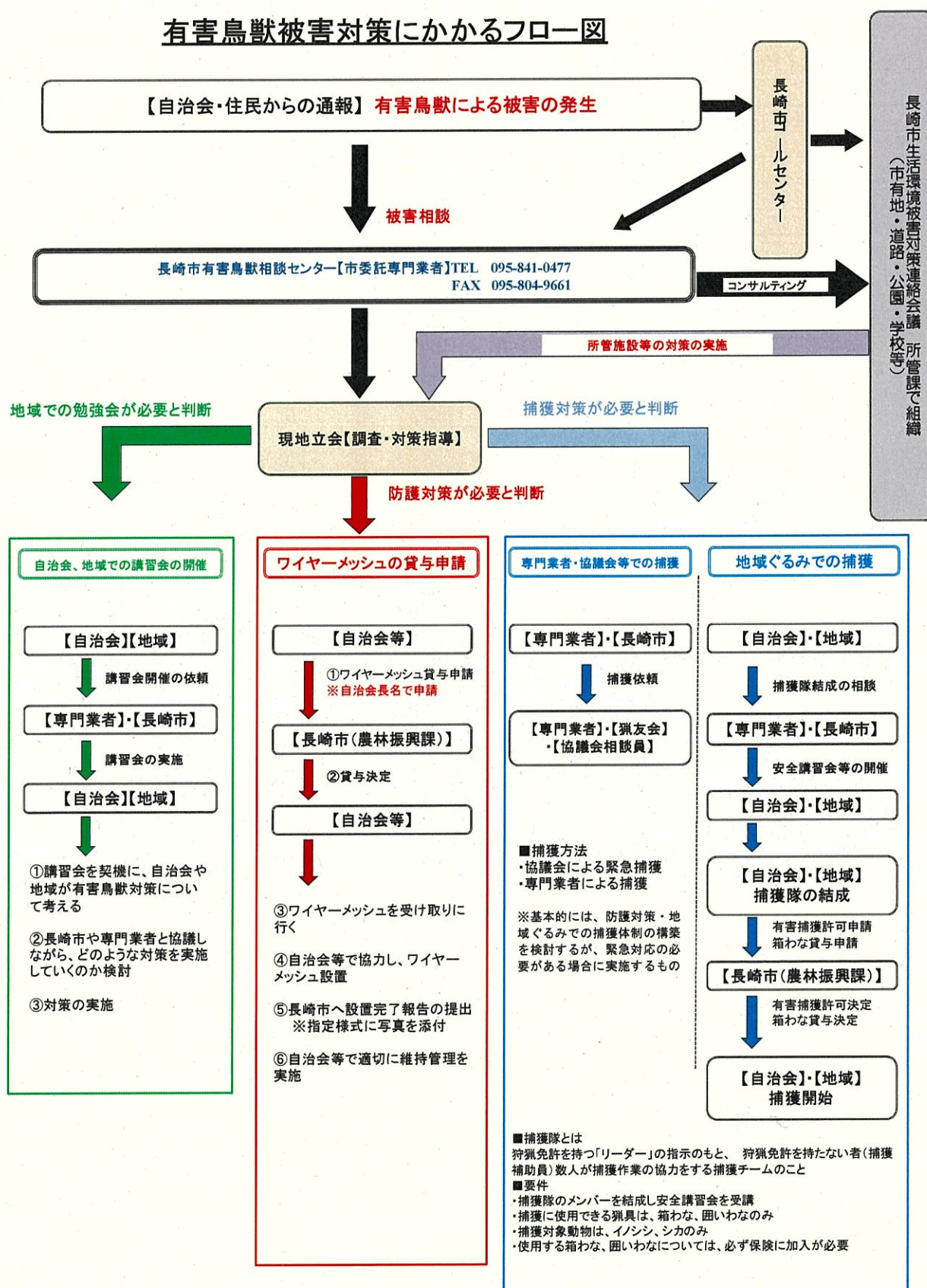
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計	単位:m R4計画
琴海	22,116	21,541	13,173	13,438	22,344	19,076	15,275	4,230	3,375	2,690	137,258	4,848
外海	7,925	7,577	5,463	0	7,456	2,522	6,309	3,579	843	970	42,644	792
式見三重	7,500	5,342	0	0	696	460	0	0	0	1,070	15,068	150
上浦福田	7,938	10,718	3,083	970	7,094	3,059	589	410	793	0	34,654	0
東長崎	6,023	10,418	5,809	13,173	25,027	20,703	20,861	5,694	14,269	3,773	125,750	14,837
茂木戸町	20,802	21,630	57,898	37,838	92,020	69,087	37,992	9,406	5,613	12,787	365,073	14,216
三和野母	7,500	14,789	5,049	1,329	22,122	3,881	21,118	3,178	11,014	6,659	96,639	2,366
長崎浦上	0	0	0	3,635	1,396	16,402	1,471	0	1,088	0	23,992	600
計	79,804	92,015	90,475	70,383	178,155	135,190	103,615	26,497	36,995	27,949	841,078	37,809

※平成26年度までは長崎市が事業主体で実施していたが、平成27年度からは事業採択のポイント（捕獲活動と一体的に整備など）を上げるため、長崎市有害鳥獣対策協議会で実施。



ワイヤーメッシュ柵の設置状況（式見・三重地区）

有害鳥獣被害対策にかかるフロー図



(7) 地域ぐるみによる捕獲の推進（捕獲隊）

ア 内容

狩猟経験を有する免許所持者（リーダー）と免許を持たない被害農業者等（捕獲補助員）により捕獲チーム（捕獲隊）を編成して、箱わな、囲い罠による捕獲作業を行う取り組みを推進している。

イ 市の支援

①箱わなの無償貸与

捕獲隊が使用する箱わなを捕獲許可期間中に無償貸与する。

②捕獲報奨金の交付

- ・市単独の報奨金制度により、イノシシ及びシカ1頭につき、5,000円を交付。
- ・国庫事業による捕獲報奨金は、7,000円を交付。

③専門業者によるコンサルティング

市が委託している有害鳥獣対策の専門業者により、捕獲隊の組織化に係るコンサルティングや捕獲許可のための安全講習会を実施している。



ウ 捕獲隊の組織化の状況と捕獲実績

番号	結成年度	組織化数	地区	捕獲隊名	区分	R3捕獲許可					捕獲実績									
						隊員内訳		許可頭数			H29		H30		R1		R2		R3	
						免許所持	補助員	小計	イノシシ	シカ	イノシシ	シカ	イノシシ	シカ	イノシシ	シカ	イノシシ	シカ	イノシシ	シカ
1	H25	8	琴海	琴海尾戸地区捕獲隊	農業被害						17									
2			外海	池島地区捕獲隊	農業被害	1	3	4	40		26		35		23				35	
3			上浦・福田	神泊地区捕獲隊	生活環境被害	2	5	7	35		8				6		8		7	
4			式見・三重	牧野地区捕獲隊	農業被害															
5			茂木	宮瀬地区捕獲隊	農業被害	4	9	13	52		48	10	28	12	43	5	41	11	13	4
6			茂木	千々地区捕獲隊	農業被害	1	9	10	100	100	53	58	48	45	41	37	53	37	31	46
7			三和・野母崎	平山市民農園捕獲隊	生活環境被害															
8			外海	神清瀬山地区捕獲隊	農業被害	1	12	13	65		25		2		14		42		12	
9	H26	11	東長崎	牧島地区捕獲隊	農業被害	3	5	8	24		1				2		3		6	
10			長崎・浦上	大宮地区捕獲隊	農業被害	1	1	2	10		1		1				8			
11			茂木	大山地区捕獲隊	農業被害						1	3								
12			三和・野母崎	高浜古里地区捕獲隊	農業被害						6		4							
13			長崎・浦上	出雲地区捕獲隊	農業被害						3									
14			琴海	琴海形上地区捕獲隊	農業被害	1	10	11	44		58		29		36		41		15	
15			外海	黒崎地区捕獲隊	農業被害	3	13	16	48		21		20		14		36		10	
16			外海	神清下大中尾地区捕獲隊	農業被害															
17	H27	19	茂木	大崎地区捕獲隊	農業・生活	4	9	13	65	65	19	15	14	7	20	1	40	5	16	6
18			東長崎	湖見地区捕獲隊	農業被害	2	7	9	20	3	8		7		5		10			
19			外海	新牧野地区捕獲隊	農業・生活	4	10	14	70		23		25		13		50		30	
20			長崎・浦上	入船地区捕獲隊	生活環境被害	1	7	8	10				11							
21			長崎・浦上	虹が丘地区捕獲隊	生活環境被害															
22			三和・野母崎	三和地区捕獲隊	農業被害	5	7	12	60		1		10		9		41		7	
23			茂木	太田尾町山川河内地区捕獲隊	農業被害	5	4	9	20	3	36		11		5		12		1	
24			琴海	琴海戸根町見上地区捕獲隊	農業被害	1	8	9	36		27				2		4		14	
25	H27	19	琴海	琴海形上町捕獲隊	農業・生活	2	7	9	45		21		21		19		21		20	
26			式見・三重	三京地区捕獲隊	農業・生活	2	1	3	30		15		10		8		11		2	
27			東長崎	現川地区捕獲隊	農業被害	5	10	15	75		21		37		46		38		16	
28			三和・野母崎	為石地区捕獲隊	農業被害						27	70	21	44	21	47				
29			茂木	太田尾地区捕獲隊	農業被害	4	15	19	57	19	20		14		15		19		12	
30			上浦・福田	手熊地区捕獲隊	農業・生活	2	11	13	20		5		3		6		8		3	
31			三和・野母崎	高浜大野地区捕獲隊	農業・生活	1	5	6	24	24	1				2		6			
32			東長崎	中尾第4地区捕獲隊	農業被害	1	1	2	10		7		8		9		11		8	
33			東長崎	中尾第3地区捕獲隊	農業被害	1	7	8	30		7		15		20		26		12	
34			東長崎	中尾第2地区捕獲隊	農業被害	1	5	6	20				4		13		4		4	
35			東長崎	中尾第1地区捕獲隊	農業被害	1	5	6	15		1		2		7		2		3	
36			三和・野母崎	臨坪地区捕獲隊	農業被害	1	11	12	60		19		17		22		30		20	
37			三和・野母崎	香焼地区捕獲隊	農業被害	3	13	16	50		17		30		38		42		28	
38			琴海	琴海戸根(中)地区捕獲隊	農業・生活	2	7	9	27		19		5		2					

番号	補成年度	組織化数	地区	捕獲隊名	区分	R3捕獲許可					捕獲実績											
						隊員内訳		許可頭数			H29	H30	R1	R2	R3							
						免許所持	補助員	小計	イノシシ	シカ												
39	40		H28	17	東京長崎	飯島第2地区捕獲隊	農業被害															
					長崎・浦上	関田地区捕獲隊	農業被害	1	4	5	15											
41					長崎・浦上	清宮A地区捕獲隊	農業被害															
42					三和・野母崎	高島地区捕獲隊	農業・生活	2	5	7	30											
43					東京長崎	春日地区捕獲隊	農業被害	1	13	14	40											
44					東京長崎	網地地区捕獲隊	農業被害	2	7	9	60											
45					三和・野母崎	藤田尾地区捕獲隊	農業被害	3	6	9	50	50										
46					長崎・浦上	関町地区捕獲隊	農業被害															
47					東京長崎	京岡地区捕獲隊	農業被害															
48					長崎・浦上	木鉢町1丁目地区捕獲隊	農業・生活	3	4	7	21											
49					茂木	飯香浦地区捕獲隊	農業被害	2	24	26	100											
50					茂木	飯香浦片峰地区捕獲隊	農業被害	8	17	25	200	200										
51					茂木	飯香浦上地区捕獲隊	農業・生活	3	17	20	140											
52					東京長崎	関の瀬地区捕獲隊	農業被害	9	17	26	35											
53					式見・三重	内町地区捕獲隊	農業・生活	1	5	6	25											
54					長崎・浦上	本河内御手水地区捕獲隊	農業被害	2	14	16	60											
55					長崎・浦上	大南地区捕獲隊	農業・生活	5	17	22	88	44										
56					東京長崎	伊賀井上地区捕獲隊	農業被害															
57					三和・野母崎	高島第1地区捕獲隊	農業被害															
58					三和・野母崎	高島南端地区捕獲隊	農業被害	1	3	4	30											
59					三和・野母崎	伊王島地区捕獲隊	農業・生活	3	10	13	150											
60					式見・三重	上浦地区捕獲隊	農業被害	1	8	9	18											
61					式見・三重	多良良地区捕獲隊	農業・生活	1	9	10	30											
62					長崎・浦上	西山4丁目地区捕獲隊	農業被害	1	10	11	30											
63					長崎・浦上	重川平野地区捕獲隊	農業・生活															
64					長崎・浦上	本城折山地区捕獲隊	農業被害	2	4	6	30											
65					長崎・浦上	本城広川・加美地区捕獲隊	農業被害	1	4	5	20											
66					長崎・浦上	本城吉田・吉田地区捕獲隊	農業被害															
67					上浦・福田	梅治・小江地区捕獲隊	農業被害	2	5	7	30											
68					上浦・福田	小江地区フリーハウス捕獲隊	農業被害	2	2	4	20											
69					長崎・浦上	本河内峠地区捕獲隊	農業被害	1	10	11	30											
70					茂木	北浦地区捕獲隊	農業被害	11	3	14	70											
71					長崎・浦上	飯島第1地区捕獲隊	農業・生活															
72					長崎・浦上	飯島第2地区捕獲隊	農業・生活															
73					長崎・浦上	飯島第3地区捕獲隊	農業被害	1	3	4	20											
74					長崎・浦上	飯島第4地区捕獲隊	農業・生活															
75					長崎・浦上	飯島第5地区捕獲隊	農業・生活															
76					長崎・浦上	飯島第6地区捕獲隊	農業・生活															
77					長崎・浦上	飯島第7地区捕獲隊	農業被害	1	3	4	20											
78					長崎・浦上	飯島第8地区捕獲隊	農業被害															
79					茂木	茂木地区捕獲隊	農業被害	1	4	5	25	25										
80					東京長崎	川原上川地区捕獲隊	農業・生活															
81					茂木	田手原地区捕獲隊	農業被害	1	1	2	70											
82					茂木	小ヶ倉1丁目上浦地区捕獲隊	農業被害被害	1	6	7	25											
83					長崎・浦上	川平地区捕獲隊	農業被害	1	3	4	25											
84					長崎・浦上	三ツ山地区捕獲隊	農業被害	1	4	5	10											
85					長崎・浦上	矢の平地区捕獲隊	農業・生活	2	4	6	30											
86					長崎・浦上	西山3丁目地区捕獲隊	農業被害	2	3	5	50											
87					三和・野母崎	野母地区捕獲隊	農業・生活	1	3	4	80											
88					式見・三重	三重地区捕獲隊	農業被害	1	2	3	30											
89					東京長崎	古賀地区捕獲隊	農業被害	1	1	2	4											
90					三和・野母崎	鶴井上地区捕獲隊	農業被害	1	4	5	40											
91					外海	神清更井地区捕獲隊	農業被害被害	2	3	5	30											
92					茂木	上戸町1丁目地区捕獲隊	農業被害被害	1	4	5	15											
93					長崎・浦上	本河内2丁目地区捕獲隊	農業被害	5	2	7	35											
94					厚海	厚海形上江の平地区捕獲隊	農業被害	2	5	7	30											
95					式見・三重	四枚地区捕獲隊	農業被害	2	2	4	10											
96					長崎・浦上	出雲3丁目地区捕獲隊	農業被害	1	2	3	30	30										
97					長崎・福岡	小笠原地区捕獲隊	農業被害															
98					東京長崎	古賀唐千田地区捕獲隊	農業被害	2	2	4	40											
99					長崎・福岡	小笠原地区捕獲隊	農業被害															
100					上浦・福田	福佐山公園捕獲隊	農業被害被害	1	3	4	10											
101					長崎・浦上	矢の平4丁目捕獲隊	農業・生活	3	0	3	15											
102					長崎・浦上	泉町地区捕獲隊	農業被害	1	2	3	9											
103					長崎・浦上	南池3丁目捕獲隊	農業被害	1	7	8	40											
104					東京長崎	上戸石大板地区捕獲隊	農業被害	1	1	2	10											
105					東京長崎	藤ヶ峰地区捕獲隊	農業・生活	1	5	7	14	7										
106					三和・野母崎	平清自治会捕獲隊	農業・生活	1	5	6	40	40										
107					長崎・浦上	沖平地区捕獲隊	農業被害	1	3	4	25											
108					三和・野母崎	黒浜地区捕獲隊	農業被害	1	3	4	10											
109					上浦・福田	神の島1丁目捕獲隊	農業被害被害	2	2	4	10											
110					外海	栗原の瀬地区捕獲隊	農業被害被害	1	11	12	60											
111					長崎・浦上	昭和3丁目地区捕獲隊	農業被害被害	1	11	12	24											
112					長崎・浦上	西山1丁目地区捕獲隊	農業被害被害	1	1	2	20											
113					長崎・浦上	北梁地区捕獲隊	農業被害被害	1	3	4	15											
114					上浦・福田	福田本町地区捕獲隊	農業・生活	1	9	10	20											
115					三和・野母崎	野母出口地区捕獲隊	農業・生活	1	2	3	5											
116					長崎・浦上	片瀬地区捕獲隊	農業被害	1	1	2	10											
117					上浦・福田	大浜町捕獲隊	農業被害被害	1	15	16	10											
合計	117							184	581	765	3,460	610										
													928	163	907	109	1,027	91	1,717	53	1,156	61

第2章 長崎市の主な農業振興制度

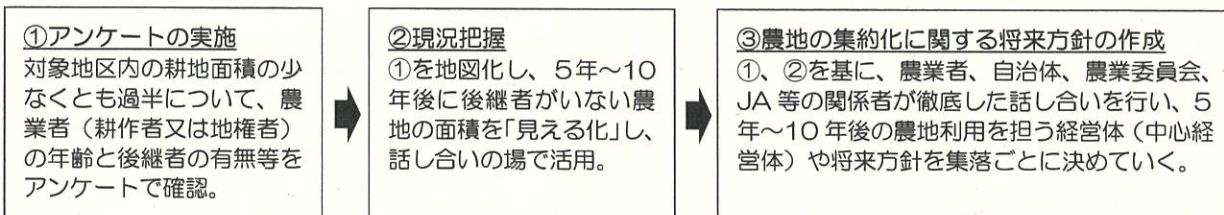
1 人・農地プラン

(1) 概要

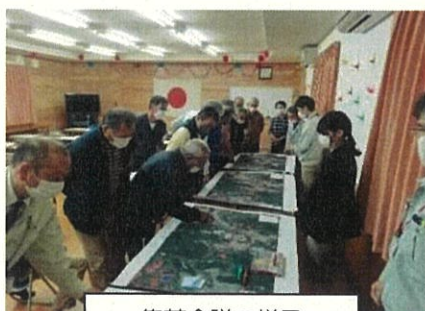
長崎市においては、平成 24～25 年度に、今後の中心経営体、農地の利活用方針及び地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」を 10 地区 24 集落において作成した。

令和元年5月に農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、「人・農地プラン」を核に、農地の利用集積・集約化を一体的に推進していく方針となり、人・農地プランを実質化するための具体的な進め方が示されたため、これに基づき、12 地区 26 集落で人・農地プランの実質化を行った。

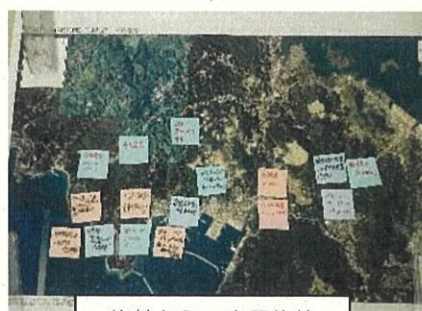
人・農地プランの実質化のプロセス



(2) 実質化プランの作成状況



集落会議の様子



集落からの意見集約

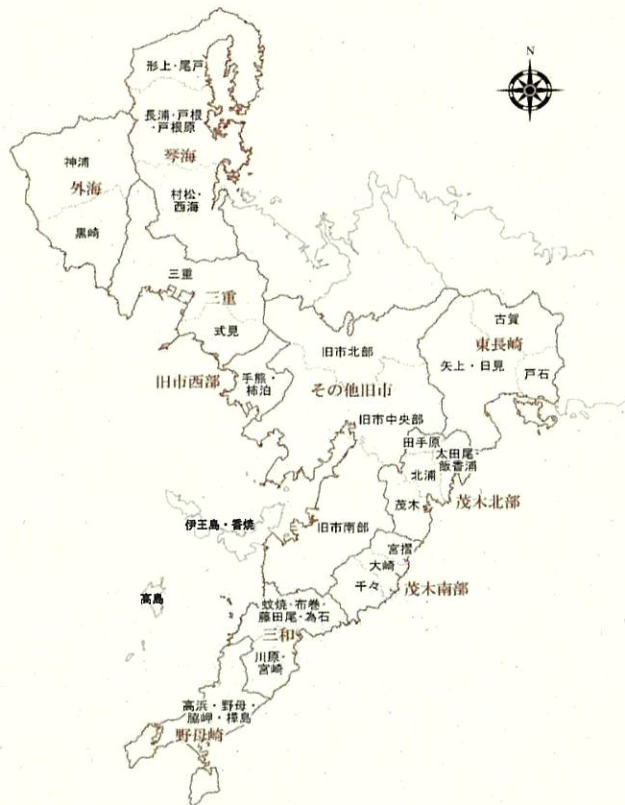
年度	集落数	対象集落
R元	2集落	長浦・戸根・戸根原、大崎
R2	15集落	茂木、北浦、田手原、太田尾・飯香浦、矢上・日見、戸石、古賀、三重、黒崎、神浦、形上・尾戸、村松・西海、蚊焼・布巻・藤田尾・為石、川原・宮崎、高浜・野母・脇岬・樺島、
R3	9集落	宮摺、千々、式見、手熊・柿泊、旧市中央部、旧市北部、旧市南部、伊王島・香焼、高島

(3) 実質化プラン策定後の取組み

実質化プラン策定時に把握した対象農地について、所有者の意向把握を行いながら、将来的な経営農地（残すべき農地）をストックし、集落の実情に応じて、農地中間管理機構を通じた賃貸借、小規模（5ha 未満）又は大規模（5ha 以上）の基盤整備などにより、中心経営体などへ農地の集約化を行う。

(4) プラン策定区割とプランの概要

【参考】琴海地区の人・農地プラン（概要）



茶字…地区名(10 地区)

黒字…集落名(26 集落)

琴海地区 西海・村松・長浦・戸根・戸根原・形上・尾戸

人・農地プランの概要

地区の現状

- ◆形上・尾戸集落及び長浦・戸根・戸根原集落を中心に良好な営農環境が構築され、市内でも有数の農業が盛んな地区となっています。
- ◆地区内では、「水稲」のほか、「いちご」「アスパラガス」「ミニトマト」などを中心とした施設野菜、「柑橘類」、「ハウスもも」「ぶどう」を中心とした果樹類など、多様な農産物が生産されています。
- ◆地区内には「市民農園」があり、都市部住民の農業への理解の促進や憩いの場として親しまれています。

地区の主要課題

- ◆農村環境の維持・保全
- ◆新たな担い手、経営体の育成・確保
- ◆営農環境の改善

地区の取組方針

- ◆地区内の連携強化を図り、農産物を安定して供給できる産地の育成に努めます。
- ◆将来を担う多様な経営体の育成・確保に向けた取り組みを推進します。
- ◆多様な営農支援を積極的に推進し、農村環境の維持・保全に努めます。
- ◆意欲ある農業生産活動を積極的に支援し、地区内の農業振興に努めます。

琴海地区マスタープラン概要図

人・農地プランの実質化

実質化に向けた課題

- ◆みかんや中晩柑、アスパラガスを中心に、多品目が栽培されており、主にJA 系統の直売所への出荷が行われているが、生産者の高齢化が進んでおり、担い手不足が課題となっています。
- ◆新規就農希望者は増えているが、条件のいい農地が不足しています。

実質化の方針

- ◆農地利用最適化アンケートをはじめ、認定農業者の農業経営改善計画や、認定新規就農者の青年等就農計画等により、新規参入や規模拡大の意向を把握します。
- ◆農地中間管理機構を活用し中心経営体への農地の集約を図るとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応します。
- ◆基盤整備地区は、施設園芸及び水田畑地化の取組みを進めるとともに、樹園地においては、施設・露地栽培の安定生産を促し、小規模基盤整備を行いながら継続的な活用を図ります。また、グリーンツーリズム活動など、外部から人を呼び込む体制を整備することで、農地の利活用を推進します。

(5) 人・農地プランの法定化

- ・令和4年3月8日に、国が「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案」（令和5年4月施行予定）を国会に提出し、令和6年度中までに、人・農地プランを作成した集落ごとに農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めた地図（目標地図）を作成することとされている。

【法律案の概要】※今後変更の可能性あり。

- ・地域計画の策定（人・農地プランの法定化）

- (1) 市町村は、農業者、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等による協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施。
- (2) (2)を踏まえて、市町村は、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（目標とする農地利用の姿を示した地図を含む）等を定めた「地域計画」を策定・公告。（その際、農業委員会は、農地バンク等と協力して目標とする地図の素案を作成）

2 農業振興地域制度

(1) 制度の概要

優良農地の確保のため、農地法による農地転用許可制度と併せ、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域制度が設けられている。

具体的には、都道府県知事が基本方針（農業振興地域整備基本方針）を策定するとともに農業振興地域を指定し、これに基づき市町村が整備計画（農業振興地域整備計画）を策定する。

市町村の整備計画においては、土地改良事業等生産基盤の整備や農業近代化施設の整備等の計画のほか、集団的農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地について農用地区域を定め、当該区域内においては原則として農地転用を禁止し、農業振興の基盤となるべき農用地等の確保を図っている。

○農業振興地域のイメージ図



農業振興地域とは： 農業の振興を計画的に進めていく地域です。

農業振興地域農用地区域とは： 優良な集団的農地を確保、保全し、農地の無秩序な開発行為を予防し（開発行為の制限）、耕作しやすい環境を確保するための区域です。農業関係国庫補助事業等は原則としてこの区域内を対象としています。

(2) 長崎市における農用地区域除外の取扱いについて

長崎市における農業振興地域農用地区域の除外については、次の要件を満たす必要がある。

【要件】

- 農地転用許可の見通しがあること。
- 除外ができる箇所は、すべて農業振興地域内の白地と一辺が必ず接していること。
- 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当で、代替地がないこと。
- 認定農業者等に対する利用集積に支障がないこと。
- 農用地区域の集団化・農作業の効率化・総合的な利用上支障がないこと。
- 土地改良施設の有する機能に支障がないこと。
- 土地改良事業が行われていない又は事業完了後8年を経過していること。

※ 土地改良事業：農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3に規定されている事業

3 中山間地域等直接支払制度

(1) 制度の仕組み

平地に比べて、条件が不利な中山間地域の農用地を耕作する農業者が農地や農道・水路の適切な管理の方針、農村集落の目指すべき農業生産体制や実現していくための活動などについて話し合い、「集落協定」として締結する。

「集落協定」に基づき、5年間継続して活動する農業者に対して、対象農地の面積に応じて直接支払交付金が交付される。

(2) 実施期間 令和2年度～令和7年度（第5期対策して5年間の実施）

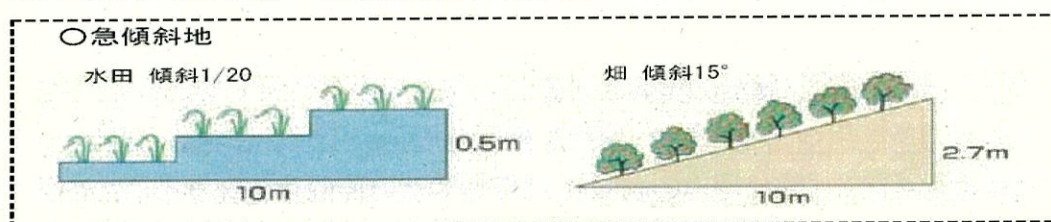
(3) 対象地域

特定農山村法、過疎法、半島振興法、離島振興法等の指定地域、法指定地域と同等の条件不利性を有する理由により県知事が指定する特認基準地域

※旧長崎市は特認基準地域、旧町は法指定地域に該当

(4) 対象農用地

以下の基準に該当する農振農用地区域内の1ha以上の一団の農用地



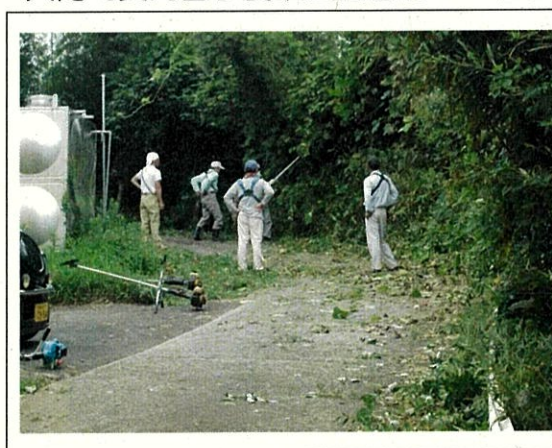
(5) 交付金の単価

急傾斜地 田 21,000 円/10a 、 畑・果樹園 11,500 円/10a

※活動内容によって、上記の8割単価や加算措置も選択可

(6) 対象となる行為

- ・ 5年間以上継続して行われる耕作放棄発生防止などの基礎的な活動
- ・ 共同で支え合う農業生産活動の「取り決め」（集落ぐるみ型）



定期的な共同活動（農道周辺の草刈り）



学校教育と連携（保育園児いも掘り体験）

(7) 取組実績（令和3年度）

集落協定数 21 組織、参加農業者数 261 名、対象面積 105.5ha

4 多面的機能支払交付金 (旧：農地・水保全管理支払交付金)

(1) 本対策の仕組み

○農地維持支払

農業者等で構成される組織が取り組む、水路の泥上げや農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援する。

○資源向上支払

農業者及びその他の者（地域住民、自治会など）で構成される組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動を支援する。

(2) 実施期間：平成 26 年度～ (活動計画に基づく、5 年間の活動継続が必須)

(3) 交付金の単価：

農地維持支払

田 3,000 円/10a、畑 2,000 円/10a

資源向上支払（共同活動）

田 2,400 円/10a、畑 1,440 円/10a

※実施年数、内容により単価が変化する。

(4) 事業実施主体：集落活動組織

① 地域資源の基礎的保全活動



(5) 取組実績（令和 3 年度）

取組組織数 13 活動組織、対象面積 411.1 ha

5 認定農業者制度

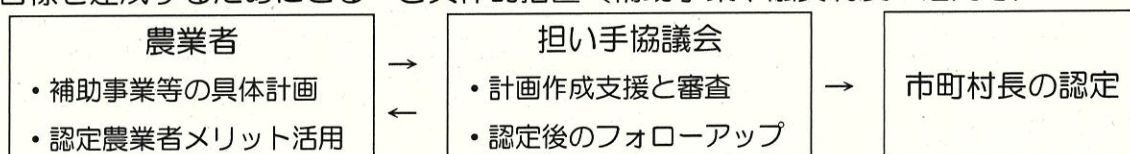
(1) 制度の仕組み

認定農業者制度は、農業者が作成する農業経営改善計画書（農業経営の5年後目標）の内容が、市町村が策定する農業経営基盤強化促進基本構想に照らして適当と認められた場合に、その計画の認定を行うとともに、計画の実現のために支援を行う制度。

(2) 認定を受けるには

認定を希望する農業者は、以下の内容を記載した農業経営改善計画書を作成し、市町村に提出して、その認定を受ける必要がある。

- ・ 農業所得と労働時間（現状と5年後目標）
- ・ 経営規模の拡大に関する目標（作付面積、生産量、飼養頭羽数等）
- ・ 生産方式の合理化の目標（施設や機械の導入、新技術の導入等）
- ・ 経営管理の合理化の目標（複式簿記記帳、青色申告等）
- ・ 農業従事の状態等の改善の目標（休日制、雇用の導入等）
- ・ 目標を達成するためにとるべき具体的措置（補助事業や融資制度の活用等）



地域の担い手協議会（構成員：JA、県、農業委員会、市町）が助言指導を行っています。

(3) 認定の基準

農業経営改善計画書の提出を受けた市町村が、その内容が以下の基準等に照らして審査を行い、適当と認められる場合に計画の認定を行う。

主たる農業者の農業所得	400万円（経費を差し引いた利益）
-------------	-------------------

(4) 認定農業者への主な支援策

融資制度（認定農業者資金）や補助事業（認定農業者複数の任意組織）等の活用により農業経営改善の目標達成に向けて支援される。



融資制度の活用例（自動車購入）

補助事業の活用例（ハウス建設）

(5) 認定農業者数（令和3年度末現在） 175 経営体

6 新規就農者育成総合対策事業

(1) 趣旨

「農業次世代人材投資事業」の後継として令和4年度から新設された50歳未満の新規就農者に対する資金面や経営発展への支援を行う事業の活用により、次世代を担う農業者の育成・確保につなげるもの。

(2) 交付対象者

次の要件を満たす者

- ア 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満で、農業経営者となることについて強い意欲を有している者であること。
- イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農を行っている者であること。
 - (ア) 農地の所有権又は利用権を自ら有しており、原則として自らの所有権又は親族以外からの賃貸が主であること。
 - (イ) 主要な農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていること。
 - (ウ) 生産物及び生産資材等を自らの名義で出荷・取引すること。
 - (エ) 自らの生産物等の売上及び経費の支出等の経営収支を自らの名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - (オ) 自らが農業経営に関する主宰権を有していること。
- ウ 農家子弟の場合は、新規参入者と同等のリスク（新たな作物の導入、経営の多角化等）を負うと認められること。
- エ 経営開始計画が次に掲げる基準に適合していること。
 - (ア) 農業経営を開始して5年後までに農産加工、直接販売、農家レストラン、農家民泊その他の農業生産に関連する事業を含む農業で生計が成り立つ計画であること。
 - (イ) 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- オ 実質化された人・農地プランに、中心経営体として位置づけられている又は、位置づけられることが確実と見込まれること。
- カ 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

(3) 経営開始資金

- ア 交付額 1,500千円/年 最長3年間
※前年の世帯所得が6,000千円を超えると交付停止

(4) 経営発展支援事業

- ア 対象事業 経営開始時の農業機械・施設等の導入などの支援
- イ 補助率 3/4
- ウ 補助上限額 3,750千円
- ※(4) 経営発展支援事業のみの場合は補助上限額 7,500千円
- ※経営継承者については、(4) 経営発展支援事業のみ活用可能

7 農業次世代人材投資資金交付金事業

(1) 趣旨

農業従事者の高齢化が急速に進展する中、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組みを総合的に講じていく必要があることから、平成 24 年度から国において創設されている制度であり、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農初期段階の経営が不安定な青年就農者に対して、農業次世代人材投資資金を交付する。

(2) 交付額 経営開始 1～3 年目：1,500 千円/年 4～5 年目：1,200 千円/年

※令和 2 年度新規採択者までは経営開始 1 年目は 1,500 千円/年、2 年目以降は、前年の農業所得が 1,000 千円を超えた場合は、3,500 千円より前年所得を除した金額の 5 分の 3 となる。

(3) 交付期間 最長 5 年間

※前年の世帯所得が 6,000 千円を超えると交付停止

※令和 2 年度新規採択者までは前年所得が、3,500 千円を超えると交付停止

(4) 交付対象者 ※対象は令和 3 年度採択者まで

次の要件を満たす者

ア 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満で、農業経営者となることについて強い意欲を有している者であること。

イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農を行っている者であること。

(ア) 農地の所有権又は利用権を自ら有しており、原則として自らの所有権又は親族以外からの賃貸が主であること。

(イ) 主要な農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていること。

(ウ) 生産物及び生産資材等を自らの名義で出荷・取引すること。

(エ) 自らの生産物等の売上及び経費の支出等の経営収支を自らの名義の通帳及び帳簿で管理すること。

(オ) 自らが農業経営に関する主宰権を有していること。

ウ 農家子弟の場合は、新規参入者と同等のリスク（新たな作物の導入、経営の多角化等）を負うと認められること。

エ 経営開始計画が次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 農業経営を開始して 5 年後までに農産加工、直接販売、農家レストラン、農家民泊その他の農業生産に関連する事業を含む農業で生計が成り立つ計画であること。

(イ) 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

オ 実質化された人・農地プランに、中心経営体として位置づけられている又は、位置づけられることが確実と見込まれること。

カ 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

(5) 交付実績（令和 3 年度） 18 人

8 中高年新規就農者給付金事業

(1) 趣旨

農業従事者の高齢化や減少が進むなか、「7 農業次世代人材投資資金交付金事業」（国の支援制度）の対象とならない 50 歳以上の中高年層について、長崎市の重要な農業の担い手として育成・確保を図るため、経営が不安定な就農直後の経費の負担を軽減する、中高年新規就農者給付金を交付する。

(2) 給付額 1,200千円／年

※ 耕作放棄地を解消する者については、初年度に限り、50 千円／10a の上乗せ給付を行う。

(3) 給付期間 最長2年間

(4) 給付対象者

次の要件を満たす者

- ア 就農時の年齢が、50 歳以上 65 歳未満（中高年層）で、農業を新たに開始する者（親の農業経営を継承する者は、新たに 10a 以上の耕作放棄地を解消する者に限る）。
- イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農を行う者であること。
 - （ア） 農地の所有権又は利用権を自らが有していること（親族からの貸借農地が主である場合、給付期間中に所有権を移転することを確認すること）。
 - （イ） 主要な農業機械・施設を自らが所有し、又は借りていること。
 - （ウ） 生産物及び生産資材等を自らの名義で出荷・取引すること。
 - （エ） 自らの生産物等の売上及び経費の支出等の経営収支を、自らの名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - （オ） 自らが農業経営に関する主宰権を有していること。
 - （カ） 生計を一にする者が同種の給付金の支給を受けていないこと。
- ウ 青年等就農計画の認定を受けた者であること。
- エ 実質化された人・農地プランに中心経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれ、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- オ 生活費の確保を目的とした国及び県、市の他の事業による給付等を受けていないこと。
- カ 経営継承・発展支援事業による補助金の交付金を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(5) 交付実績（令和3年度） 4人

9 担い手農家支援特別対策事業

～認定農業者等が行う農業生産基盤整備などの事業に対する補助制度～

(1) 事業内容

農業者等が経営安定・発展を図るために実施する、生産規模の拡大、生産方式の改善及び効率的・省力的技術導入等の整備について支援を行い、持続可能な農業経営体の育成に資する。

(2) 事業主体

- ・農業者の組織する団体
(受益戸数が2戸以上で、認定農業者又は新規就農者を概ね3分の1以上含む団体)
- ・農業協同組合

(3) 対象事業

- ・品目ーびわ・みかん・いちご・アスパラガス・花き等
- ・事業ービニールハウス整備、既存ハウスの長期利用化対策、ハウス設備導入、品質向上資材導入などの事業

(4) 補助率

ア 国及び長崎県の補助事業を活用する事業

国及び長崎県が規定する補助率の範囲内

イ 国・長崎県の補助事業の要件に合わないもので市長が必要と認めたもの
対象経費の2分の1以内



ビニールハウス導入



ハウスの長寿命化

10 農業新規参入促進事業

～農業参入時等の投資を軽減し、農業の新たな担い手を確保するための補助制度～

(1) 事業内容

農業に新規参入しようとする企業又は個人等に対し支援を行い、新たな担い手の育成及び遊休農地の解消等につなげる。

(2) 事業主体

実質化された人・農地プランの中心経営体として位置づけられ、又は位置付けられる見込みの者で、次のいずれかに該当するもの。

- ・農業に新規参入しようとする企業又は個人
- ・その他、遊休農地等を活用して農業規模拡大により雇用の拡大を図ろうとする企業又は個人で、農業の担い手育成に資すると市長が認めるもの

(3) 対象事業

- ・生産基盤整備事業－ハウス・附帯設備等
- ・小規模土地基盤整備事業－圃場への進入路、農地造成・改良、給排水施設、整地、客土などの事業

(4) 実施面積

- ・実施面積は、300㎡以上とする。

(5) 補助率

- ・長崎市の補助率・・・2分の1以内

ただし、1事業主体あたりの補助額上限4,000千円、下限200千円とし、事業期間中1回の利用に限る。



実施前



実施後

(6) 交付実績（令和3年度） 5件

1 1 有害鳥獣対策事業

【捕獲対策】

(1) 長崎市有害鳥獣対策協議会による捕獲の推進

ア 内容

長崎市有害鳥獣対策協議会は、有害鳥獣による農作物被害及び生活環境被害を減少させるため、猟友会、鳥獣保護員、JA、農業委員会、長崎市、県等の関係団体が相互の連携を密に有害鳥獣捕獲や被害防止対策を講じることを目的として設立。

イ 主な活動

- ・市内8地区に被害相談員を配置するとともに、捕獲隊員との連携により、被害相談等のうち特に緊急に捕獲等の対応が必要な場合に出動する。
- ・平成28年度から、それまで実施してきた猟友会への捕獲業務委託を廃止し、協議会捕獲隊員による年間を通した捕獲体制を強化し、捕獲計画に基づき、さらなる被害軽減に努めている。（現在255名）

(2) 地域ぐるみによる捕獲の推進

ア 内容

狩猟経験を有する免許所持者（リーダー）と免許を持たない被害農業者等（捕獲補助員）により捕獲チーム（捕獲隊）を編成して、箱わな、囲い罠による捕獲作業を行う取り組みを推進する。

イ 捕獲補助員ができる作業

①次の作業は、リーダー（狩猟免許所持者）と一緒に作業ができる。

- ・わな設置作業
- ・捕獲、止め刺し処分作業
- ・わな撤去作業

②次の作業は捕獲補助員が単独でも作業することができる。

管理、エサやり、見回り作業

ウ その他

保険加入費、捕獲用エサは捕獲隊の負担。

(3) 長崎市有害鳥獣対策協議会による支援制度等

①箱わなの無償貸与

- ・捕獲隊が使用する箱わなを捕獲許可期間中に無償貸与する。
- なお、貸与する数量は、捕獲許可の際に市が判断する。

②捕獲報奨金

- ・市単独の報奨金制度により、イノシシ及びシカ1頭につき、5,000円を交付。
 - ・国庫事業による捕獲報奨金は、7,000円を交付。
- ※ 交付を受けるためには、捕獲写真、個体の尻尾及び申請書類等が必要。

③網・わな猟免許取得助成金

農作物被害対策を目的として免許を取得しようとする者で講習会及び免許試験の両方を受けたものに対して、免許申請手数料利用及び狩猟免許講習会受講料等の経費の一部の助成。

※【参考】対象経費：免許申請手数料 証紙代5,200円、講習会受講 10,000円

【防護対策】

(1) 【国庫事業】鳥獣被害防止総合対策事業

ア 内容

- ・3戸以上の被害農業者（受益者）の団体に対して、ワイヤーメッシュ柵の材料支給し、受益者により直営で施工を行う事業。

イ 要件等

- ・農家3戸以上の団体であり、施工を受益農家共同で行うこと。
- ・施工に係る作業日誌、写真、その他の必要書類を必ず作成すること。
（国が示す直営施工マニュアルによる。）
- ・設置後の維持管理補修は受益者負担により継続して実施すること。（維持管理の義務）
- ・被害があり費用対効果が得られること。（申請時に被害額・状況を正しく申告すること。）

ウ 事業実施状況

① 要望と対応状況

- ・平成23年度から31年度までの要望（約820km）については、全て整備済

② 今後の計画

- ・令和4年度実施計画：約38km ※国の予算配分に基づく
- ・令和5年度以降の要望受付：令和4年11月に実施予定

(2) 長崎市等による貸与事業

ア 長崎市

①内容

被害防止対策として、ワイヤーメッシュ柵及び電気柵器（本体）を貸与する。

対象者等

資材	対象者	期間	備考
農作物被害対策ワイヤーメッシュ柵	長崎市の住民基本台帳に記載されている者であり、農作物被害を受けている農家又は家庭菜園を管理する者	設置目的が解消するまで	貸与資材はWM柵のみ。 関連資材（支柱、アンカー、結束線など）は自己負担。 WM柵の貸与数量は、250mを上限とする。 同一申請者は貸与対象年度において1回限りとする。
生活環境被害対策WM柵	自治会を代表する者（自治会がない等の特別な理由がある場合は、同一地域内の3戸以上の任意団体を代表する者）	設置目的が解消するまで	貸与資材はWM柵及び関連資材一式。 原則として市が示す設置マニュアルを順守し、設置すること。
電気柵器	長崎市の住民基本台帳に記載されている者であり、農作物被害を受けている農家又は家庭菜園を管理する者	設置目的が解消するまで	貸与資材は電気柵器本体のみ。 関連資材（支柱、ガイシ、電気さく線など）は自己負担。 電気柵器の貸与数量は2器を上限とする。 同一申請者は貸与対象年度において1回限りとする。

イ 長崎市有害鳥獣対策協議会

①内容

被害防止対策として、原則、捕獲隊に箱わなを貸与する。

対象者等

資材	対象者	期間	備考
箱わな	有害鳥獣捕獲許可証を有するもの	有害鳥獣捕獲許可期間	個人捕獲許可を除く

(3) ワイヤーマッシュ柵等資材設置業務補助金

ア 内容

- ・自治会等において、ワイヤーマッシュ柵を設置する労力負担軽減のため、設置費用を一部支援するもの。

イ 対象事業者

- ・ワイヤーマッシュ柵の自力施工が困難な自治会等
(生活環境被害相談があり自力施工が困難と判断した団体)

ウ 補助率

- ・2分の1

【棲み分け対策】

地域ぐるみによる棲み分け対策の推進

ア 内容

- ・地域ぐるみによる次の取り組みを推進している。
 - ①侵入防護柵（ワイヤーマッシュ柵、電気柵器、ネット等）の設置箇所の点検、補修及び周辺の除草作業。
 - ②有害鳥獣の餌付けの原因となる収穫物残渣、選定枝等の圃場及び周辺への放置をしないこと。
 - ③有害鳥獣の生態や効果的な対策等の学習。

イ 取組みへの支援

- ・長崎市が委託している専門業者により、要望があった地域に対してコンサルティングを実施している。

【その他】

専門業者による被害相談等への対応（有害鳥獣対策相談等業務委託）

ア 内容

- ・委託期間：令和3年度から令和5年度までの3年間
- ・受付窓口：有害鳥獣相談センター（電話 095-841-0477 あぐりの丘内）

イ 主な対応内容

- ・イノシシ、シカ、アナグマによる農作物被害や生活環境被害等への相談対応（現地調査、被害防止指導等）
- ・地域ぐるみの有害鳥獣対策の勉強会へのコンサルティングの実施。
- ・捕獲技術向上のための講習の実施。
- ・捕獲隊への安全講習会の実施。



地域ぐるみの捕獲隊



～有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（国制度）～

捕獲隊とは、狩猟免許を持つ「リーダー」のもと、狩猟免許を持たない人も捕獲を補助することができる制度です

【捕獲隊のメリット】

（農家などの地域住民）

○イノシシ対策の知識、理解が深まる

※狩猟免許がなくても自由にイノシシ捕獲ができる制度ではありません！

（狩猟者）

○作業の負担軽減（わなの設置、見回り、エサやり、捕獲個体の埋焼却処分）

○わな設置場所の土地所有者との調整がスムーズに

○狩猟、捕獲への住民の理解が深まる

【捕獲隊を結成するためには…】

○リーダー（狩猟免許を持つ捕獲経験者）を含む、捕獲隊メンバーを集める

○安全講習会を受講する（狩猟免許を持たない人は、1年に1回の受講が必要）

○捕獲隊のメンバーリストを作成し、有害鳥獣捕獲許可を受ける

【捕獲隊の捕獲許可は…】

○使用できる猟具：箱わな、囲いわな（保険加入が必要）

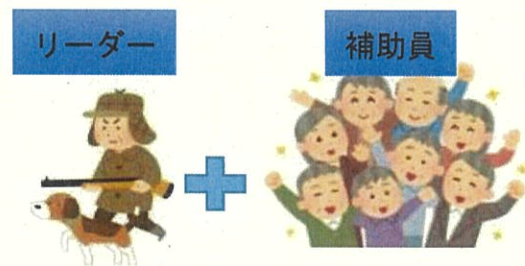
○捕獲の対象動物：イノシシ、シカ、アナグマ、タヌキ



【捕獲補助員ができる作業は…】

作業	判定
ワナ設置	△
管理（エサやりや見回り）	○
捕獲（止め刺し処分）	△
ワナ撤去	△

○：捕獲補助員単独で作業可 △：リーダー（狩猟免許所持者）と作業



【長崎市のサポートは…】

○捕獲報奨金制度

○箱わなの無償貸与（数量限定）

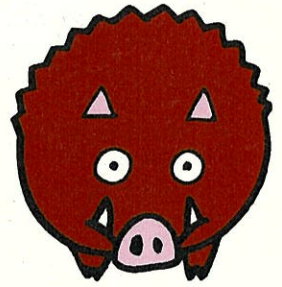
○安全講習会の開催

○捕獲技術サポート 等

地域みんなでイノシシを捕まえよう！

イノシシの出没にご注意ください！！

現在イノシシの活動が活発な時期です。
イノシシに遭遇しても適切な対応で被害は防げますので、
落ち着いて行動しましょう。



イノシシってどんな動物？

- 頭が良く、優れた学習能力を持っている
- 鼻の力が強く、地面を掘り返すのが得意
- 足が非常に速く、動きも機敏
- 泳ぐことが出来る
- 高いジャンプが出来る
- 犬並みの嗅覚や、優れた聴覚を持っている
- 雑食性で何でも食べる
- 人を怖がるため夜間に活動するが多いが、安全な場所では昼間でも活動する

もし、イノシシに出会ったら？

イノシシを刺激しない！

- ◎イノシシと出会ったときに、大声を出したり、物を投げたり、棒で追い立てたり、犬を近づけたりすると、イノシシが興奮して襲ってくる可能性があるため、あわてず、騒がず、イノシシを刺激しないで、ゆっくりとその場を離れてください。
- ◎子どものイノシシ（うり坊）を見かけても、かわいいから近づいたり、追いかけていたりしないようにしてください。近くに母イノシシがいます。

落ち着いて行動する！

- ◎万が一、イノシシが襲ってきても、決して反撃せず、建物や車に避難したり、高いところに移動する（木に登る）などして、安全を確保しましょう。また、イノシシの進路（通り道）はふさがないでください。

エサを与えない！

- ◎イヌ・ネコ用のエサや、野菜くず・残飯などの生ごみを屋外に放置すると、イノシシのエサ場になってしまう可能性があるため、絶対に放置しないでください。

■お問い合わせ

イノシシなどの有害鳥獣による被害相談や
現地調査、被害防止方法に関するアドバイス
など

長崎市有害鳥獣相談センター

TEL095-841-0477

〔長崎市四杖町 2671-31 あぐりの丘内〕

被害防護資材（ワイヤーメッシュ柵等）の
貸与や有害鳥獣のわな免許取得助成、捕獲
許可など

長崎市農林振興課

TEL095-820-6564

〔長崎市金屋町 9-3 金屋町別館5階〕

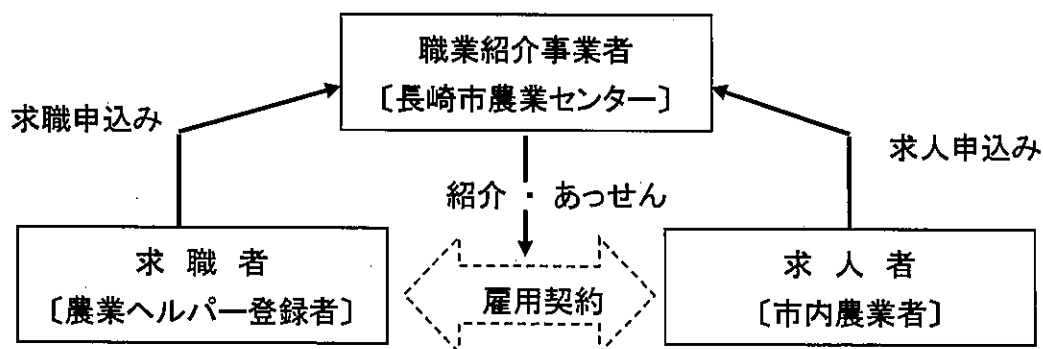
12 農業ヘルパー制度

(1) 制度の概要

長崎市農業センター（長崎市戸石町）では、農繁期に人材を必要とする長崎市内農業者の手助けを行う「農業ヘルパー」の育成のための農業ヘルパー研修会を開催している。

研修修了後は、職業安定法に基づく無料職業紹介業務により、すぐにでも農業ヘルパーとして就業できる希望者を「求職者」として登録し、農業者の求人依頼に応じて条件に合った求職者を紹介している。

賃金・就業時間・日数等の雇用条件については、面接を行い、求人者と求職者の間で協議してもらい、双方の了解が得られれば、農業ヘルパーとして就業することになる。



(2) 研修修了生の農業ヘルパー登録状況 【令和4年3月31日現在】

農業ヘルパー研修修了生	現在の農業ヘルパー登録者
387名	119名

(3) これまでの農業ヘルパー活動実績（平成16年10月～）

職業紹介実績（過去5ヵ年）

【令和4年3月31日現在】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
求人件数 (雇用農家)	24件 (19戸)	17件 (24戸)	23件 (28戸)	13件 (8戸)	24件 (11戸)
求職者数 (農業ヘルパー)	29名 (延45名)	23名 (延53名)	25名 (延58名)	16名 (延35名)	17名 (延58名)

(4) 主な就業実績（農作業）

野菜	イチゴ定植準備、ショウガ収穫
花き	菊の定植、芽摘み
果樹	ビワ収穫、ミカン収穫 など

13 農業振興会制度

(1) 制度の概要

長崎市内の農林畜産業の健全な発展を目指し、会員の農業経営の安定向上及び青年農業者・女性農業者等の育成確保に努めるとともに、地域農業の振興を図るため『長崎市農業振興会』を組織し、次の事業を行う。

※令和4年3月31日現在の会員数 551人（49団体）

年会費 1,000円／1会員

(2) 農業団体の育成支援事業

会員団体の組織活動の拡充・事業展開の促進・農業経営の安定向上を図るため、自ら視察研修事業等を実施した者に対し、経費の一部を助成。

(3) 講習・研究会等の開催事業

農業経営の拡充・生産技術の向上を図るため、農産物直売所・観光農園等に関し、会員を対象とした視察研修会を開催。

※年1回（2月頃予定）

(4) 農業後継者・女性農業者育成事業

青年年農業者・女性農業者によって組織されたグループ等の組織活動の強化を促し、農業経営者としての資質向上を図るため、育成指導や助成をおこなう。

(5) 品評会・共進会の支援事業

各団体が実施した農林畜産物の品評会等に対し支援し、日ごろの成果をたたえ、なお一層の研鑽・意気高揚を促すため、「農業振興会長賞」を授与する。

(6) 試験研究等の活動支援事業

会員団体や関係機関が実施する基本的な試験研究・新規展開事業の実施検討などを目的とした研究活動に対し、指導支援を行うとともに経費の一部を助成。

(7) 啓発活動事業

会員活動等の紹介・身近な農業情報の提供・長崎市の事業概要等の周知を目的に、「振興会だより」を発行している。※例年1,000部3月頃発行

1.4 経営所得安定対策 ～「食」と「地域」の再生に向けて～

(1) 事業目的

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、助成を行うことにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するため平成23年度から本格的に実施されている。

なお、平成22年度に導入された「米の直接支払い交付金」は平成30年度から廃止された。

(2) 対象作物

WCS用稲・加工用米・飼料用米・米粉用米・麦・大豆・そば・なたね・地域振興作物等

(3) 経営所得安定対策交付金

【交付対象者】

水田において水稻以外の作物を作付けし販売した場合、その作付面積に応じて定額助成する。

ア 戦略作物助成

【交付対象作物・単価（全国一律）】

対象作物	交付単価
麦・大豆・飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米・米粉用米	収量に応じ5.5万円/10a～10.5万円/10a

イ 産地交付金

【交付対象作物・単価】

区 分	品 目
花 き ・ 花 木	花き、花木、種苗類(花苗・植木苗含む) 等
野 菜	きゅうり、トマト、なす、ピーマン、かぼちゃ、いちご、すいか、メロン、キャベツ、はくさい、ほうれんそう、たまねぎ、ねぎ、レタス、大根、にんじん、さといも、生姜、枝豆、馬鈴薯、かんしょ、アスパラガス、かぶ、ごぼう、にんにく 等
そ の 他	そば、なたね、 等

産地交付金については、県より地域農業再生協議会に枠が配分され、地域農業再生協議会ごとに助成内容を設定し、地域の実情や戦略的に取り組む作物等について、総合的に判断し、交付単価を設定する。

【参考（R3年度）】

●交付単価……①そば・なたね 20,000円/10a

②その他野菜・花木等 16,000円/10a

ただし、イチゴ・アスパラガス・トマト・花きについては
25,000円/10a

●交付実績……143件、対象面積28.60ha

15 農業金融制度

(1) 長崎市農業活性化特別支援資金

資金種類	資金区分	貸付利率	償還期限	貸付限度額
認定農業者育成資金	運転資金	無利子	5年以内	個人:5,000千円 法人:10,000千円
新規就農者育成資金	運転資金	無利子	5年以内	個人:10,000千円
	設備等資金	無利子	10年以内 (据置3年以内含む)	
特定作物等振興資金	運転資金	無利子又は年1.0%	5年以内	個人:8,000千円 法人:15,000千円
	設備等資金	無利子又は年1.0%	7年以内 (据置2年以内含む)	
農地等取得・改良資金	購入又は改良資金	無利子又は年1.0%	10年以内 (据置3年以内含む)	個人:5,000千円 法人:15,000千円

◆認定農業者又は新規就農者が長崎市農業活性化特別支援資金を借り入れる場合は、貸付利率を無利子とする（資金種類は不問）。

◆長崎市が財政負担を行う補助事業の当該補助残にかかる融資は行わない。

(2) 農業近代化資金利子補給補助制度

ア 事業内容

農業者の経営の近代化に資するため、農協等の金融機関が貸し付ける施設資金等（国から県へ移管された資金で長崎県が利子補給を行う）に長崎市が単独の上乗せ利子補給を行い、農業者の利息負担の軽減を図る。

イ 利子補給率及び貸付利率

長崎市の利子補給率は、長崎県の利子補給率と同率以内とする。ただし、融資を受けた農業者が若年の農業後継者で、経営の自立や承継に必要な資金の場合は、全額の利子補給を行う。

	基準利率	長崎県利子補給率	通常貸付利率	長崎市利子補給率	末端貸付利率
農業者	1.57%	1.25%	0.50%	0.00%	0.20%
若年の農業後継者				0.20%	無利子

※対象が新規就農者以外の場合においては、

- ・長崎市利子補給後の末端貸付利率が年1.0%を下回らないよう調整する。
- ・長崎市の利子補給率の上限は、年1.57%とする。
- ・利率は、令和4年4月現在のもので、貸付時期によって変動する。

16 グリーンツーリズム推進事業

～各ツーリズム団体が実施する事業や施設整備に対する支援制度～

(1) 事業概要

長崎市の農林水産業振興及び農山漁村地域の活性化を図るため、農山漁村地域において自然・歴史・文化・人々との交流を通じて、都市住民の心に豊かさとやすらぎを提供する滞在型余暇活動「グリーンツーリズム」を実施する団体に対し、実施する事業に対する支援を行うもの。

(2) 事業主体

地域住民を主として構成されたグリーンツーリズムを提供する団体

【各地区のツーリズム団体（令和4年3月31日現在）】

- | | |
|---------|--|
| ・ 外海地区 | 外海ツーリズム協議会
大中尾棚田保全組合
ステップUP池島研究会 |
| ・ 琴海地区 | グリーンツーリズム長崎 あっと!さ@琴海 |
| ・ 野母崎地区 | 野母崎ツーリズム振興会 |
| ・ 高島地区 | やったろう de 高島 |
| ・ 伊王島地区 | 伊王島加工組合 |
| ・ 茂木地区 | ちんじんよかBY茂木 |
| ・ 東長崎地区 | 笑顔でつなぐ～ツーリズムひがなが～ |

(3) 事業内容

○各団体の事業活動に対する支援

（地域活性化に向けた各種イベント開催、体験受入れ、広報PR、研修事業など）

※子ども農山漁村交流体験による市内小中学校の受入れに対する支援

・ 補助率 3分の2以内

○加工交流施設整備に対する支援

（軽微な改修、調理台・調理器具・冷蔵庫等の購入整備など）

・ 補助率 2分の1以内（補助金上限 1,000 千円）

○農林漁業体験民宿施設整備に対する支援

（トイレ（合併浄化槽設置に係る費用を除く。）、浴室、洗面所、調理場の改修など）

・ 補助率 2分の1以内（補助金上限 1,000 千円）

【体験受入れ風景】

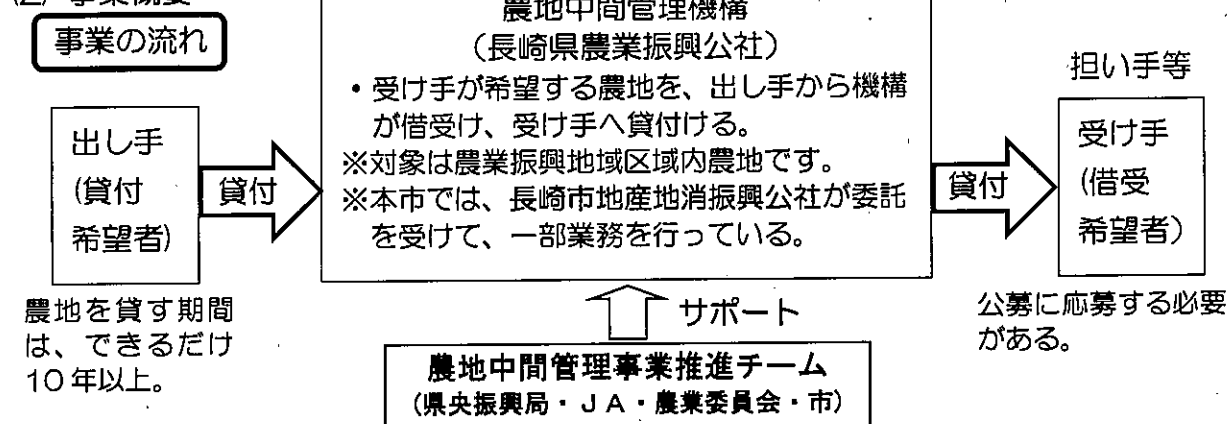


17 農地中間管理事業

(1) 事業目的及び趣旨

担い手の育成・確保、耕作放棄地の解消、集落営農など地域農業の振興を目的として、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、長崎県においては、長崎県農業振興公社を農地中間管理機構として指定し、長崎市では、その業務の一部を長崎市地産地消公社が委託を受け、事業を推進している。

(2) 事業概要



(3) 農地出し手(貸付者)への支援策(機構集積協力金)

ア 地域集積協力金

- 対象地域：実質化した人・農地プランの策定地域が対象
- 交付要件：当年度の貸付面積の1割以上が新たな担い手に集積されること。
- 交付単価：※機構の活用率(%)及び貸付面積に応じて算定
 - ・一般地域：20～40% 1.0万/10a 41～70% 1.6万/10a 71%以上 2.2万/10a
 - ・中山間地域：4～15% 1.0万/10a 15～30% 1.6万/10a 30～50% 2.2万/10a 50%以上 2.8万/10a
- ※機構を通じた農作業委託も活用率や交付対象面積に含めることが可能だが、その農地の交付単価は1/2となる。また、協力金の交付は農地毎に一度まで。

イ 個々の出し手に対する支援

① 経営転換協力金※令和5年度まで

- 交付対象者
 - 機構に農地を貸付けた次の者
 - ・経営転換する農業者
 - ・リタイアする農業者
 - ・農業経営を行わない相続人
 - ※農業委員会が遊休農地又は耕作放棄地と確認した農地の所有者を除く
- 交付要件
 - 全農地を10年以上機構に貸付け。
- 交付単価：※機構への貸付面積に応じて算定
 - 1.5万/10a
 - ※1戸当たりの上限50万円

② 農地整備・集約協力金※令和5年度まで

- 交付対象者
 - ・農地耕作条件改善事業(簡易な基盤整備)に取り組む農業者
- 交付要件
 - ・対象農地が基盤整備済地区に内在又は隣接し、地域内で合計10ha(中山間：5ha)未満であること。
 - ・対象農地の全てが機構に15年以上貸付けられ、目標年度までに担い手に集積されること。
 - ・対象農地を含む地域において、実質化された人・農地プランが策定されていること。
- 交付率
 - 農地集約化率に応じて異なる。
 - 5.0%～12.5%

(4) 集積面積(令和3年度) 約15ha

18 環境保全型農業直接支払交付金

(1) 本対策の仕組み

自然環境の保全に資する農業生産活動を普及推進するため、生産部会等が行う、有機質肥料の施用や化学肥料・化学合成農薬の低減等の環境保全に効果が高い取組に対し、環境保全型農業直接支払交付金を交付するもの。

(2) 実施期間：平成 30 年度～

(3) 交付金の単価：

・全国共通取組

(堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培、不耕起播種、長期中干し、秋耕、有機農業) 800～12,000 円/10a

・地域特認取組

(IPM、敷草用半自然草地の育成管理) 8,000 円/10a

(4) 事業実施主体：農業者の組織する団体（生産部会等）、一定の条件を満たす農業者等

(5) 支援の対象となる農業者の要件

- ①主作物について販売することを目的に生産を行っていること。
- ②国際水準GAPを実施していること。

(6) 対象となる営農活動

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と組み合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

**必須
取組**

化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組



選択取組(いずれか 1 取組)

・全国共通取組

カバークロップ



堆肥の施用



有機農業



・地域特認取組

IPMの取組



敷草用半自然草地の育成管理



(7) 取組実績（令和3年度） 取組団体数 1 団体、対象面積 245 a

【所 管 施 設 一 覧】

○市民農園	 2 - 5 0
○長崎市農業センター	 2 - 5 1
○長崎市イノシシ等処理加工所	 2 - 5 1
○長崎市外海ふれあい農産加工所	 2 - 5 2
○長崎市道の駅夕陽が丘そとめ	 2 - 5 2
○長崎市三和農水産物加工直売所	 2 - 5 3
○長崎市植木センター	 2 - 5 3
○市管理農道	 2 - 5 4
○簡易農道	 2 - 5 4

	市民農園	
設置場所	長崎市平山町・三重町・高島町・琴海戸根原町	
設置年月日	昭和52年4月1日（平山） 平成13年4月1日（三重）	昭和58年4月1日（高島） 平成17年4月1日（琴海）
設置目的	耕作放棄地の有効利用を図り、都市住民の作付け、収穫の体験を通して、農業に対する理解を深める。	
管理運営	長崎市	(管理業務委託) ・長崎市地産地消振興公社(平山) ・三重市民農園管理の会(三重) ・赤水地区管理組合(琴海)
職員配置	—	
施設概要	《平山》	《高島》
	1 区画数 185区画	1 区画数 43区画
	2 面積 11,927㎡ (1区画 約20㎡)	2 面積 4,176㎡ (1区画 約30㎡ *特別区画有)
	3 利用料 3,000円(年額)	3 利用料 200円(年額)
	4 附帯施設 (1)駐車場 (2)給排水設備 (3)簡易便所	4 附帯施設 (1)給排水設備
	《三重》	《琴海》
	1 区画数 213区画	1 区画数 75区画
	2 面積 11,107㎡ (1区画 約30㎡)	2 面積 3,120㎡ (1区画 約30㎡)
	3 利用料 5,000円(年額)	3 利用料 5,000円(年額)
	4 附帯施設 (1)駐車場 (2)給排水設備 (3)簡易便所	4 附帯施設 (1)駐車場 (2)給排水設備 (3)管理棟(便所)

	長崎市農業センター	長崎市イノシシ等処理加工所
設置場所	長崎市戸石町34番地2	長崎市四杖町2671番地31
設置年月日	平成15年4月1日	平成18年5月11日
設置目的	市内農業者の手助けを行う農業ヘルパーの育成のための研修等を行い、本市農業の活性化を図る。	有害鳥獣捕獲等により捕獲されたイノシシ等を活用して、食肉及び加工品を製造し、本市の特産品として販売することにより有害鳥獣捕獲の意欲向上と農業振興に寄与する。
管理運営	長 崎 市	(業務委託) 合同会社 ながさき夢ファーム
利用定員等	市職員 2名 再任用職員 1名 会計年度任用職員 2名 業務委託作業員 2名	—
施設概要	1 敷地面積 18,000㎡ 2 野菜栽培研修圃場 2,900㎡ うち ビニールハウス 500㎡ 露 地 2,400㎡ 3 室内研修室 322㎡	1 主な施設 鉄骨造平屋建 128.59㎡ 処理室 18.34㎡ スライスパック室 26.44㎡ 冷蔵庫 4基 冷凍庫 2基

	長崎市外海ふれあい農産加工所	長崎市道の駅夕陽が丘そとめ
設置場所	長崎市神浦下大中尾町644番地	長崎市東出津町149番地2
設置年月日	平成15年10月1日	平成18年4月1日
設置目的	外海地区の加工グループが地域産物を利用した付加価値のある加工品を製造販売することで、所得の向上を図る。また、加工体験の受入れ及び生産流通を通じて消費者との交流を促進することで地域の活性化を図る。	地場産品にふれあう場及び地域の情報を提供し、もって地域の振興及び道路利用者の利便性の向上に資する。
管理運営	(業務委託) 外海農産加工組合	(指定管理者) そとめ「食」と「農」の架け橋
利用定員等	—	出荷会員数 190名(R4.3.31)
施設概要	1 敷地面積 566㎡ 2 主な施設 鉄筋コンクリート平屋建 174㎡ 味噌加工室 40㎡ 製菓加工室 25㎡ 加工体験室 20㎡	1 敷地面積 6,712㎡ 2 主な施設 鉄筋コンクリート造2階建 484㎡ 物産販売所 207㎡ レストラン 139㎡ トイレ 34㎡ 事務室等 85㎡ テイクアウト館(別棟) 19㎡ 駐車場 普通車77台 身障者用1台 県整備分 1 敷地面積 3,064㎡ 2 主な施設 休憩所 56㎡ トイレ 49㎡ 駐車場 バス4台 普通車26台 身障者用2台

	長崎市三和農水産物加工直売所	長崎市植木センター
設置場所	長崎市布巻町88番地 1	長崎市松原町2624番地1
設置年月日	平成15年6月1日	平成16年5月1日
設置目的	地域内流通システム（地産地消）を構築するため、少量多品目の農水産物等の流通機会を造成することで、農水産物の振興と地域の活性化に資する。	市民に植木園芸に関する情報及び研修の場を提供し、もって植木園芸の振興に資する。
管理運営	（業務委託） （一財）長崎市地産地消振興公社	（指定管理者） 農事組合法人古賀植木園芸組合
利用定員等	出荷会員数 531 名 (R4.3.31)	—
施設概要	1 敷地面積 1,419㎡ 2 主な施設 直売所 木造平屋建 163㎡ 事務所 8㎡ 売場 137㎡ 調理室 7㎡ トイレ 11㎡ 加工所 木造平屋建 129㎡ 製造室 84㎡ 事務室 11㎡ 売場 34㎡	1 敷地面積 7,145㎡ 2 主な施設 鉄骨造平屋建 280㎡ 展示ホール 40㎡ 研修室1 77㎡ 研修室2 55㎡ 見本庭園 80㎡ 多目的広場 5,720㎡ ※施設の利用は有料

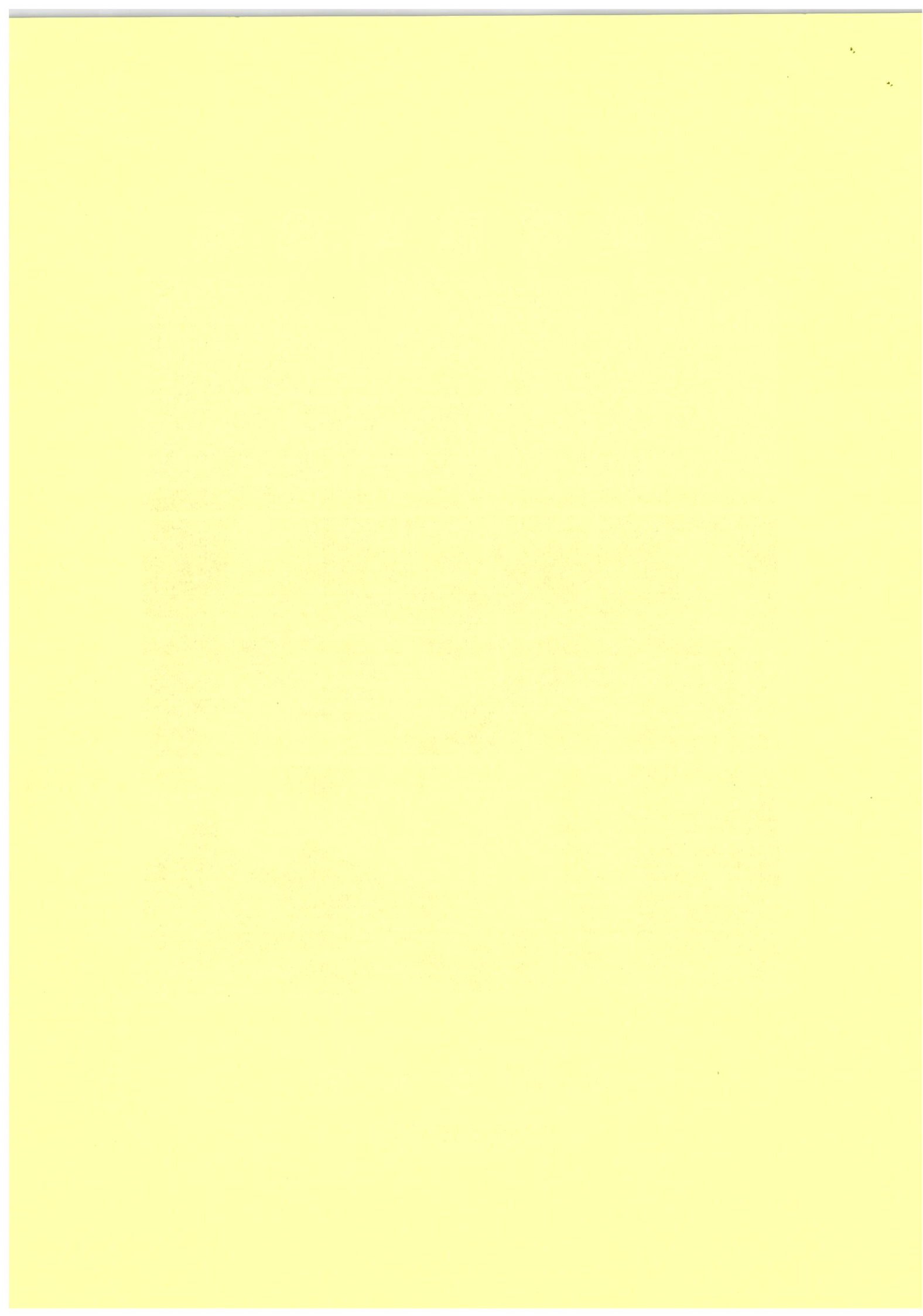
	市管理農道	簡易農道
設置場所	長崎市内一円	
設置年月日	—	
設置目的	市内の農業地帯は平地に乏しく、ほとんどの農地は山の斜面に形成されていることから、管理、運搬などの作業に多くの労力を要する。農業就業人口の減少、高齢化に対応し、効率的な生産と安定した経営を図るため、農道の整備を進めている。	
管理運営	長崎市	
職員配置	—	
施設概要	1 長崎市管理農道 路線数256路線 延長123,231m 舗装延長111,826m 舗装率91%	1 簡易農道 路線数517路線 延長112,582m 舗装延長100,855m 舗装率90% ※ 簡易農道の採択基準 ・延長30m以上 ・幅員2m以上 ・受益戸数2戸以上

3 長 崎 市 の 森 林



水 産 農 林 部

令和4年6月



目 次

長崎市の森林

1	森林の現状	3-1～3-7
(1)	森林の整備の方向性	3-1
(2)	森林の種別と面積及び森林率	3-4
(3)	民有林の現況	3-5
(4)	保安林	3-6
(5)	林業就業者数	3-7
2	市有林の現状と管理	3-8
(1)	管理形態	3-8
(2)	市有林の内訳	3-8
(3)	整備の状況	3-8
3	林道基盤整備の概要	3-8
(1)	林道及び作業道の開設状況	3-8
4	市民ふれあいの森	3-9～3-12
(1)	設置目的	3-9
(2)	体験の森	3-11
5	間伐材活用促進事業	3-13
6	森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業	3-15
7	林業機械導入事業	3-16
8	その他の事業	3-18～3-19
(1)	山林監視員制度	3-18
(2)	松くい虫防除及び予防対策	3-19

長崎市の森林

1 森林の現状

森林は木材生産のほか、水資源の確保、大気の浄化、土砂流出防止等の多大な公益的機能を発揮し、地域住民の生活環境の向上に大きく貢献している。

本市における森林の面積は21,805haで森林率53.7を占めており、その内、国有林を除く民有林の天然林(自然林)面積は11,818ha(54.2%)で、ヒノキ、スギを主体とした人工林面積は7,301ha(33.5%)、竹林及び無立木地は1,665ha(7.6%)となっている。

人工林については、下刈り、枝打ち、間伐等の保育を実施するとともに、保育作業及び木材搬出のための林道や作業道を計画的に整備している。

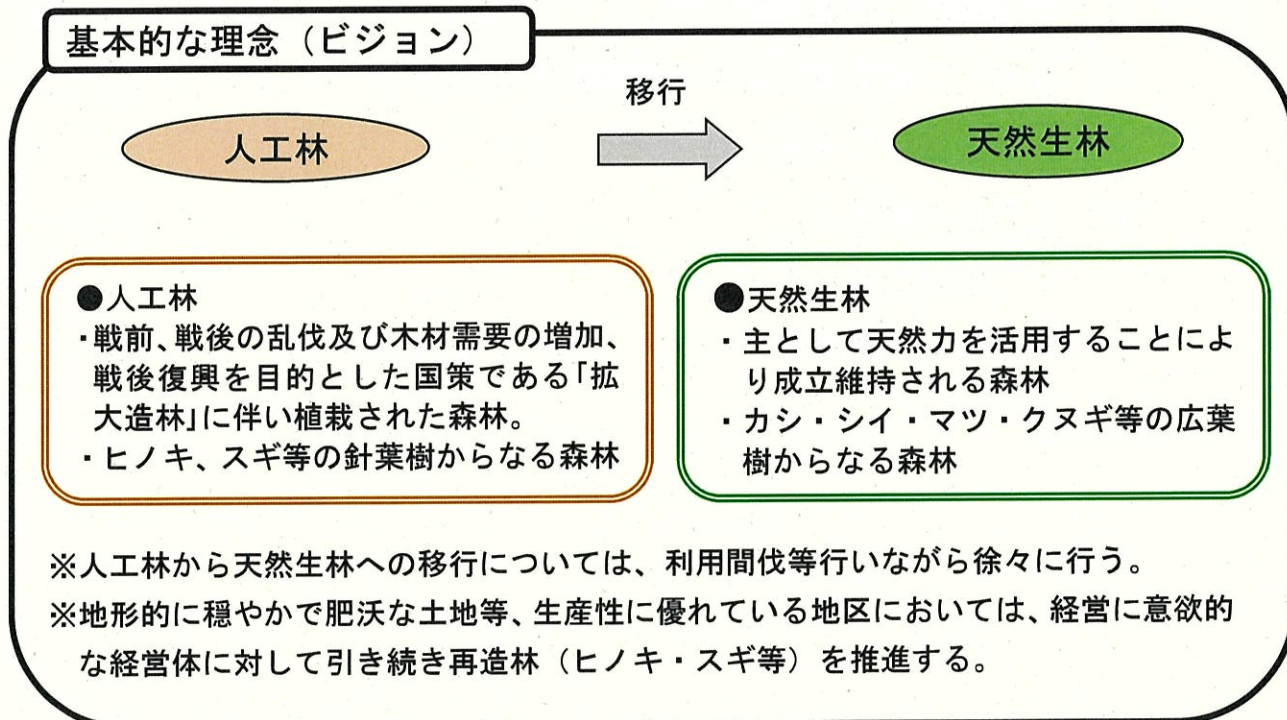
しかし、林業を取り巻く情勢は、木材価格の低迷、林業生産経費の高騰による経営意欲の減退、林業従事者の高齢化、さらに、若年者の山村離れによる後継者不足により厳しい状況にあり、維持管理の行われな森林の増加による森林の機能の低下が懸念される。

(1) 森林の整備の方向性

このような中で、将来にわたって森林の持つ多面的機能を発揮していくために、森林資源の整備、林道の整備を中心とする林業基盤の整備を図っていく必要がある。

なお、今後、地形的に緩やかで肥沃な土地等生産性に優れている地区については、木材等生産機能の発揮が期待される育成単層林(※1)を整備するなど森林資源の循環利用を図るとともに、地形的条件不利地等における育成単層林については、公益的機能の一層の発揮を図るため自然的条件を踏まえつつ育成複層林(※2)への誘導を推進する必要がある。

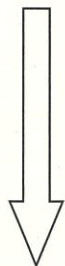
基本的な理念(ビジョン)



※1 育成単層林

林業経営を継続して実施する施業方法（現在）

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。（植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。）



※2 育成複層林

天然生林に向けた経過措置

人為と天然力の組み合わせにより、複数の樹冠層を構成する森林とし、森林諸機能の維持増進が図られる森林。

長伐期化を実施し、除々に天然林化を図る。また、地区によっては、広葉樹（クヌギ等）を植林することにより有害鳥獣対策を図る。



育成天然生林

長崎市が目標とする森林（約30年後）

天然力を活用することにより、森林諸機能の維持増進が図られる森林。

（カシ・シイ・マツ・クヌギ等からなる森林）

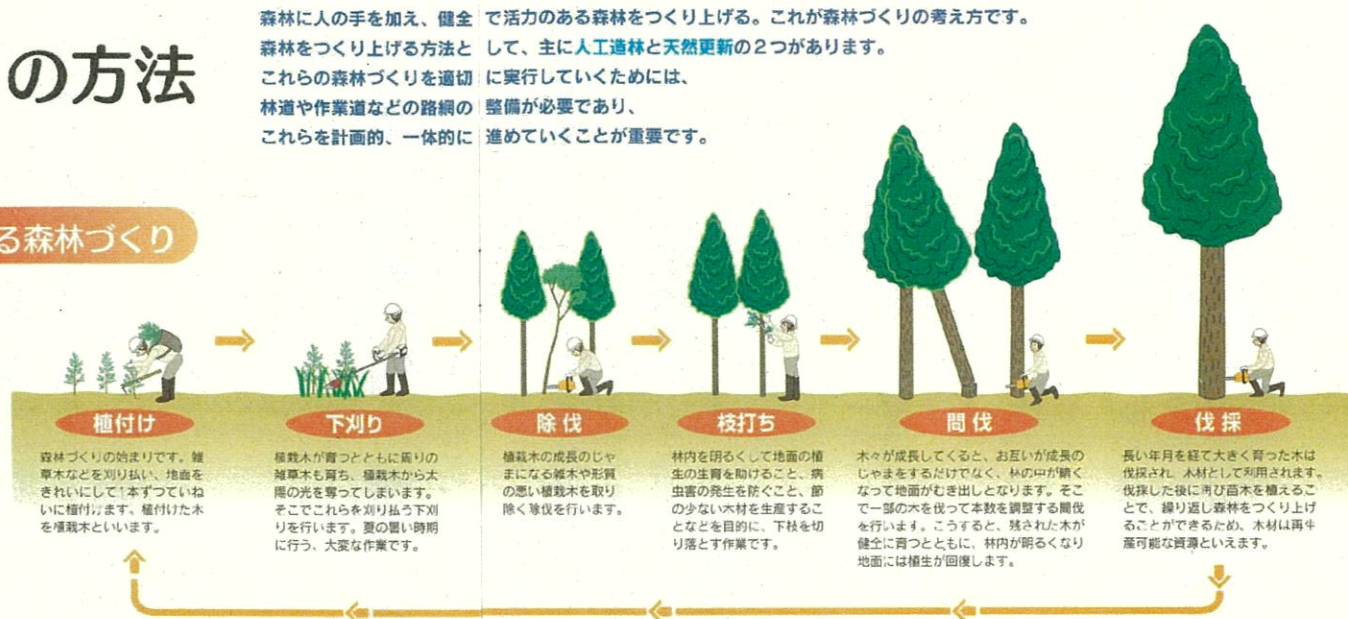
なお、地区によっては、保育作業を実施する。



森林づくりの方法

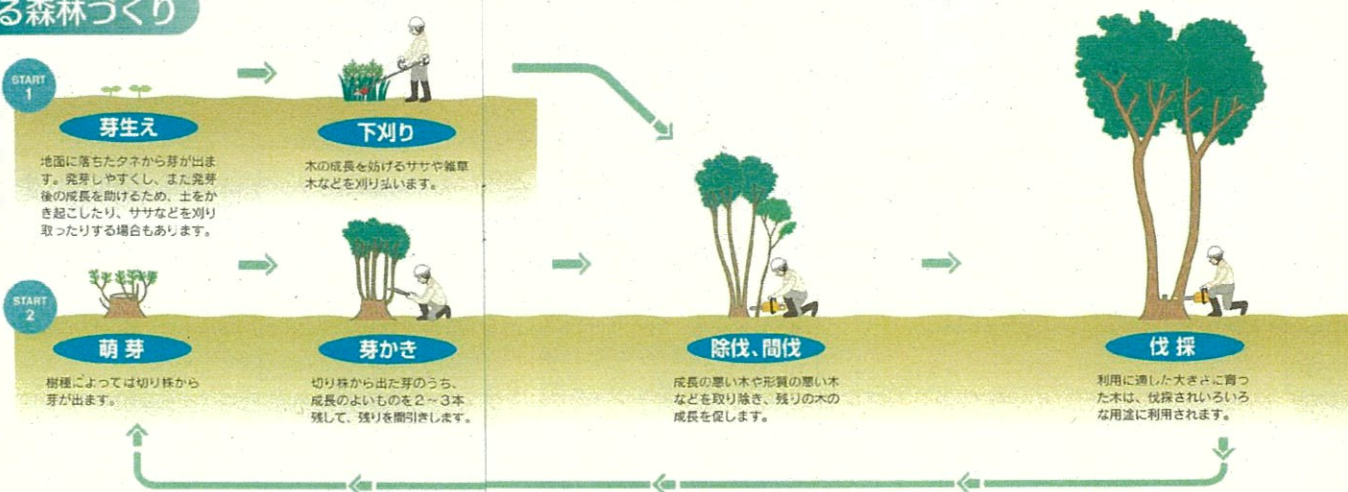
人工造林による森林づくり

苗木を植えるなどして森林を育てる方法です。こうして成立した森林を人工林といい、スギやヒノキ、カラマツ、エゾマツなど、主に針葉樹の人工林が多く見られます。苗木の植付けに始まり、樹木が大きく育ち伐採するまでの間、長い年月と多くの人手をかけて育てられます。現在、針葉樹だけでなく広葉樹の植付け等による多様な森林づくりが推進されています。



天然更新による森林づくり

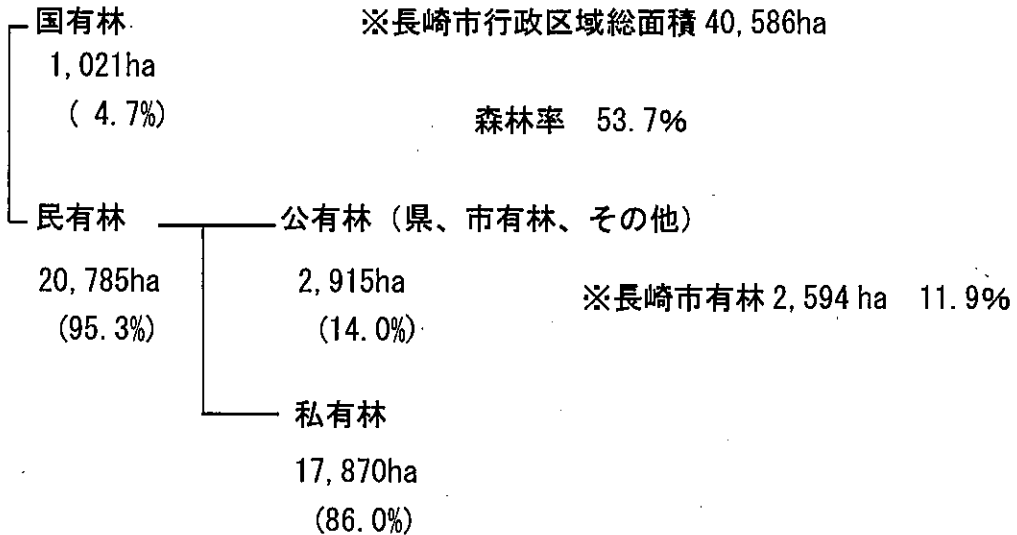
樹木から自然に落ちたタネからの芽生えや切り株からの萌芽など、自然の力を利用して新しい世代を育て、つくり上げる方法です。自然の状態よりも早く確実に森林をつくり上げるために、必要に応じて芽生えや樹木の成長を助ける作業を行います。



森林に人の手を加え、健全で活力のある森林をつくり上げる。これが森林づくりの考え方です。森林をつくり上げる方法として、主に人工造林と天然更新の2つがあります。これらの森林づくりを適切に実行していくためには、林道や作業道などの路網の整備が必要であり、これらを計画的、一体的に進めていくことが重要です。

(2) 森林の種別と面積及び森林率

【所有形態別森林の種別と面積】 (市内全森林面積 21,805ha を 100%とする)



【森林面積及び森林率】

森林面積及び森林率

(単位：面積 ha)

区 分	森 林			行政区域面積 (B)	森林率 (%) (A) / (B) × 100
	民有林	国有林	計 (A)		
平成 5 年	21,267	1,250	22,517	40,564	55.5
平成 10 年	21,160	1,057	22,217	40,612	54.7
平成 15 年	21,010	1,057	22,067	40,621	54.3
平成 20 年	20,860	1,020	21,880	40,643	53.8
平成 22 年	20,776	1,022	21,798	40,646	53.6
平成 25 年	20,776	1,022	21,798	40,647	53.6
平成 28 年	20,774	1,022	21,796	40,586	53.7
令和 2 年	20,785	1,021	21,805	40,586	53.7

- ・森林面積については、令和2年度長崎県の森林・林業統計（令和3年9月刊行）
- ・数値は、四捨五入のため計と内訳は一致しない。
- ・行政区域面積については、長崎市の都市計画（資料編）令和3年度面積減は、国土地理院による「全国都道府県市区町村面積調」の算出方法の変更によるもの。
- ・平成5年、10年、15年の数値は、合併町を含む

(3) 民有林の現況

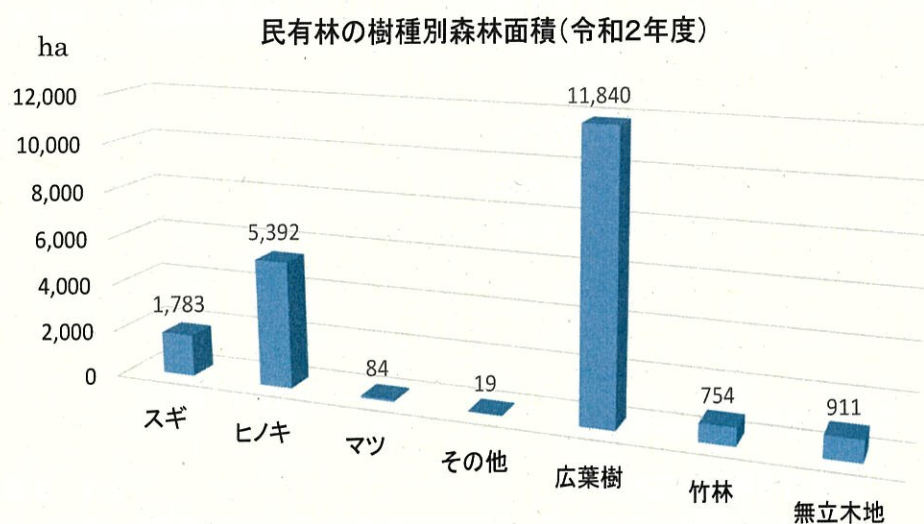
【民有林の 樹種別・林種別 森林資源一覧表】

民有林の樹種別森林資源（面積ha、蓄積千m³、竹/千束）

		針 葉 樹					広葉樹	竹林	無立木地		計
		計	スギ	ヒノキ	マツ	その他			未立木地	伐採跡地	
R2	面積	7,279	1,783	5,392	84	19	11,840	754	911	0	20,785
	蓄積	2,300	814	1,463	20	2	1,311	(764)	—	—	3,611

令和2年度長崎県の森林・林業統計（令和3年9月刊行）

・数値は、四捨五入のため計と内訳は一致しない。



(4) 保安林

保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。

保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されますが、各種優遇措置もあります。

行為制限

- ◆立木の伐採（県知事許可）
- ◆土地の形質変更（県知事許可）
- ◆伐採した跡地への植栽義務

優遇措置

- ◇固定資産税や相続税等税の控除
- ◇伐採の制限に伴う損失補償
- ◇間伐等の造林補助金の加算
- ◇公庫資金借入の優遇
- ◇山崩れ防止等公費負担による治山整備

<保安林の種類>

保安林は、水源のかん養、土砂災害の防備等それぞれの公益目的の達成のために指定され、その種類は17種類に及びます。

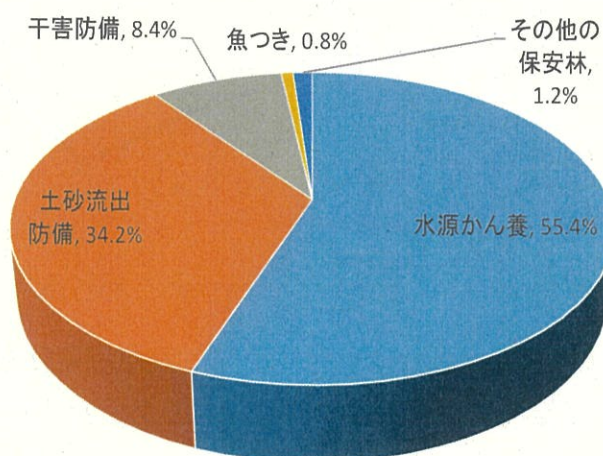
長崎市の保安林の現況

(単位：ha)

種類	水源かん養	土砂流出防備	干害防備	魚つき	その他の保安林	合計	民有林総面積	保安林率
面積	2,482.94	1,529.64	377.51	33.79	54.55	4,478.43	20,785	21.5%

・令和2年度長崎県の森林・林業統計（令和3年9月刊行）

・数値は、四捨五入のため計と内訳は一致しない。



(5) 林業就業者数

【林業従事者数人口の推移】

林業を取り巻く情勢は、木材価格の低迷、林業生産経費の高騰による経営意欲の減退、林業従事者の高齢化、若年者の山村離れによる後継者不足といった厳しい状況にあるため、就業者の減少傾向が続き、長崎市では近年100人を割り込んでいる。

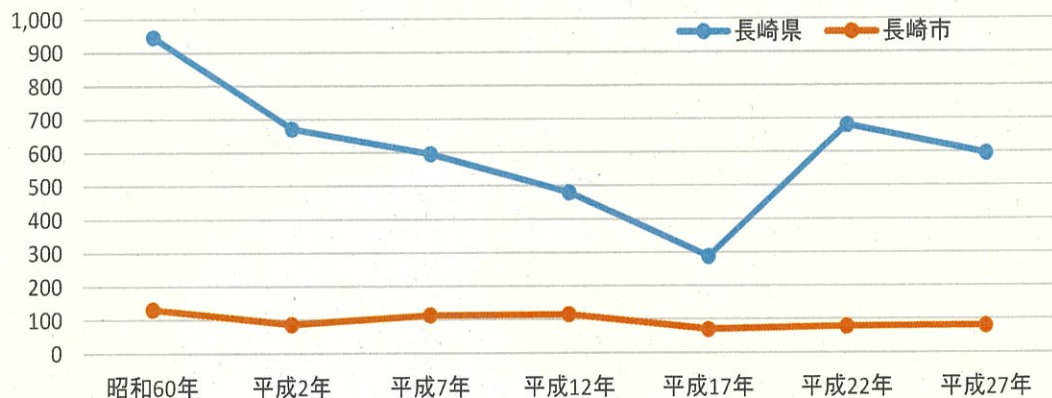
このため、維持管理の行われない森林の増加による森林機能の低下が懸念される。

単位：人

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全国	13,982	100,497	81,564	67,558	52,173	51,200	45,440
長崎県	946	671	596	480	287	681	596
長崎市	131	86	113	115	70	78	80

資料：国勢調査

※平成22年に全国、長崎県の就業者数について、国勢調査の集計方法の変更があった。



※ 年齢別林業就業者数は、国勢調査における集計データなし

※ 林業生産量については、極めて小量であるため把握できない

2 市有林の現状と管理

(1) 管理形態

直 営 林：間伐等の保育作業は、業務委託により実施する。

分収造林：国、県及び地域の造林組合等と土地所有者である長崎市と分収契約（伐採時の収益割合等の契約）を結び、国、県又は地域の造林組合等による植林や保育等の管理を実施する。

(2) 市有林の内訳

(単位：面積ha) 令和4年3月31日現在

(単位: 面積ha) 令和4年5月31日現在

区分		直営林	分収林					採草地	総計
			地域分収	官行造林	公社造林	県行造林	(独)森林総合研究所		
合計		1,308	298	65	204	325	164	230	2,594
内 訳	長 崎	893	298	44	41	242	103	230	1,851
	香 焼	139	-	-	-	-	-	-	139
	伊王島	5	-	-	-	-	-	-	5
	高 島	2	-	-	-	-	-	-	2
	野母崎	57	-	-	-	-	8	-	65
	三 和	-	-	21	19	20	-	-	60
	琴 海	25	-	-	10	63	-	-	98
	外 海	187	-	-	134	-	53	-	374

(3) 整備の状況【山林整備事業】

市有林の森林資源の有効活用と公益的機能の充実に図るため、間伐等を実施する。

年度	H29	H30	R元	R2	R3
整備箇所 (間伐面積)	茂木地区ほか (7.3ha)	網場地区 (7.5ha)	網場地区 (6.8ha)	外海地区 (6.7ha)	外海地区 (6.9ha)

3 林道基盤整備の概要

(1) 林道及び作業道の開設状況

令和4年3月31日現在

区 分	路 線 数	延 長(m)	舗装延長(m)	舗装率(%)	備 考
林 道	21	70,657	62,093	88	長崎地区(西彼半島線含む)
	9	16,255	9,245	57	外海・香焼・野母崎・琴海地区
小 計	30	86,912	71,338	82	
林業専用道	1	3,400	1,099	32	外海地区(神浦江川線)
小 計	1	3,400	1,099	32	
作 業 道	24	42,208	12,837	30	長崎地区
	10	9,815	1,834	19	野母崎・琴海地区
小 計	34	52,023	14,671	28	
合 計	65	142,335	87,108	61	

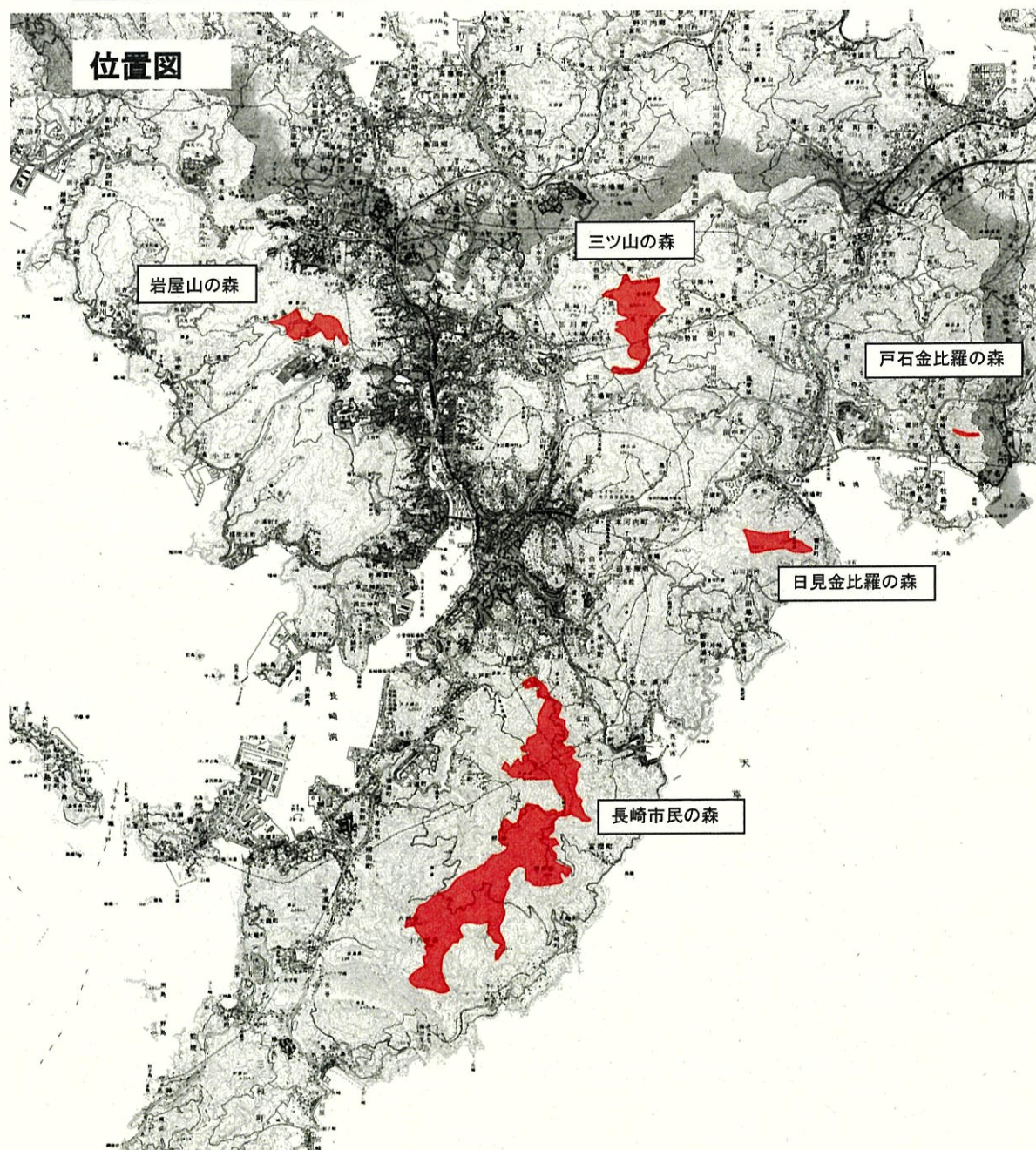
※外海、琴海、長崎地区の西彼半島線(林道)は、長崎地区に計上している。

4 市民ふれあいの森

(1) 設置目的

市民が森林に親しみ、憩い、自然を体験する場を提供することにより、森林及び林業についての理解並びに自然愛護に対する意識の高揚に資することを目的とする。

名 称	整備開始年	面積 (ha)	主な施設
長崎市民の森	昭和 48 年	765	森林体験館、ケビン、キャンプ場
三ツ山の森	昭和 49 年	104	林間広場、花木、遊歩道、トイレ
日見金比羅の森	昭和 63 年	69	林間広場、トイレ、展望台
岩屋山の森	平成 5 年	133	林間広場、バ イ ト化、遊歩道
戸石金比羅の森	平成 14 年	17	遊歩道、花木、案内施設



ア 市民ふれあいの森（写真）

長崎市民の森内「体験の森」

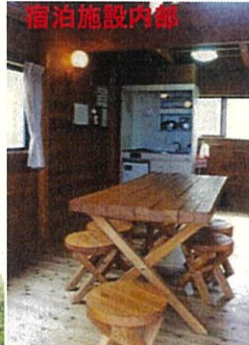
森林学習施設
(森林体験館)



宿泊施設
(ケビン)



宿泊施設内部



森林学習施設内部



キャンプ場

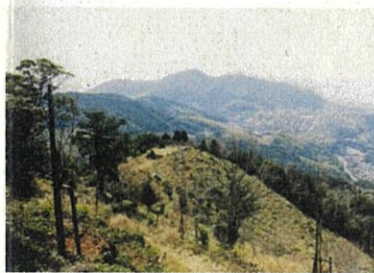


運動広場

日見金比羅の森



三ツ山の森



岩屋山の森



戸石金比羅の森



(2) 体験の森

長崎市民の森内に、市民が森林に親しみ、憩い、自然を体験する場を提供することにより、森林及び林業についての理解並びに自然愛護に対する意識の高揚に資することを目的として設置された施設。

(単位:人)

施設名	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
森林学習施設 (森林体験館)	利用者数	7,717	9,871	8,404	9,031	7,877	7,486	3,964	3,819
休養宿泊施設 (ケビン)	宿泊利用者数	2,164	1,878	2,054	1,637	1,550	1,715	1,223	1,127
	休憩利用者数	1,389	1,430	1,671	2,043	1,803	1,404	829	905
	計	3,553	3,308	3,725	3,680	3,353	3,119	2,052	2,032
キャンプ場	利用者数	74	172	238	83	66	155	216	451
運動広場	利用者数	12,917	12,718	8,277	13,485	10,220	9,898	7,944	6,948
計		24,261	26,069	20,644	26,279	21,516	20,658	14,176	13,250



ア 体験森施設の概要

	長崎市体験の森	
設置場所	長崎市茂木町1010-1 ほか	
設置年月日	平成6年7月1日	
設置目的	市民が森林に親しみ、憩い、自然を体験する場を提供することにより、森林及び林業についての理解並びに自然愛護に対する意識の高揚に資する。	
管理運営	(指定管理者) 株式会社 シンコー	
職員配置	—	
施設概要	1 敷地面積	17ha
	2 主な施設	
	①森林学習施設 (森林体験館)	②休養宿泊施設 (ケビン)
	木造 2 階建 延480㎡ 1階 (350㎡) 多目的ホール 木工コーナー 管理事務所 シャワー室 2階 (130㎡) 森林学習室	木造平家建 3棟 木造 2 階建 2棟 平家建 (29.81㎡) 和室, トイレ, 押入, ミニキッチン ユニットバス, 調理器具 2 階建 1階 (29.81㎡) 和室, トイレ, 板張, ミニキッチン ユニットバス、調理器具 2階 (18.22㎡) 板張、押入 使用料 宿泊 1 棟 8,904 円 休憩 1 棟 1 室 523 円
	③運動広場	④キャンプ場
	約6,500㎡	約5,500㎡ テントサイト 26区画
	⑤その他の施設	
	・涼坂樹木園 ・昆虫の森	

5 間伐材活用促進事業

市直営林の造林作業で発生する間伐材は、従来、切捨て処分していたが、有効利用を図り地域産材のアピールや林業の振興及び森林環境の保全に寄与することを目的として、平成14年度より、間伐材加工所を設置し、丸太や板材等の素材提供のほか「バンコ椅子」や「フラワーポット」等に加工し、さるくコースや公民館、小中学校等公共施設への提供及びイベント開催時の貸出を行っている。

また、「公共建築物等木材利用促進方針」（平成26年10月策定）に基づき、公共建築物等の木材利用を促進することとし、教育委員会において実施した「学校図書館環境整備に関する調査」及び「公民館木質化製品要望調査」などにより要望があった木製品について、年次計画で製作・提供している。

■加工実績

	H14～R3 年度	備考
バンコ椅子	1,913 脚	
フラワーポット	4,703 個	
その他加工品	32,358 本	2m丸太換算
	H27～R3 年度	備考
看板（案内板）	53 製品	学校図書館、学校保健室、ふれあいセンター等の木質化
掲示板	20 製品	
絵本架	202 製品	
楕円展示台	39 製品	
ブックトラック	87 製品	
本棚	2 製品	
四角テーブル	5 製品	
設置箇所	188 施設	

【活用事業名及び補助率】

- (1) 県補助事業名 ふるさとの森林づくり事業（「ながさき森林環境税」事業）
- (2) 補助率 県1/2、市1/2



学校図書館の木質化の取り組み 模式図

■事業内訳 人件費（製材、加工）、消耗品費（のこ、釘等）
委託費（天板製作、完成品を学校・公民館までの運搬費）

市有林の間伐材活用

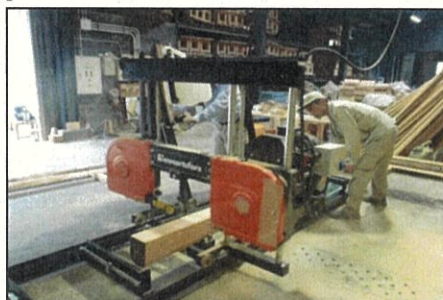


間伐作業（既存補助）山林整備事業



間伐材加工所への運搬

間伐材加工所での加工、組立等



製材、加工・組立作業

間伐材等で製作する木製品



楕円展示台



ブックラック



掲示板



絵本架



看板

6 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業

ア 目 的

過疎化や施業者の高齢化に伴い、手入れが行われなくなった森林に対し、森林の持つ多面的機能（地球環境保全、物質生産機能 等）を持続的に発揮させるため、地域住民及び森林所有者等の活動組織が実施する、森林管理活動や資源を利用するための活動に対し、国と地方公共団体（県・市町）が一定の支援を行うもの。

イ 実施期間 平成 25 年度～令和 8 年度

ウ 窓 口 長崎森林・山村対策協議会

エ 支援を受けるための要件

- (ア) 活動組織は、地域住民や森林所有者等（3 名以上）で構成されていること。
- (イ) 活動対象森林は、原則、森林経営計画が策定されていない 0.1ha 以上の森林とする。
- (ウ) 活動組織及び活動対象森林は、原則、長崎県内とする。
- (エ) 全体の活動内容や年度別の取り組み等を記載した活動計画書が必要。

オ 支援の種類及び助成費用（1 活動組織の助成限度額は年間 500 万円とする）

① メインメニュー

(ア) 地域環境保全タイプ

- ・ 里山林景観を維持・保全するための活動
(助成単価 初年度:12 万円/ha, 2 年目:11.5 万円/ha, 3 年目:11 万円/ha)
- ・ 侵入竹の伐採・除去、荒廃竹林の整備活動
(助成単価 初年度:28.5 万円/ha, 2 年目:26.5 万円/ha, 3 年目:24.5 万円/ha)

(イ) 森林資源利用タイプ

- ・ 集落周辺の広葉樹等の伐採、搬出活動等
(助成単価 初年度:12 万円/ha, 2 年目:11.5 万円/ha, 3 年目:11 万円/ha)

② サイドメニュー（メインメニューと組み合わせて実施）

- (ウ) 路網補修・機能強化等 (助成単価 800 円/m)
- (エ) 関係人口創出・維持等 (助成単価 5 万円)
- (オ) 活動の実施に必要な機材及び資材の整備 (必要額の 1/2 又は 1/3 を助成)



里山林保全活動



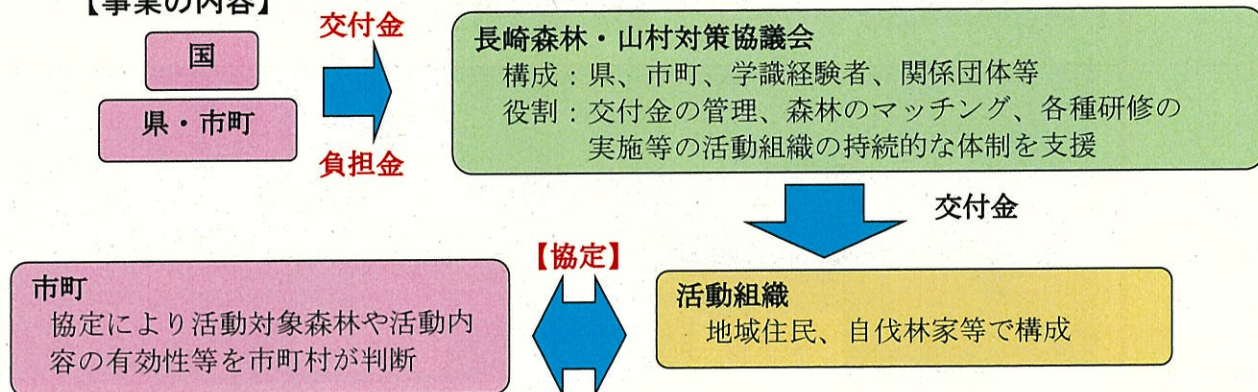
竹林整備活動



森林資源利用

カ 令和 3 年度の実績(長崎県全体) 51 活動組織に、計 38,555,685 円を助成
(うち長崎市内は 15 組織、計 7,219,815 円を助成。) 長崎市負担 794,891 円

【事業の内容】



7 林業機械導入事業

ア 現状と必要性

長崎市の人工林（スギ、ヒノキ）面積7,301haの内、41年生以上が約5,465ha（75%）を占めております。

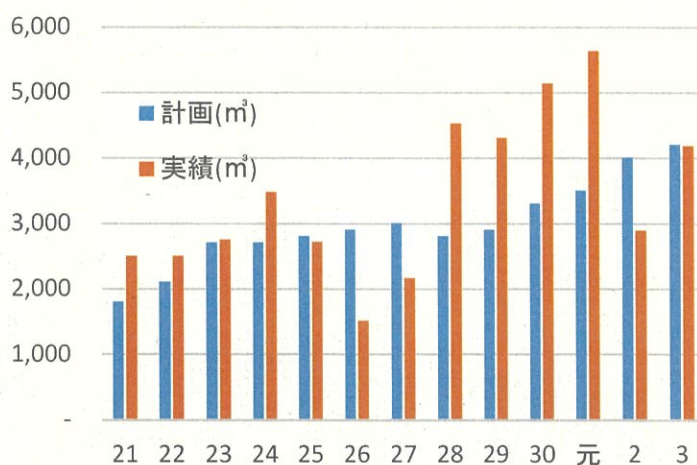
しかしながら、近年の木材価格の低迷に伴い、林業従事者の高齢化や担い手不足等により、森林環境の著しい荒廃が懸念される中、その振興策の一つとして作業道の整備と併せて林産事業用機械の導入促進を行うことによりコストを削減し、造林及び林業の振興、ひいては森林環境の荒廃を防止に努める必要があります。

イ 事業内容

長崎市が出資する長崎南部森林組合が国庫補助事業により林産事業用機械を購入する費用の一部を管内4市2町で協調し助成する。

<素材生産の実績及び計画量（長崎南部森林組合長崎支所）>

年度	計画 (m³)	実績 (m³)	実施率
21	1,800	2,501	139%
22	2,100	2,500	119%
23	2,700	2,744	102%
24	2,700	3,478	129%
25	2,800	2,713	97%
26	2,900	1,507	52%
27	3,000	2,157	72%
28	2,800	4,525	162%
29	2,900	4,302	148%
30	3,300	5,138	156%
元	3,500	5,629	161%
2	4,000	2,891	72%
3	4,200	4,185	100%
4	4,000		

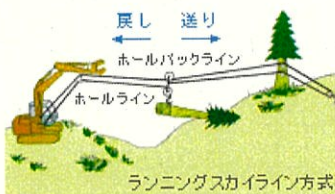


<林産事業用機械導入実績>

単位：台

年 度	導 入 機 種						計
	ハーベスター	プロセッサ	スイングヤーダ	グリップ付 パワーショベル	グリップ付 フォワーダ	グリップ付 10トントラック	
平成27年度まで		3	1	2	3	2	11
平成28年度		1			1		2
平成29年度	1		1				2
平成30年度	1				1		2
令和元年度		1			1		2
令和2年度			1				1
令和3年度					1		1
計	2	5	3	2	7	2	20

導入機種

【プロセッサ】 伐採した木材の枝払い及び指定した長さに切断する	【グラップル付パワーショベル】 バックホーとして作業路の開設等の土砂掘削に加え、バケット部分に木材等をはさむことが可能なグラップルを備えた機械	
	耐久性のある 作業路の開設作業 表土とバケットとクラムアームにて挟み移動作業や、バケット形状の変更により表土の締め固め作業効率の向上と、積み取りされた枝根を揺さ振り残土を落下させ土止めとして使用などの作業がラクラク行えます。  グラップル部分	
【グラップル付フォワーダ】 林内において、伐採した木材を運搬する	【クレーン・グラップル付 10 トントラック】 林内に集積された木材を市場等に運搬する	
		
【ハーベスタ】 伐倒、枝払い、指定した長さに玉切り、集積作業を一貫して行う機械		
 伐採	 枝払い	 玉切り
【スイングヤーダ】 建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載した集材機		
 		

8 その他の事業

(1) 山林監視員制度

ア 設置目的

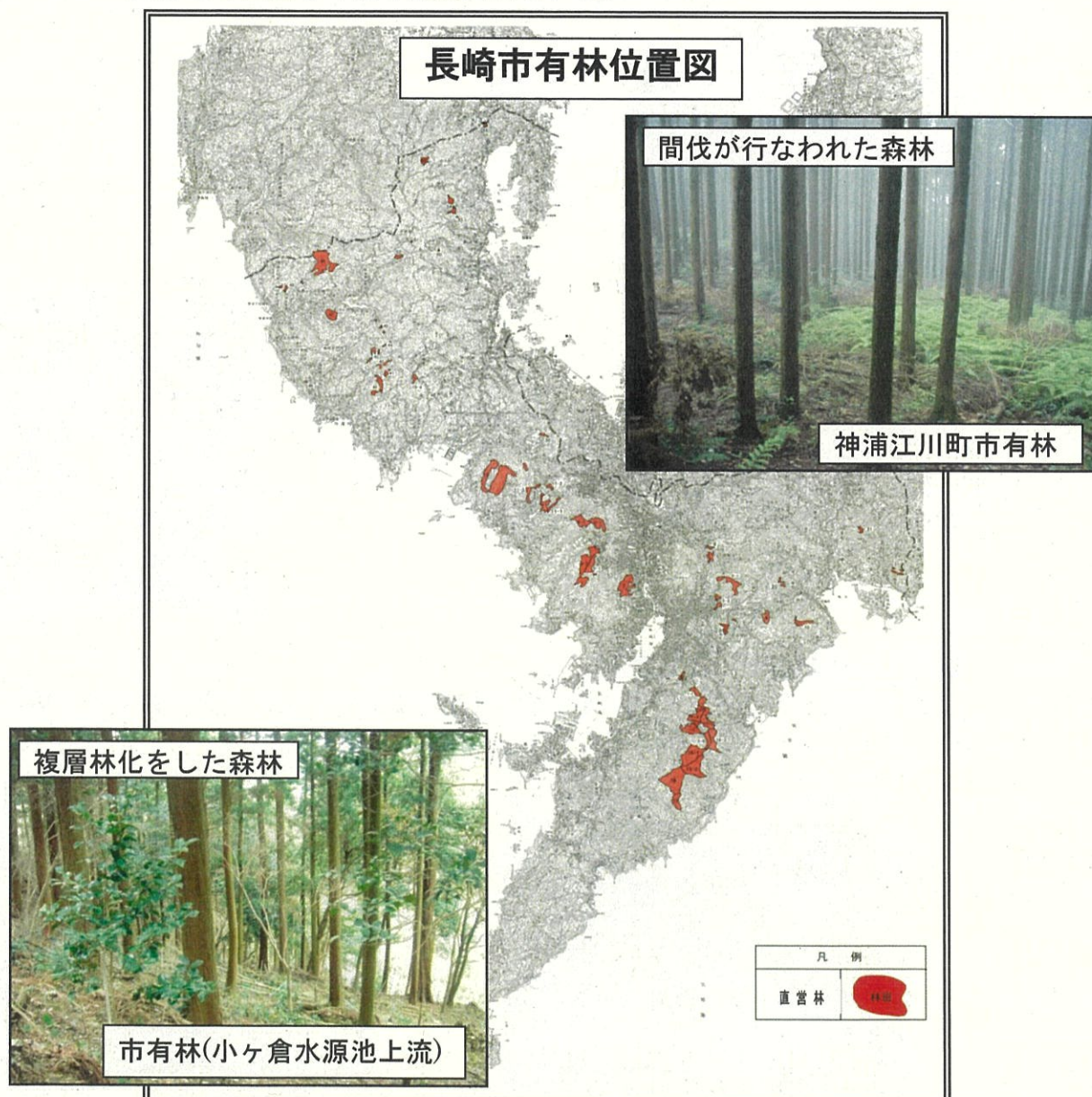
市有造林地を管理させるため、長崎市山林監視員規則に基づき、山林監視員を市長が任命し、市有林の巡視を行い、環境保護等健全な管理を行う。

イ 活動状況

■現在、18名の山林監視員で市有造林地を管理。

■週1回以上、担当造林地を巡視し、月1回報告する。

- ・担当造林地内の土地・立木竹・標柱その他の物件を保護監視し、特に盗伐、火災及び病虫害を警戒防止する。
- ・造林地内の調査・測量・植林・伐採等の作業を補助し、又は、監督する。
- ・造林地の図面その他の物品を監理する。



(2) 松くい虫防除及び予防対策

ア 目的

森林病虫害等（松くい虫）を早期に、且つ、徹底的に駆除し、そのまん延を防止し、森林の保全を図る。

イ 事業箇所

○長崎地区（茂木・上戸町）0.83ha ○野母崎地区（脇岬、野母、高浜）1.07ha
○外海地区（池島）0.21ha

○ 松くい虫防除とは

松くい虫被害は、「マツノザイセンチュウ」という体長1mmにも満たない線虫が松の樹体内に入ることによって引き起こされますが、その線虫を松から松へ運ぶのが「マツノマダラカミキリ」というカミキリ虫で、被害のまん延を防止するため、松くい虫被害防除の大半は、媒介するマツノマダラカミキリを駆除するものです。

地上散布



予防対策

6月頃に、健全な松林に農薬を散布することで、マツノマダラカミキリの成虫を駆除するもの。
(毎年実施)

予防対策

11月から翌年の3月までに実施。殺線虫剤を直接樹幹に注入するもので、マツの木全体に行き渡らせておいて、侵入・増殖を阻止します。
(薬の残留期間は、1回の注入で4年～5年)

樹幹注入



被害木の伐倒処理：伐倒駆除

10月中旬～2月頃に実施。枯れ松の樹幹内にあるマツノマダラカミキリの幼虫、マツノザイセンチュウを駆除するもの。

油剤処理(10月までの被害木)



燻蒸処理(11月以降の被害木)

